

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年6月23日

【事業年度】 第14期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

【会社名】 ヤフー株式会社

【英訳名】 Yahoo Japan Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井上雅博

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂九丁目7番1号
(平成21年4月1日から本店所在地 東京都港区六本木六丁目10番1号が上記のように移転しております。)

【電話番号】 03(6440)6000

【事務連絡者氏名】 管理本部長 瀬越俊哉

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂九丁目7番1号

【電話番号】 03(6440)6000

【事務連絡者氏名】 管理本部長 瀬越俊哉

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
売上高 (百万円)	117,779	173,695	212,552	262,027	265,754
経常利益 (百万円)	60,295	79,867	102,824	121,511	132,912
当期純利益 (百万円)	36,521	47,090	57,963	62,617	74,715
純資産額 (百万円)	96,059	142,455	192,385	250,672	236,469
総資産額 (百万円)	130,244	190,974	318,428	369,660	311,551
1株当たり純資産額 (円)	12,702.14	4,707.60	3,153.24	4,100.94	4,029.47
1株当たり当期純利益金額 (円)	4,766.03	1,536.40	958.66	1,035.27	1,255.52
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	4,750.62	1,532.38	956.70	1,033.79	1,254.18
自己資本比率 (%)	73.8	74.6	59.9	67.1	75.2
自己資本利益率 (%)	46.9	39.5	34.8	28.5	31.0
株価収益率 (倍)	105.33	93.47	42.40	50.04	20.61
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	46,083	59,604	72,710	81,493	87,805
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	17,119	27,532	160,403	16,981	53,946
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	384	3,028	65,033	26,192	109,923
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	68,992	98,035	75,212	113,027	36,996
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	1,721 〔207〕	2,561 〔273〕	3,059 〔343〕	3,759 〔443〕	4,599 〔403〕

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 平成21年3月期より、従来、売上原価に計上していた当社のパートナーである他のサイト運営会社に支払うTAC (Traffic Acquisition Cost) や販売費及び一般管理費に計上していた販売代理店等に支払う手数料について、売上高から控除する方法 (純額表示) に変更しております。

3 純資産額の算定にあたり、平成19年3月期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号) および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号) を適用しております。

4 当社は、平成16年5月20日付、平成16年11月19日付、平成17年5月20日付、平成17年11月18日付および平成18年4月1日付でそれぞれ株式1株を株式2株に分割しております。

5 株価収益率については、期末時価に当該株式の権利の価格に相当する金額を加算した金額に基づいて算出しております。

6 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

回次		第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月		平成17年 3月	平成18年 3月	平成19年 3月	平成20年 3月	平成21年 3月
売上高	(百万円)	107,407	154,460	197,230	220,750	224,588
経常利益	(百万円)	60,922	82,111	105,412	121,584	127,278
当期純利益	(百万円)	37,157	49,725	61,592	64,486	68,363
資本金	(百万円)	6,692	7,032	7,187	7,366	7,444
発行済株式総数	(株)	7,550,123.64	30,226,068.56	60,477,014.12	60,502,022.12	58,107,980.00
純資産額	(百万円)	96,830	145,853	197,677	257,167	236,031
総資産額	(百万円)	126,210	187,268	315,506	356,152	293,808
1株当たり純資産額	(円)	12,804.29	4,820.02	3,268.24	4,248.77	4,057.49
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	484.00 ()	156.00 ()	96.00 ()	104.00 ()	130.00 ()
1株当たり当期純利益金額	(円)	4,849.47	1,622.67	1,018.69	1,066.16	1,148.78
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	4,833.79	1,618.42	1,016.60	1,064.64	1,147.56
自己資本比率	(%)	76.7	77.9	62.6	72.2	80.2
自己資本利益率	(%)	47.4	41.0	35.9	28.4	27.7
株価収益率	(倍)	103.52	88.50	39.90	48.59	22.52
配当性向	(%)	10.0	9.6	9.4	9.8	11.3
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(名)	1,322 〔139〕	1,959 〔136〕	2,340 〔151〕	2,697 〔163〕	3,622 〔251〕

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 平成21年3月期より、従来、売上原価に計上していた当社のパートナーである他のサイト運営会社に支払うTAC (Traffic Acquisition Cost) や販売費及び一般管理費に計上していた販売代理店等に支払う手数料について、売上高から控除する方法 (純額表示) に変更しております。

3 純資産額の算定にあたり、平成19年3月期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号) および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号) を適用しております。

4 当社は、平成16年5月20日付、平成16年11月19日付、平成17年5月20日付、平成17年11月18日付および平成18年4月1日付でそれぞれ株式1株を株式2株に分割しております。

5 株価収益率については、期末時価に当該株式の権利の価格に相当する金額を加算した金額に基づいて算出しております。

6 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

2 【沿革】

年月	事項
平成8年1月	インターネット上の情報検索サービスの提供を行うことを目的として、東京都中央区日本橋浜町三丁目42番3号にヤフー株式会社を設立
平成8年4月	日本語での情報検索サービス(サービス名:Yahoo! JAPAN)の提供を開始
平成8年5月	本社を、東京都中央区日本橋箱崎町24番1号に移転
平成9年11月	店頭登録銘柄として株式を公開
平成10年7月	「My Yahoo!」をはじめとする、「Yahoo!ページャー」(注1)、「Yahoo!掲示板」、「Yahoo!ゲーム」の4つの登録サービスを開始
平成11年8月	本社を、東京都港区北青山三丁目6番7号に移転
平成11年9月	オンライン・ショッピングサービス「Yahoo!ショッピング」の提供を開始 オンライン・オークションサービス「Yahoo!オークション」を開始
平成12年9月	携帯端末へのインターネットサービス拡充のため、ピー・アイ・エム株式会社を吸収合併し、同社の100%子会社であった株式会社電脳隊(注2)が当社の子会社となる(現 連結子会社)
平成13年5月	「Yahoo!オークション」において、サービスの安全性確保を目的に、本人確認と補償制度提供を骨子とした有料化を開始
平成13年8月	広告の企画・製作、マーケティングリサーチを目的とした広告代理店として、子会社ワイズ・エージェンシー株式会社を東京都港区に設立(現 連結子会社)
平成13年9月	ブロードバンド関連の総合サービス「Yahoo! BB」の商用サービスを開始
平成13年12月	ショッピング事業拡充のため、イー・ショッピング・ブックス株式会社(注3)の株式51.3%を取得し子会社とする
平成14年4月	「Yahoo!オークション」において、出品システム利用料の課金を開始 「Yahoo! BB」のビジネスモデルにおいて、モデム販売から、加入者獲得インセンティブ等のモデルに変更
平成14年8月	新規ビジネスの展開や新たな提携関係の構築にあたってより機動性の高い柔軟な事業展開を可能とするためユニセプト株式会社を設立 オンライン上における決済に関するノウハウ等を当社の事業の強化・充実に結びつけるため、株式会社ネットラストの株式60.0%を取得し子会社とする(現 連結子会社)
平成15年1月	国内初の個人間クレジットカード支払いサービス「Yahoo!ペイメント」(注4)を開始
平成15年4月	本社を、東京都港区六本木六丁目10番1号に移転(注5)
平成15年7月	特典付きの会員制サービス「Yahoo!プレミアム」を開始
平成15年10月	新たにインターネットを利用した結婚仲介事業への進出を図るため、株式会社プライダルネットの株式100%を取得し子会社とする(注6) 東京証券取引所市場第一部へ上場
平成15年11月	保険関連サービスへの展開を図るため、子会社ワイズ・インシュアランス株式会社を東京都港区に設立(現 連結子会社)
平成15年12月	日本語処理に関する技術力を強化し、様々なサービスの改善を図るため、株式会社ボックスの株式100%を取得し子会社とする
平成16年2月	インターネットにおける求人事業の拡大を目指し、株式会社リクルートとの合併で子会社株式会社インディバルを東京都港区に設立(現 連結子会社)
平成16年4月	求人情報サイト「Yahoo!リクナビ」を開始 モバイルビジネスの一層の強化を図るため、株式会社ネットジーンの株式48.0%を取得し子会社とする(注7)
平成16年7月	東京都主税局とともに全国で初めての「インターネット公売」を実施
平成16年8月	グローバルスタンダードな第三者視点を取り入れた情報セキュリティ対策を継続的に強化するため、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を取得
平成16年11月	ホスティング事業(レンタルサーバ事業)とドメイン事業を強化するため、ファーストサーバ株式会社の株式57.7%を取得し子会社とする(現 連結子会社)
平成17年1月	地域情報サービスの一層の充実を図るため、株式会社アルプス社の事業を承継
平成17年7月	インターネット上の情報発信ツール「Yahoo!ブログ」ベータ版の提供を開始 ショッピング事業拡充のため、株式会社インデックスならびに株式会社コネクテックテクノロジーズとの合併にて、モバイルコマース専門のコミュニティコマース株式会社を設立(現 連結子会社)(注8)
平成17年10月	インターネットにおけるリサーチ事業を強化するため、株式会社インフォプラントの株式58.2%を取得し子会社とする(現 ヤフーバリューインサイト株式会社)
平成17年12月	動画コンテンツサービス事業強化のため、ソフトバンク株式会社との合併事業を開始

年月	事項
平成18年2月 平成18年3月	ソーシャルネットワーキングサービス「Yahoo! 360°」（現「Yahoo!Days」）を公開 ソフトバンク株式会社と携帯電話事業に関する業務提携について合意 三井住友銀行グループとインターネット金融事業に関する業務・資本提携について合意 情報提供サービスの更なる強化のため、株式会社ニューズウォッチの株式69.0%を取得し子会社とする（現 連結子会社）
平成18年5月	ネットとリアルの両面でより利便性が高く価値あるサービスの提供の実現を目指し、JR東日本との包括的業務提携を行うことについて合意
平成18年9月 平成18年10月	「Yahoo!ネットバンキング」を開始 インターネット広告の新しい計測方式「クライアント サイド カウンティング」を導入 「Yahoo!ケータイ」を開始
平成19年2月	企業へのマーケティングに関連したソリューションサービスの拡充を行うため、株式会社インタースコープの株式89.5%を取得し子会社とする（現 ヤフーパブリックインサイト株式会社） ジャスダック証券取引所に重複上場
平成19年4月 平成19年7月	インターネットの健全で豊かな発展への寄与をめざしてYahoo! JAPAN研究所を設立 株式会社インタースコープを株式会社インフォプラントに吸収合併し、同社の商号をヤフーパブリックインサイト株式会社に変更（現 連結子会社）
平成19年8月 平成19年9月	株式会社ブレイナーの株式41.7%を取得し子会社とする オーバチュア株式会社の株式100%を取得し子会社とする（現 連結子会社）
平成20年1月 平成20年4月 平成20年7月	Yahoo! JAPANトップページを大幅リニューアル 株式会社アルプス社および株式会社ブレイナーを吸収合併 ヤフーカスタマーリレーションズ株式会社にてコンタクトセンター事業を開始（現 連結子会社）
平成21年2月	ソフトバンクIDC株式会社の株式100%を取得し子会社とする（現 連結子会社）（注9） ソフトバンクIDCソリューションズ株式会社を子会社化し、同3月に吸収合併

- (注) 1 「Yahoo!ページャー」は「Yahoo!メッセンジャー」に名称を変更しております。
- 2 株式会社電腦隊は、平成14年8月5日付でワイズ・スポーツ株式会社に商号を変更しております。
- 3 イー・ショッピング・ボックス株式会社は、平成17年1月5日付でセブンアンドワイ株式会社に商号を変更したのち、平成18年2月14日付で当社の保有する株式の一部を株式会社セブン-イレブン・ジャパンに譲渡し、持分法適用関連会社となっております。
- 4 「Yahoo!支払い」は「Yahoo!かんたん決済」に名称変更しております。
- 5 平成21年4月1日付で、本社を、東京都港区赤坂九丁目7番1号に移転いたしました。
- 6 株式会社プライダルネットは平成18年8月16日付で株式売却を行い、連結対象から除外されております。
- 7 株式会社ネットジーンは平成18年10月27日付で株式売却を行い、連結対象から除外されております。
- 8 コミュニティコマース株式会社は、平成17年9月16日付でトライクル株式会社に商号を変更しております。
- 9 平成21年4月1日付で、ソフトバンクIDC株式会社は株式会社IDCフロンティアに商号変更いたしました。

3 【事業の内容】

当社は、平成8年1月に、当社の親会社であるソフトバンク株式会社とYahoo! Inc.(以下、ヤフー・インクという)が合弁で、ヤフー・インクが行っているインターネット上の情報検索サービスの提供を日本で行うことを目的として設立されました。

当社の親会社であるソフトバンク株式会社は、持株会社として傘下に多数の関係会社を擁し、移動体通信事業、ブロードバンド・インフラ事業、固定通信事業、インターネット・カルチャー事業、イーコマース事業、その他の事業など、様々な分野・地域で事業活動を行っております。当社および当社子会社は、ソフトバンクグループで、「インターネット・カルチャー事業」、「ブロードバンド・インフラ事業」および「その他の事業」に属しております。

(1) 当社の関係会社および継続的で緊密な事業上の関係がある関連当事者の主な事業内容と事業の種類別セグメントとの関係

区分	名称	主な事業内容	関連する事業の種類別セグメント
親会社	ソフトバンク(株)	持株会社	
その他の関係会社	ヤフー・インク	インターネットを利用した広告の販売等	全セグメント
主な連結子会社	ワイズ・スポーツ(株)	スポーツ情報の取材および記事・コンテンツ制作	ビジネスサービス事業
	(株)ネットラスト	オンラインでの決済関連事業	ビジネスサービス事業・パーソナルサービス事業
	ワイズ・インシュアランス(株)	生命保険代理業および損害保険代理業	ビジネスサービス事業
	(株)インディバル	インターネットにおける求人事業、勤怠管理関連サービスの企画・運営	ビジネスサービス事業
	ファーストサーバ(株)	レンタルサーバ、ドメイン登録、その他インターネット関連サービスの情報処理サービス業	ビジネスサービス事業
	ヤフーバリューインサイト(株)	インターネット上の調査事業	ビジネスサービス事業
	(株)ニューズウォッチ	言語処理技術を基にした各種情報サービスの提供	ビジネスサービス事業
	オーバーチュア(株)	情報提供サービス業	広告事業
	ヤフーカスタマーリレーションズ(株)	コンタクトセンター業務	ビジネスサービス事業
	ソフトバンクIDC(株) (注)	データセンター事業	ビジネスサービス事業
	BBIX(株)	インターネットエクスチェンジ事業	ビジネスサービス事業
	その他2社		

(注) 平成21年4月1日付で、ソフトバンクIDC株式会社は株式会社IDCフロンティアに社名変更しております。

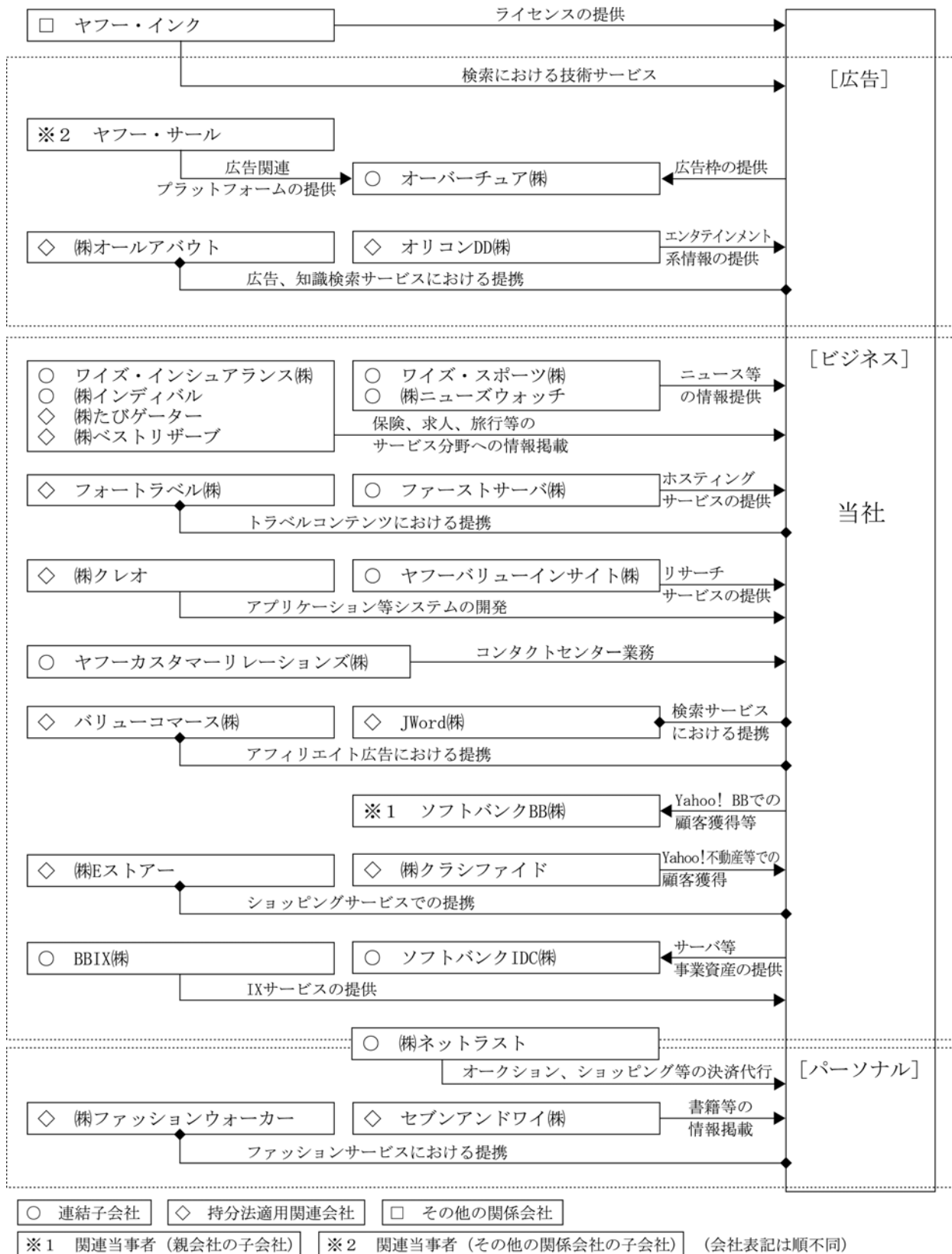
区分	名称	主な事業内容	関連する事業の種類別セグメント
主な持分法適用 関連会社	(株)たびゲーター	インターネットを利用した旅行商品販売	ビジネスサービス事業
	(株)オールアウト	専門ガイドによる総合情報サイト、インターネット広告事業等	広告事業
	(株)クレオ	システム開発事業、パッケージソフトの企画・開発・販売事業、ヘルプデスクサービスなどのサポートサービス事業	ビジネスサービス事業
	JWord(株)	JWord(日本語キーワード)事業、テクノロジーライセンス事業	ビジネスサービス事業
	バリューコマース(株)	成果報酬型インターネット広告システムの運営	ビジネスサービス事業
	(株)ファッションウォーカー	ファッションコマースサイトの運営	パーソナルサービス事業
	セブンアンドワイ(株)	インターネットを利用した書籍やDVDなどの販売	パーソナルサービス事業
	オリコンDD(株)	WEBサイトの制作・運営ならびに携帯電話向けコンテンツ販売	広告事業
	フォートラベル(株)	「旅行のクチコミサイト フォートラベル」サイト運営	ビジネスサービス事業
	(株)クラシファイド	クラシファイド広告専門販売業	ビジネスサービス事業
	(株)ベストリザーブ	インターネット宿泊予約サービス	ビジネスサービス事業
	(株)Eスター	WEBショップを構築・運営するためのサーバやシステムの提供および店舗運営サポート等	ビジネスサービス事業
その他6社			
関連当事者 (親会社の子会社)	ソフトバンクBB(株)	ADSL事業、コンテンツサービス事業、FTTH事業、流通事業等	ビジネスサービス事業
関連当事者 (その他の関係会社の子会社)	ヤフー・サークル	インターネット広告事業	広告事業

(2) 事業の種類別セグメントおよび事業内容

事業区分	事業の内容
広告事業	インターネット広告による売上、またはそれに付随する売上。 ・ ディスプレイ広告（バナー、テキスト、メール、動画）、企画広告制作費 ・ 成果連動広告（検索連動型広告、興味関心連動型広告、コンテンツ連動型広告、アフィリエイト広告）等
ビジネスサービス事業	広告以外の法人向けビジネスによる売上。 ・ 「Yahoo!リクナビ」、「Yahoo!不動産」、「Yahoo!自動車」等の情報掲載料 ・ 「Yahoo!オークション」、「Yahoo!ショッピング」のテナント料・手数料 ・ 「Yahoo! BB」新規獲得インセンティブ・継続インセンティブ ・ 「Yahoo!リサーチ」、「Yahoo!ビジネスエクスプレス」、 「Yahoo!ウェブホスティング」等の売上
パーソナルサービス事業	個人向けビジネスによる売上。 ・ 「Yahoo!オークション」のシステム利用料 ・ 「Yahoo!プレミアム」の売上 ・ 「Yahoo! BB」のISP料金、コンテンツ料金 等

なお、上記の区分は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（セグメント情報）」に掲げる事業の種類別セグメント情報の区分と同一であります。

(3) 事業の系統図



4 【関係会社の状況】

(1) 親会社

名称	住所	資本金 または出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 または被所有割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
ソフトバンク株 (注)	東京都港区	187,681	持株会社		42.1 (1.1)	役員の兼任 3名

- (注) 1 議決権の被所有割合は50%以下ですが、支配力基準により親会社としております。
 2 有価証券報告書の提出会社であります。
 3 「議決権の所有または被所有割合」欄の(内書)は間接被所有割合であります。

(2) 連結子会社

名称	住所	資本金 または出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 または被所有割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
ワイズ・スポーツ株	東京都港区	100	ビジネスサービス 事業	100.0		役員の兼任 1名
株ネットラスト	東京都港区	243	ビジネスサービス 事業・パーソナル サービス事業	75.0		役員の兼任 2名
ワイズ・インシュア ランス株	東京都港区	30	ビジネスサービス 事業	60.0		役員の兼任 3名
株インディバル	東京都港区	200	ビジネスサービス 事業	60.0		役員の兼任 2名
ファーストサーバ株	大阪市中央区	363	ビジネスサービス 事業	65.0		役員の兼任 1名
ヤフーバリューインサ イト株	東京都中野区	700	ビジネスサービス 事業	76.9		役員の兼任 2名
株ニュースウォッチ	東京都港区	428	ビジネスサービス 事業	69.0		役員の兼任 1名
オーバーチュア株 (注2)	東京都港区	10	広告事業	100.0		役員の兼任 3名
ヤフーカスタマーリレ ーションズ株	東京都港区	10	ビジネスサービス 事業	100.0		役員の兼任 2名 資金の貸付 250百万円
ソフトバンクIDC株 (注3)	東京都新宿区	100	ビジネスサービス 事業	100.0		役員の兼任 1名
BBIX株	東京都新宿区	100	ビジネスサービス 事業	70.0		データセンター事業での提携
その他2社						

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
 2 特定子会社であります。
 3 平成21年4月1日付で、ソフトバンクIDC株式会社は株式会社IDCフロンティアに社名変更しております。

(3) 持分法適用の関連会社

名称	住所	資本金 または出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 または被所有割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
㈱たびゲーター	東京都港区	100	ビジネスサービス 事業	30.0		役員の兼任 1名
㈱オールアウト (注1)	東京都渋谷区	1,169	広告事業	34.8		役員の兼任 1名
㈱クレオ (注1)	東京都港区	3,149	ビジネスサービス 事業	39.5		役員の兼任 2名
JWord㈱	東京都渋谷区	147	ビジネスサービス 事業	26.2		検索サービスにおける提携
パリュウコマース㈱ (注1)	東京都港区	1,714	ビジネスサービス 事業	44.2		役員の兼任 1名
㈱ファッションウォー カー	東京都港区	1,239	パーソナルサービ ス事業	25.5		ファッションサービスにお ける提携
セブンアンドワイ㈱	東京都千代田区	438	パーソナルサービ ス事業	31.3		「Yahoo!ショッピング」に おける提携
オリコンDD㈱	東京都港区	151	広告事業	34.0		役員の兼任 1名
フォートラベル㈱ (注2)	東京都新宿区	191	ビジネスサービス 事業	16.5		トラベルコンテンツにお ける提携
㈱クラシファイド	東京都千代田区	119	ビジネスサービス 事業	34.0		「Yahoo!不動産」等での 顧客獲得
㈱ベストリザーブ	大阪市中央区	351	ビジネスサービス 事業	20.0		「Yahoo!トラベル」に おける提携
㈱Eストアー (注1)	東京都港区	523	ビジネスサービス 事業	29.6		「Yahoo! ショッピング」に おける提携
その他 6社						

(注) 1 有価証券届出書または有価証券報告書の提出会社であります。

2 議決権の所有割合は20%未満ですが、実質的な影響力を持っているため関連会社としております。

(4) その他の関係会社

名称	住所	資本金 または出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有 または被所有割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
ヤフー・インク (注)	米国 カリフォルニア州	千\$ 1,595	インターネットを 利用した広告の販 売等		34.9 (0.1)	ヤフージャパン ライセンス 契約締結先 広告掲載等 役員の兼任 1名

(注) 「議決権の所有または被所有割合」欄の(内書)は間接被所有割合であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成21年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
広告事業	1,534 (131)
ビジネスサービス事業	1,941 (182)
パーソナルサービス事業	467 (44)
全社(共通)	657 (46)
合計	4,599 (403)

- (注) 1 従業員数は、当グループから当グループ外への出向者を除き、当グループ外から当グループへの出向者を含む就業人員であります。
- 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当連結会計年度の平均雇用人員であります。
- 3 臨時従業員には派遣社員、アルバイトを含めております。
- 4 従業員数が前期末に比し、840名増加しているのは、業務拡大に伴う採用および連結子会社の増加であります。

(2) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
3,622 (251)	32.9	2.9	6,090,654

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
- 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当事業年度の平均雇用人員であります。
- 3 臨時従業員には派遣社員、アルバイトを含めております。
- 4 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。
- 5 従業員数が前期末に比し、925名増加しているのは、業務拡大に伴う採用および合併によるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度においては、金融市場の混乱などに起因して世界経済が下半期に急速に悪化し、日本国内でも企業収益が悪化するなど景気後退が深刻な局面を迎えております。その影響は広告市場においても見られ、株式会社電通の発表によると、平成20年の年間の広告費は前年比4.7%減少、媒体別ではテレビ、新聞、雑誌、ラジオの広告費が4年連続して減少しております。一方で、同期間のインターネット広告費は6,983億円と前年に比べて16.3%増加しており、景気後退の影響を受けつつも広告手法の拡大や高度化を伴いながらインターネット広告市場は引き続き成長しております。また、総務省の発表によると、日本のインターネットの利用状況は、人口普及率が75.3%、インターネットの利用者数は9,091万人と推定され、インターネット利用世帯に占めるブロードバンドの割合が73.4%となるほか、携帯電話等の移動端末での利用者が増加するなど、幅広くインターネットの利用環境の普及が進んでおります。インターネット利用状況および利用環境の進展は消費行動にも大きな影響を与えており、認知から購入等の行動に至る従来の消費プロセスに、情報収集や選択肢評価を行うための「検索」というプロセスを加え、さらに「評価の共有」という新たなプロセスを発生させました。検索や共有はインターネットならではの特性を活かしたものであり、人々の生活に与えるインターネットの影響力はさらに拡大しております。

このような状況のもと、当グループは、日本を代表するインターネット・サービス・カンパニーとして生活のあらゆる場面で使っていただける「ライフエンジン」を目指し、各サービスに情報共有機能を充実させるなどの「ソーシャルメディア化」、携帯電話や情報家電向けサービスの強化をはじめとした「Everywhere化」、より生活に密着したサービスを提供する「地域・生活圏情報の充実」、外部のサイトへの広告配信や課金システム等の提供により、パートナーを通じた事業機会の拡大を図る「オープン化」に努めてまいりました。また、当連結会計年度においてはコスト構造を徹底的に見直し非効率な費用の削減に努めたほか、中長期を見据えて経営体質をより強固なものとするべく事業運営の効率化や経営資源配置の最適化にも取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における当グループの業績は、売上高2,657億円（前年同期比1.4%増）、営業利益1,346億円（前年同期比7.9%増）、経常利益1,329億円（前年同期比9.4%増）、当期純利益747億円（前年同期比19.3%増）となりました。

< 広告事業 >

当連結会計年度における広告事業は、景気減速が広告市況全体に深刻な影響を及ぼし、特に年度後半における景気の急速な悪化により広告市場全体が厳しい状況となるなか、広告会社との連携をより一層強めインターネット広告の特徴を活かし広告主のニーズに沿った提案を行い、広告出稿の獲得に努めました。

ディスプレイ広告においては、インターネットの特徴を活かしたターゲティング広告への評価が高まり、利用者の行動履歴を基にした配信を行う行動ターゲティング広告、利用者の属性情報を基にした配信を行うデモグラフィックターゲティング広告はいずれも前年同期と比較して100%以上伸びたほか、地域を限定して配信するエリアターゲティング広告も約3割増加しました。業種別で

は、行動ターゲティング広告では不動産・建設、金融・保険・証券、自動車関連の企業からの出稿が大きく伸び、デモグラフィックターゲティング広告については、化粧品・トイレットリーや美容関連など、主に女性をターゲットとした企業への浸透が進むとともに薬品・医療用品や食品関連の企業からの出稿が伸びました。エリアターゲティング広告では交通・レジャー関連の企業からの出稿が増加しました。また、サイズが大きく視覚効果も高い広告商品が好評で、主力商品である「プライムディスプレイ」の売上が、行動ターゲティング広告での配信量の増加や掲載サービスの対象増加に伴い約150%増となったほか、「ブランドパネル」の売上も、Yahoo! JAPANトップページのリニューアルに伴うサイズの拡大等による効果が年度を通じてフルに寄与し、2割以上増加しました。アド・ネットワークの推進によるパートナーサイトの拡大も進展しており、これによる売上も増加しています。

検索連動型広告の売上は、連結子会社化したオーバーチュア株式会社とのシナジーを高め、当グループ以外の媒体での採用もさらに推進・増加したこと、検索機能の改善を図りつつ広告掲載による効果を高めたことなどにより、前年同期と比較し約4割増加しました。加えて平成20年9月から、利用者の興味・関心に沿った広告を配信する「インタレストマッチ」の導入も開始し、広告主からの理解が徐々に進むとともに売上も拡大しています。また、モバイル広告の売上に関しても検索連動型広告が前年同期比で約170%増となりました。

注目の特集としては、開催時期に合わせて展開された「北京オリンピック特集」のユニークブラウザ数が2,600万ブラウザを超え、ページビューについても約10億ページビューを記録しました。また、WBC関連においては、決勝戦が行われた平成21年3月24日の「スポーツナビ」を含む「Yahoo!スポーツ」へのアクセスが約3.6億ページビュー、オンデマンドの速報動画が約70万視聴となるとともに同日におけるYahoo! JAPAN全体へのアクセスが約20億ページビュー、「Yahoo!モバイル」へのアクセスが約2億ページビューとなり、いずれも単日での過去最高の記録を更新するなど非常に多くの利用者を集め、広告媒体としての価値がさらに評価されました。

以上の結果、当連結会計年度の広告事業の売上高は1,388億円（前年同期比6.0%増）、営業利益は734億円（前年同期比13.5%増）となり、全売上高に占める割合は52.3%となりました。

< ビジネスサービス事業 >

当連結会計年度におけるビジネスサービス事業は、景気の急速な悪化に伴う企業の人材採用意欲の低下などにより「Yahoo!リクナビ」の売上が大きく減少し前年同期と比べてほぼ半減となったほか、「Yahoo! BB」の新規獲得インセンティブ売上も減少しました。「Yahoo!ショッピング」、「Yahoo!オークション」においては、「Yahoo!ポイント」のボーナスポイントキャンペーンの実施や、季節に応じたさまざまな販促企画を展開したほか、「Yahoo!ショッピング」における商品購入手続きの簡略化、商品レビュー機能の追加や、「Yahoo!オークション」における値下げ交渉機能の新たな追加など、さらなる利便性の向上と取扱高の拡大に努めました。また、「Yahoo!ショッピング」、「Yahoo!オークション」において、優れた成績をおさめたストアを対象に年間ベストストアの表彰を行うなど、ストア出店の魅力の訴求に注力するとともに、引き続き新規ストアの獲得にも努め、当連結会計年度末の「Yahoo!ショッピング」、「Yahoo!オークション」の合計ストア数は32,843店舗と前年同期末と比べて1,554店舗（5.0%増）増加し、テナント料収入が伸びたほか、「Yahoo!オークション」ではBtoCオークションの取扱高の増加に加えて、ストアロイヤルティを平成20年12月分の売上より改定したことも寄与し、手数料収入も大きく増加しました。当連結会計年

度における「Yahoo!オークション」、「Yahoo!ショッピング」、「Yahoo!トラベル」、「Yahoo!チケット」を合計したコマース取扱総額は9,467億円（前年同期比0.7%増）となりました。モバイル経由のコマース取扱高は大きく伸びて約3割増加しました。リサーチ関連では、ヤフーパブリックインサイト株式会社の売上が前年同期と比べ伸びたほか、「Yahoo!不動産」や「Yahoo!自動車」なども前年同期と比較して売上を伸ばしたものの、「Yahoo!リクナビ」の売上や「Yahoo!BB」の新規獲得インセンティブの減少の影響が大きく、ビジネスサービス事業全体としては減収となりました。

以上の結果、当連結会計年度のビジネスサービス事業の売上高は545億円（前年同期比6.1%減）、営業利益は207億円（前年同期比11.8%減）となり、全売上高に占める割合は20.5%となりました。

< パーソナルサービス事業 >

当連結会計年度におけるパーソナルサービス事業は、Yahoo!プレミアム会員限定のYahoo! JAPANサービスの拡充を図るとともに、外部パートナーとの特典連動も強化し、会員価値の向上と新規会員の獲得に努めました。この結果、平成20年12月の月額会員費の値上げにもかかわらず、当連結会計年度末のYahoo!プレミアム会員ID数は過去最大の736万ID（前年同期末比6.4%増）となり、売上も約2割増加しました。具体的な取り組みとしては、Yahoo!プレミアム会員向けに、「Yahoo!コミック」における週替わり「全巻無料イッキ読み」や「Yahoo!ミュージック サウンドステーション」における「オンデマンド再生」機能の提供などを行ったほか、吉本興業株式会社が提供する「よしもと特選映像集」の無料視聴や株式会社第一興商「ビッグエコー」のカラオケ室料の割引の提供など、外部パートナーとの特典連動も強化しました。「Yahoo!オークション」においては、商品詳細ページの全面リニューアルを行うなど利便性の向上を推進するとともに、さまざまな出品無料キャンペーンや、一定条件をクリアするとランクに応じた各種特典を受けられる「出品マスター」を開始するなど取引機会の拡大を図り、出品数が増加しました。モバイル版「Yahoo!オークション」においても出品無料キャンペーンを実施するなど利用の拡大に努め、モバイル経由の取扱高が大きく伸びました。しかしながら、不況感による消費者心理の落ち込みの影響も受け、落札単価が減少したほか、ファッションなどのカテゴリで不振が見られたことなどにより、「Yahoo!オークション」全体の取扱高は、前年同期と比べて減少しました。有料コンテンツの売上については、「Yahoo!パートナー」、「Yahoo!コミック」が大きく伸びたほか、「Yahoo!縁結び」も増加しました。

以上の結果、当連結会計年度のパーソナルサービス事業の売上高は726億円（前年同期比0.5%減）、営業利益は527億円（前年同期比8.3%増）となり、全売上高に占める割合は27.3%となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度の営業活動による資金の増加額は、法人税等の支払いがあったものの、利益の増加により87,805百万円（前年同期比7.7%増）となりました。

投資活動においては、データセンター事業を行うソフトバンクIDCソリューションズ株式会社等の子会社株式の取得、サーバー等の有形固定資産の取得、およびサービス拡充のためのソフトウェア等の無形固定資産の取得による支出により53,946百万円の支出（前年同期16,981百万円の支出）となりました。

財務活動においては、自己株式の取得および長期借入金の返済等により109,923百万円の支出（前年同期26,192百万円の支出）となりました。

以上の結果、当連結会計年度において減少した資金は76,065百万円となり、現金及び現金同等物の期末残高は36,996百万円（前年同期比67.3%減）となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績および受注実績

当グループはインターネット上での各種サービスの提供を主たる事業としており、また受注生産形態をとらない事業も多いため、事業の種類別に生産の規模および受注の規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

(2) 販売実績

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
広告事業	138,888	+6.0
ビジネスサービス事業	54,554	-6.1
パーソナルサービス事業	72,671	-0.5
消去または全社	(360)	
合計	265,754	+1.4

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当グループは、社会と調和し、持続可能な成長を図るために、新たな戦略を基にビジネスを開発し、利用者のニーズを満たすコンテンツやサービスを提供することで、当グループの競争優位性を維持するとともに、既存顧客の確保はもちろんのこと、新たな市場や顧客を開拓し、収益源を増大させる必要があると考えております。今後はパソコンだけではなく、携帯電話や情報家電などによるインターネットサービスの利用拡大が見込まれているほか、利用者自らが情報を発信しそれを他の利用者が活用するソーシャルメディア化など活用手段も多様化しております。加えて「検索」をはじめとしたサービスやインターネット上の広告手法など、技術の進歩が更に進んでおります。当グループはこうしたインターネットの利用環境の拡大、活用手段の多様化に対応するため、新しいサービスの提供、他サイト等とのパートナーシップの構築、技術開発、利用者動向の研究などにより一層注力してまいります。

また、インターネットはライフラインとして、生活やビジネスに深く浸透してきており、当グループの担う公共的な責任も増しているため、突発的な事件や自然災害などに対する施設面・業務面でのリスクマネジメントの徹底を常に念頭において活動してまいります。加えて当グループでは、個人情報の保護を筆頭にセキュリティの強化を最優先に図っておりますが、今後も当グループが提供するサービスを安全にかつ安心してご利用いただけるよう対策を講じてまいります。

更に、当グループの事業展開に伴う業容拡大に加え、インターネットを取り巻く環境の変化のスピード、利用者の多様化するニーズに対して、柔軟性の高い磐石な組織体制で臨み、積極的に人材を採用・育成していくこと、加えて企業の社会的責任を果たすための取り組みや、企業経営のリスクに対応するため内部統制システムを強化し確実に実行することが必要であると考えております。

当グループはこれらを着実に達成していくとともに、ヒト・モノ・カネすべての経営資源を最適配置し、意思決定のスピードを速め、最大限の効果を生み出す組織体制を構築し、創業以来築いてきた資産である「ブランド力」、「技術力」、「利用者への圧倒的なリーチ」等を最大限に活かし、収益を多様化するとともに経営体質をより強固なものとし、No.1インターネット・サービス・カンパニーとして、インターネット社会の更なる発展に努めてまいります。

4 【事業等のリスク】

当グループ（以下「ヤフー」）の業績は、今後起こり得る様々な要因により大きな影響を受ける可能性があります。

以下には、本書提出時点での事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載してあります。またヤフーでコントロールできない外部要因や事業上のリスクとして具体化する可能性は必ずしも高くないとみられる事項を含め、投資家の投資判断上重要と考えられる事項については積極的に開示しています。ヤフーは、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、その発生の予防および発生時の対応に努力する方針ですが、経営状況および将来の事業についての判断は、以下の記載事項を慎重に検討したうえで行われる必要があると考えています。また、以下の記載は当社株式への投資に関連するリスク全てを網羅するものではありません。

市場動向・競合環境に係わるリスク

経済・市場・利用者動向に係わるリスク

(イ) ヤフーの事業の発展はインターネット関連市場の拡大に依存しています

日本におけるインターネットの普及は平成7年頃から本格化し、ブロードバンドの進展やモバイル端末の進歩によりインターネット利用者数および利用時間は継続的に増加しています。ヤフーの事業は直接間接にインターネットに関連しているため、インターネット上の情報通信または商業利用が今後も広く普及し、利用者数ならびに利用時間が増加するとともに利用者にとって快適な利用環境が実現・維持されることが、事業の発展にとって基本的な条件となります。

しかし、将来的に利用者数の飽和や利用時間の低迷の可能性、インターネット利用を制約する規制や利用者への新たな課金が行われる可能性、インターネット利用者の増加や利用水準の高度化に対応した新しいプロトコルや技術標準の開発・適用等が適切に行われない可能性等、インターネット関連市場の継続的な拡大には、不透明な面があります。

(ロ) インターネットが主要メディアとしての地位を維持・拡大できるかどうかは不確実です

インターネットを利用した広告事業は、日本国内においてはヤフーの事業開始とともに本格化しました。株式会社電通の発表によると、平成20年における年間のインターネット広告費は広告市場全体の10.4%を占め、主要メディアであるテレビ、新聞に次ぐ市場規模にまで成長しています。

ヤフーでは、媒体としての価値を高めるため、各サービスの内容を充実させるとともに、主にディスプレイ広告においては、広告主や広告代理店等各種関係者のインターネット広告に関する理解・評価を高められるよう、定期的にセミナーを開催する等の方法により啓発活動を実施し、広告主層の拡大・安定化に努めてまいります。また、主に成果連動広告については、利用者の求めている情報と掲載される広告内容とのマッチング精度の向上に努め、利用者および広告主双方にとってメリットのある媒体となるよう努めております。

しかしながら、インターネットが他の主要メディアと伍して事業性のある広告媒体として定着するかどうかは不明確な部分があり、今後市場が期待以上に成長しない可能性や、成長のスピードが遅くなる可能性があり、期待した広告収入を得ることができず、ヤフーの業績に影響を与える可能性があります。

(ハ) インターネットの広告や情報掲載ビジネスは短期的な景気動向の影響を受ける可能性があります

広告事業は一般的に景気動向の影響を非常に受けやすく、特に不景気になった場合、各企業は広告にかかわる支出を優先的に削減する傾向があります。また、インターネット広告事業は歴史が短く、米国など日本に先行する海外の市場の影響を受けやすい面があります。また、広告主との契約による広告掲載期間は通常比較的短期間であること、インターネットの利用および広告主の広告支出需要には季節的な変動があること等により、ヤフーの広告売上は潜在的に短期変動する要素があります。

インターネットでの情報掲載ビジネスも、景気動向の影響を強く受けます。特に求人系サービスでは、景気動向に先行して企業が求人数を調整する傾向があるため、情報掲載料収入は景気動向の影響を強く受ける可能性があります。

その一方で費用は人件費、賃借料等の固定的な支出が多く、売上変動に応じた支出の調整が困難であるため、ヤフーの収益には潜在的な変動性があります。

- (二) インターネットの広告ビジネスは、広告主や広告代理店の媒体別広告予算配分の影響を受ける可能性があります
大手広告主による広告の出稿は、一般的に広告代理店を経由して行われ、インターネットやテレビ、新聞などの各媒体にどのように広告予算を配分するかは、広告主の意向や広告代理店の裁量に依るところが大きくなっています。ヤフーとしては媒体としての魅力を向上させるとともに、広告効果向上のための各種施策を実施しておりますが、これらの予算配分の動向により、ヤフーの広告事業の売上に影響を及ぼす可能性があります。
- (ホ) ヤフーがモバイル広告の領域において、PCと同等の地位を獲得できるかどうかは不確実です
今後は携帯電話等のモバイル端末への広告配信が活発化するものと見込まれます。ヤフーとしても従来のパソコンを介したサービスに加え、モバイル端末からもサービスが利用できるように対応していますが、インターネットのモバイル端末での利用が大きく拡大した場合、パソコンからのサービス利用と同等の利用者数や利用時間を獲得できず、全体としてヤフーのシェアが低下する可能性があります。その場合、広告主からの出稿の伸びが鈍化し、ヤフーの業績に影響を与える可能性があります。
- (ヘ) 企業によるインターネットの商業利用が期待通りに普及しない可能性があります
情報掲載ビジネスにおいては、株式会社リクルートとの共同展開による求人情報サイト「Yahoo!リクナビ」を筆頭に、サイトのユーザビリティと圧倒的な集客力やブランド力等を背景に市場を拡大させてまいりました。また、営業体制を整備し「Yahoo!オークション」、「Yahoo!ショッピング」へのストア誘致を積極的に行っており、今後も出店数を増加させコマース収入の拡大に努めてまいります。
こうした取り組みにもかかわらず、企業によるインターネットの商業利用が期待通りに普及せず、情報掲載ビジネスにおける旧来のメディア(新聞、雑誌、折込広告などの紙媒体等)からインターネットへのシフトが期待通りに進展しなかったり、オークション、ショッピングサイトの利用者が増加せず取扱高が期待通りに拡大しなかったり、出店店舗が期待通り獲得できないなどの理由により、市場が拡大しない可能性があり、ヤフーの業績に影響を与える可能性があります。
- (ト) ヤフーの収益は、ブロードバンド市場の変化による影響を受ける可能性があります
ブロードバンドプロバイダサービス「Yahoo! BB」は、ヤフーとソフトバンクBB株式会社の共同でサービスを提供しております。「Yahoo! BB」では主にDSLサービスを中心に低廉かつ高速なサービスを提供しております。
しかしながら、最近では通信技術の進歩により、ブロードバンド市場はDSLサービスからさらに高速伝送が可能な光ファイバーを用いたFTTHサービスへのシフトが進んでいます。ソフトバンクBB株式会社では、既存サービスに加えて、FTTHを利用したブロードバンド総合サービス「Yahoo! BB 光」の提供を行うなど、新たな会員の獲得を図っていますが、結果として期待通りの会員数を獲得できなかったり、既存顧客が他社サービスへシフトするなど、当初に期待した通りの売上が得られない、または予想以上の費用が発生する等の理由により、ヤフーの収益に影響を与える可能性があります。
- (チ) ヤフーの収益は、有料会員サービスの利用者数の変化の影響を受ける可能性があります
インターネット利用者は、ブロードバンドの進展により急速に増加し、それに伴い有料会員サービスの市場も拡大し、今後も引き続き成長していくものと考えられます。しかしながら、将来的には日本におけるブロードバンドやモバイル端末の普及が飽和し、利用者の増加が頭打ちになることが予想されます。ヤフーではそのような状況に備えるべく、日頃より各種サービスの顧客満足度を向上させ、利用度を高めるような様々な施策を実施していますが、将来的には「Yahoo!オークション」への参加や様々な特典を享受できる「Yahoo!プレミアム」、「Yahoo! BB」の有料会員数が従来通り伸びないおそれがあり、ヤフーの発展に影響を与える可能性があります。
- (リ) 有料コンテンツをインターネット経由で購入するという消費行動が定着しない可能性があります
ヤフーでは、ブロードバンドの普及に伴い可能となった大容量の動画や音楽など、インターネット利用者のニーズに合った様々な有料コンテンツを配信しています。今後も利用者の増加とともに、インターネットによる有料コンテンツの利用が増加していくものと思われませんが、インターネット上での有料コンテンツ配信が利用者の生活に浸透しなかったり、パソコン以外のデバイスによる有料コンテンツの利用が一般的になり、それらにヤフーが参入できない場合などは、期待通りの収益を上げられない可能性があります。

競合環境に係わるリスク

- (イ) ヤフーの各サービスには競合が存在するため、今後もインターネット業界において優位性を発揮し続けられるかどうかは不確実です

ヤフーのサービスはポータルサイトとしての位置づけを軸に、サイトなどの検索を始め、ニュースなどの各種情報提供、メールなどのツールの提供、ショッピングなどのEC(eコマース)、決済関連など、インターネットを通じ多数のサービスを提供しており、それぞれのサービスにおける競合は多数存在しております。

このような環境のもと、ヤフーが当業界において優位性を発揮し、一定の地位を確保・維持できるか否かについては不確実な面があります。また、競合の結果、価格競争や、顧客獲得に係わる費用の増大に伴う利益低下の可能性があるほか、広告代理店や情報提供者に対して支出する販売手数料や情報提供料等の増加を余儀なくされる可能性があり、ヤフーの業績に影響を与える可能性があります。

また、当業界においては、設立間もない企業による新興サービスが利用者の支持を集め急速に広まる事があります。ヤフーでは、利用者の意見や動向を捉え、利用者の支持を集めることのできるサービスをリリースしていく所存ですが、新興企業のサービスがヤフーのサービスに対する競合となる可能性や、競争優位性を発揮するための新規サービスの開発に費用がかかり、ヤフーの業績に影響を与える可能性があります。

現在、主な競合といたしましては、米国や欧州においてシェアの高い「Google」(グーグル株式会社)などが考えられます。

他社製品・サービスに係わるリスク

- (イ) ヤフーのサービスは、サーバー等の設備機器やインターネット回線、利用者の情報端末やソフトウェアなど、他社の製品やサービスに依存しています

ヤフーがサービスを提供するために必要なサーバー等の設備機器、インターネット回線や接続プロバイダ、利用者のインターネット情報端末やソフトウェアなどは他社の製品やサービスであるため、これらの機器やサービスが良好に供給され稼動する事が、ヤフーがサービスを適切に提供するための前提条件となっています。

インターネットウェブサイトへの接続用ソフトウェアであるブラウザや、インターネットへ接続できるパソコンや携帯電話、テレビ、カーナビなどの情報端末は、多種の製品が存在しています。ヤフーではこれらの各製品に適切にサービスを提供できるよう対応を進めております。しかしながら、一部の情報端末やソフトウェアにはヤフーのサービスが未対応な場合があります。また、情報端末やソフトウェアの使用法や設定内容などによっては、ヤフーのサービスを適切に受けることができない場合があります。また、それらの機器やソフトウェア、サービスの仕様変更や料金変動、供給不足などにより、ヤフーのサービスを適切に受けることができなくなる場合や、利用者の利用頻度が減少したり、ヤフーのサービス内容や収益に影響を及ぼす可能性があります。

技術動向に係わるリスク

- (イ) インターネット関連業界の技術革新のスピードは速く、技術革新に対して適切に対応できなかった場合、ヤフーのビジネスに大きな影響がでる可能性があります

コンピュータ関連技術の変革は著しく、インターネット関連分野においてもマルチメディア対応の新言語、新技術等が逐次開発されています。ヤフーが提供するサービスはこれらのインターネット関連技術を基盤としていますが、技術革新の速さ、業界標準および顧客ニーズの変化、新技術・新サービスの相次ぐ登場等がインターネット関連業界の特徴となっています。

これらに対応し競争力を維持するために、インターネット先進国である米国でヤフーと同様の事業を営んでいるヤフー・インクと緊密に協調し、これらの技術を自社のサービスに活用すべく技術開発を進めていますが、ヤフーおよびヤフー・インクの新技術への対応が遅れた場合、ヤフーの提供するサービスが陳腐化し、競合他社に対する競争力が低下する可能性があります。また、ローカライズにかかわる作業による支出の増加や、米国よりも日本の技術が先行した場合などに備えた体制への対応等、ヤフー独自の開発負担も今後ますます増加していくものと思われます。

法的規制・制度動向に係わるリスク

法的規制に係わるリスク

- (イ) ヤフーやインターネット業界に影響を及ぼす法令の制定や改正により、ヤフーおよび当業界に影響が及ぶ可能性があります

近年、日本国内においてはインターネット上の情報の閲覧や投稿、商取引に起因した事件等が報道され、それに伴いインターネットを用いた情報や物品の流通等に何らかの法的規制をかけようとする動きが見られます。ヤフーは、安心安全で利便性の高いインターネット環境を実現するために、各種法令を遵守するとともに、関係各所と協力し各種施策や啓発活動等を実施しております。

しかしながら、ヤフーやインターネット業界に影響を及ぼす法令の制定や改正により、ヤフーのサービス内容等への影響や、法令を遵守するための費用が増加する可能性があり、また、インターネット業界の発展に影響を与える可能性があります。

- (ロ) ヤフーはプロバイダ責任法を遵守する義務があり、その内容によっては事業が制約される可能性があります

平成14年5月から「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任法)が施行されました。この法律は従来の民法上の不法行為責任の範囲を明確にしたものに過ぎず、インターネット上で情報の流通を仲介する事業者の責任を加重するものではありません。しかしながら、この法律の成立をきっかけにして、情報の仲介者に対してより積極的に責任を追及すべきだという社会的な動きが生ずる可能性があり、新たな法律の制定やあるいは何らかの自主的なルール化が行われることにより、ヤフーの事業が制約される可能性があります。

- (ハ) ヤフーは電気通信事業法を遵守する義務があり、その内容によっては事業が制約される可能性があります

ヤフーはインターネットを利用した情報通信サービスを運営するために、電気通信事業法および関連する省令等を遵守する義務を負いますが、これらの法令が改正された場合にはヤフーの事業が制約される可能性があります。

- (ニ) 青少年ネット規制法の成立により、インターネット業界の発展に影響がでる可能性があります

ヤフーでは、設立当初よりインターネットの健全な発展に貢献するよう各種対策等を行ってきており、未成年者を有害情報から保護する目的で、「Yahoo!きっず」の運営や「Yahoo!あんしんねっと」の提供等の対策を講じてきております。平成20年6月に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法案」(青少年ネット規制法)が可決されましたが、現時点での当法令の内容とヤフーのビジネス内容から、事業への影響は軽微であると考えております。しかしながら、当法令は表現の自由への制約やフィルタリングの発展の阻害などへの課題が多く、日本国内のインターネット業界の発展に影響を与える可能性があり、結果的にヤフーの業績に影響がでる可能性があります。

- (ホ) オークションサービスに対して法的規制が行われた場合、ヤフーの収益に影響を与える可能性があります

現在「Yahoo!オークション」においては、違法な物の出品や詐欺等が報告されています。ヤフーは、既にブランド品出品者に対し、特定商取引法上の事業者と該当すると判断した出品者に対しては、事業者としての表示義務を遵守するよう誘導し、遵守状況が芳しくない場合には、IDの削除措置を取っています。また同じインターネットオークション事業者である株式会社ディー・エヌ・エー、および楽天株式会社と共同で「インターネットオークション自主ガイドライン」を策定し実施しているほか、「インターネット知的財産権侵害品流出防止協議会」の幹事会社として対策を積極的に行っています。また利用者向けの啓発ページとして「知的財産権保護ガイド」を設置し、著作権、肖像権、商標権などを解説することで、出品者だけでなく落札者への啓発活動も行っております。

しかしながら、これらの施策が功を奏さず、今後も違法出品や詐欺等が報告されるようであれば、インターネット上の取引そのものを規制するような法律が制定される可能性があり、その内容によっては、「Yahoo!オークション」への参加者の減少によるシステム利用料収入減少や、「Yahoo!プレミアム」への登録者数が減少し、ヤフーの業績に影響を与える可能性があります。

(ハ) ソーシャルメディア型サービスに対して法的規制が行われた場合、ヤフーの各サービスに対して影響を与える可能性があります

ソーシャルメディア型サービスは、利用者からの投稿によって、コンテンツの掲載やコミュニケーションが図られるため、他人の所有権、知的財産権、名誉、プライバシーその他の権利等の侵害が生じる可能性があります。ヤフーでは、これらの権利等の侵害に係わる投稿を禁止しており、著作権保護の観点からパトロールによる違法コンテンツのチェックや、利用者からの違法コンテンツの報告、権利者からの削除依頼などを速やかに受け付け、対応を行っております。

しかしながら、これらの施策が功を奏さず、今後違法投稿が多数報告され、社会問題等になるようであれば、インターネット上の利用者投稿サービスを規制するような法律が制定される可能性があります。その内容によっては、ヤフーの各サービスに影響を与える可能性があります。

(ト) 金融系サービスに係わる法改正が行われた場合、ヤフーの各サービスに対して影響を与える可能性があります

ヤフーでは、決済関連サービスとして「Yahoo! JAPANカード」、ならびに会員向けサービスとして「Yahoo!証券窓口」(金融商品仲介)を提供しております。

「Yahoo! JAPANカード」においては、クレジットカードの自社発行を行いキャッシングなどの融資機能を提供することから、「貸金業法」、ならびに「利息制限法」の適用を受けています。このためヤフーは貸金業法に基づき、関東財務局に貸金業登録を行っております。貸金業法の上限金利を利息制限法の上限金利まで引き下げる法改正により、利息制限法に定められた利息の上限金利を超過する部分に対して、不当利得として返還を請求される場合がありますが、これらによりヤフーが受ける影響は軽微なものと考えております。なお、ヤフーは法律施行前の平成20年5月に金利の引き下げを完了しております。

「Yahoo!証券窓口」(金融商品仲介)においては、金融庁の監督のもと、金融商品取引法や日本証券業協会の規則等の規制を受けています。このためヤフーは金融商品取引法に基づき、内閣総理大臣に金融商品仲介業の登録を行っております。これらの法律や規制を遵守し業務を運営していく所存ですが、ヤフーの自主努力にもかかわらず法律や規制に違反していると認定された場合、登録取消等の行政処分が課される可能性があります。またこれらの規制については、将来強化される可能性があり、その場合にはコンプライアンス体制やシステム対応の強化、再整備等により費用が増加し、ヤフーの収益に影響を与える可能性があります。

(チ) ヤフーのビジネスは、法的規制に限らず、政府や省庁、地方自治体等からの指導や要請等の影響を受ける可能性があります

前述の法的規制の適用に限らず、政府や省庁、地方自治体等が行う指導や要請等に基づき、業界各社がインターネット上での情報流通やビジネスを自主規制することにより、ヤフーのサービスや業績に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟等によるリスク

(イ) ヤフーはオークション詐欺の被害者から、損害賠償を請求される可能性があります

ヤフーでは、より健全なオークションサイトを目指し、安全性の向上を目的とした対応として、平成13年5月からの有償での本人確認制度の導入、平成16年7月からの郵便物の送付による出品者の住所確認の導入、平成17年11月から不正利用検知モデルの導入、平成19年7月から「受け取り後決済サービス」(注)を実施しました。また、違法出品の排除を行うパトロールチームの設置や、警察関係機関・著作権関係団体との提携を通じて、常に犯罪にかかわる情報の提供やサービスの改善を図り、リスクの軽減に努めています。しかしながら、これらの諸施策の実施にもかかわらず、今後も違法行為が発生する可能性があり、ヤフーの責任の有無にかかわらず、ヤフーに対して訴訟を起こされる可能性があります。実際に集団訴訟により損害賠償請求が提起されており、その動向によってはヤフーのブランドイメージが損なわれ、業績に影響を及ぼす可能性があります。さらに、違法行為防止のためのシステム開発や管理体制を整えるための費用が増大し収益に影響がでる可能性もあります。

また、利用者が違法行為等により損害を被った場合には、一定金額までの補償金を、ヤフーが被害を受けた利用者に支払う補償制度を実施しております。これにより、費用が増加する可能性があります。

(注)「受け取り後決済サービス」は、商品未着トラブルの撲滅に向けた抜本的な詐欺対策として、落札者が出品者への代金の支払いを、商品の受け取り後に支払う事ができるサービスです。

(ロ) ヤフーは所属金融商品取引業者から、損害賠償を請求される可能性があります

ヤフーは、「Yahoo!証券窓口」(金融商品仲介)において、所属金融商品取引業者(注)の管理のもと、ヤフーが作成する「勧誘方針」や「勧誘ガイドライン」に沿って口座開設や金融商品取引の勧誘を行います。ヤフーは、勧誘行為を行うにあたっては所属金融商品取引業者に十分な事前確認を求めますが、ヤフーが勧誘を行った結果、その内容が顧客に誤解を与えて損失を被らせた場合は、その内容や状況によっては顧客への補償等を一時的に行った所属金融商品取引業者から損害賠償を請求される可能性があります。

(注) 所属金融商品取引業者とは、ヤフーと金融商品仲介業における業務委託契約を締結した金融商品取引業者のことです。

(ハ) インターネット上の広告内容やリンク先ホームページ等について、関係者や行政機関等からヤフーに対してクレームや勧告、損害賠償を請求される可能性があります

ヤフーは、広告内容および広告バナーのリンク先ホームページに関して、独自の掲載基準である「広告審査基準」を設定し、日本国内の法令に抵触しないよう自主的な規制を行っています。また、広告主との間の約款によって、広告内容に関する責任の所在が広告主にあることを確認しています。さらにヤフーの検索サービスに登録するホームページについては、登録や削除の権利をヤフーで有し、ホームページの内容については全責任がホームページ作成者に帰属することを明示する等、登録ホームページ作成者との間の約款において、法令遵守に関して周知徹底を図っています。また、利用者が自由に情報発信できる掲示板やブログ、オークション等のサービスについては、違法または有害な情報の発信の禁止と全責任が利用者に帰属する旨を約款に明記するとともに、削除の権利をヤフーで有し、約款に違反した情報を発見した場合には削除をしています。

以上のように、ヤフーは自主的な規制によって違法または有害な情報の流通禁止やプライバシー保護について配慮しており、また、ヤフーのサービスの利用者に対して、インターネットの閲覧やインターネット上への情報発信は利用者の責任において行うべきものであり、ホームページ等の閲覧や利用に伴う損害に関してヤフーは責任を負わない旨を掲示しています。しかし、これらの対応が十分であるとの保証はなく、ヤフーが掲載する広告、リンク先の登録ホームページの内容、掲示板への投稿内容、オークションへの出品に関して、サービスの利用者もしくはその他の関係者、行政機関等から、クレームや勧告を受けたり、損害賠償を請求される可能性があります。その場合、利用者からの信頼が低下して利用者数や利用時間が減少したり、サービスの停止を余儀なくされる可能性があります。

(ニ) 第三者の責任に帰すべき領域に関して、ヤフーが損害賠償請求等を求められる可能性があります

顧客との関係においては、「ヤフーと提携する第三者の提供するサービス領域」および「ヤフーの提供するサービス領域」について顧客が錯誤・混同することのないよう、利用規約や約款等をヤフーサイト上に掲載することにより、顧客の理解と同意を求める等の施策をとっています。しかしながら、これらの施策が功を奏さず、本来第三者の責任に帰すべき領域についてヤフーが顧客より損害賠償等を求められる可能性があります。その場合にはヤフーに相応の費用が発生したりブランドイメージが損なわれる等により、ヤフーの業績に影響を与える可能性があります。

「Yahoo!オークション」においては、出品される商品・サービスの選択、掲載の可否、入札の可否、売買契約の成立および履行等についてはすべて利用者の責任で行われ、ヤフーが責任を負わない旨を掲示しています。また同様に「Yahoo!ショッピング」においても、各店舗の活動内容、各店舗の取扱商品・サービスおよび各店舗ページ上の記載内容、各利用者の各店舗取扱商品・サービスの購入の可否ならびに配送に関する損害、損失、障害についてはヤフーが責任を負わない旨を掲示しています。これらのサービスの内容に関して、サービスの利用者および関係者からのクレームや損害賠償等の訴訟を起こされる可能性があります。その結果として、金銭的負担の発生やヤフーのブランドイメージが損なわれる等の理由により、ヤフーの事業に影響を及ぼす可能性があります。さらに、国際裁判管轄に関する条約により、国外の利用者との関係で、国外での法的紛争に発展する可能性があります。

(ホ) 他社の保有する特許権・著作権等の知的財産権を侵害したとして、他社からクレームを受けたり損害賠償を請求される可能性があります

ヤフーでは知的財産を重要な経営資源と考えており、専門のチームを設置し特許の調査や出願、社内への啓発活動などを行っています。

特許権は範囲が不明確であることから特許紛争の回避のために行うヤフー自身の特許管理の費用が膨大となり、ヤフーの収益に影響を及ぼす可能性があります。また、インターネット技

術に関する特許権の地域的な適用範囲については不明確であり、国内の特許のみならず、海外の特許が問題となる可能性は否定できません。

また、ヤフーが提供するサービスが他社の著作権等の知的財産権を侵害したり、ヤフー内において業務で使用するソフトウェア等が他社の権利を侵害したりすることについて、社内規則や社内教育などにより防止に努めています。しかしながら、結果的にこうした問題が起きてしまう可能性があります。その場合、損害賠償等の訴訟を起こされたり、多額のロイヤルティの支払いを余儀なくされたり、サービスの一部を提供できなくなる可能性があります。

- (ヘ) 成果連動広告において、不正クリック等による過剰請求に対し、損害賠償を請求される可能性があります

検索連動型広告やコンテンツ連動型広告などの成果連動広告では、クリック数で広告料金や報酬が決定されることを悪用し、不正にクリック数を増やし、広告主に過剰な広告料金等を負担させるという詐欺行為が問題になっています。米国では、その被害に遭った広告主が、集団でこのような広告商品を提供している企業に対して訴訟を提起するという事態が発生しています。ヤフーでは、不正クリックをシステムの、または一部手作業にて調査・判別し、不正が疑われるクリックは広告料金や報酬の対象外とするなどの対策を行っておりますが、今後、ヤフーに対し、同様の訴訟を起こされる可能性や、これらの問題によりヤフーのブランドイメージが損なわれ、業績に影響を及ぼす可能性があります。

その他法制度に係わるリスク

- (イ) ヤフーではシステム開発やコンテンツ制作等を業務委託や外注している場合があり、下請法に抵触するような事態が発生した場合、ヤフーに対する信用が失墜する可能性があります

ヤフーでは下請法について従業員の入社時および入社後も定期的に研修を実施し、下請法を遵守し業務・取引を行うよう教育活動を行っております。しかしながら、これらの取り組みにもかかわらず下請法の法令に抵触する事態が発生した場合、ヤフーに対する信用が失墜し業績に影響を与える可能性があります。

- (ロ) 会計基準および税制の変更が行われた場合、ヤフーの損益に影響がでる可能性があります

近年、会計基準に関する国際的なルール整備の流れがある中で、ヤフーは、退職給付会計、金融商品会計などの各種会計基準の変更に対して適切かつ速やかな対応を行ってきました。しかしながら、将来において会計基準や税制の大きな変更があった場合には、ヤフーの損益に影響がでる可能性があります。

自然災害・有事に係わるリスク

自然災害等によるリスク

(イ) 自然災害等により、ヤフーの業務が中断ないしは継続不能となる可能性があります

ヤフーの事業は、地震、火災等の自然災害や、それらに伴う建造物の破損、停電、回線故障等の事故の影響を受けやすく、またヤフーのネットワークのインフラおよび人的資源は東京に集中しています。ヤフーでは、事故の発生やアクセスの集中にも耐えるようにシステムの冗長化やデータセンターの二重化、分散化などの環境整備を進めるとともに、こうした事故等の発生時には、速やかにかつ適切に全社的対応を行うよう努めておりますが、事前に想定していなかった原因・内容の事故である等、何らかの理由により事故発生後の業務継続、復旧がうまく行かず、ヤフーの事業、業績、ブランドイメージ等に影響がでる可能性があります。

有事に係わるリスク

(イ) 有事の際には、ヤフーの業務が中断ないしは継続不能となる可能性があります

通常国際政治状況・経済環境の枠組みを大きく変えるような国際紛争・テロ事件等の勃発といった有事の際には、ヤフーの事業に大きな影響があるものと考えられます。

具体的には、これら有事の影響により、ヤフーサイトの運営が一時的に制限されてその結果広告配信が予定通り行えない状況となったり、広告主の事情による広告出稿の取止め・出稿量減少・出稿期間の延長が発生した場合や、「Yahoo! BB」のアクセスインフラが断絶状態に陥ったり、利用者がヤフーの有料サービスを利用できなくなった場合等により、売上が減少する可能性があります。また特別の費用負担を強いられる可能性があります。また、米国やその他の国・地域との通信や交通に障害が発生した場合には、ヤフー・インクからヤフーへのサポート体制や業務提携先との連携に支障が生じる等の理由により、事業運営ならびに収益に影響を与えるリスクがあります。最悪の場合、事業所が物理的に機能不全に陥るような事態となったり、ヤフーの事業に極めて関連の強い企業（ヤフー・インクとその関連企業、ソフトバンク株式会社とその関連企業、その他のインターネットサービスプロバイダ）が同様の状況に陥るようなことがあれば、ヤフーのいくつかのサービスの継続が不可能となる可能性もあります。

事業運営に係わるリスク

経営方針・事業戦略に係わるリスク

- (イ) ヤフーの戦略が、マーケットニーズ等の変化に応じて迅速かつ柔軟に策定・推進できない場合、競争上の優位性が損なわれる可能性があります

ヤフーでは、目標とする経営指標のうち、特に利用者数と利用者1人当たりの利用時間の増加を目指し、「ソーシャルメディア化」、「Everywhere化」、「地域・生活圏情報の充実」、「オープン化」の4つの戦略を推進しております。これらの戦略はマーケットやパートナーのニーズ、技術や競合の動向の変化に応じて迅速かつ柔軟に変更していく所存です。

しかしながら、これらの戦略がマーケットやパートナーのニーズ、技術や競合の動向の変化に応じて迅速かつ適切に変更できない、もしくは、戦略の推進が遅延する等の理由により、競争上の優位性が損なわれる可能性があります。

技術開発・改良に係わるリスク

- (イ) 新たな戦略やビジネスを開発し、顧客のニーズを満たすため研究開発に取り組んでいますが、的確に顧客ニーズを捉えられない場合や、研究開発が失敗や遅延する可能性があります

ヤフーは、インターネット利用者の増加・多様化に対応するため、新たな戦略やビジネスを開発し、顧客のニーズを満たすコンテンツやサービスを提供することで、ヤフーの競争優位性を維持していきたいと考えています。その一環として平成19年4月1日に「Yahoo! JAPAN研究所」を設立いたしました。これらに必要な研究開発費用については相応の支出を見込んでおりますが、開発までに要する時間等の面で競争力の低下を招く可能性や、予想以上に費用が発生してしまう可能性があります。

この業界は参入者も多く競争の激しい市場であるとともに、技術革新が常態である、変化のスピードが速い、提供するサービスのライフサイクルが短い等の特性を有しています。そのため、ヤフーとしては、専門知識・技術を有する複数のスタッフの採用や、実績のある外部業者との協業により、業務の効率化を図り、常に市場ニーズの変化に迅速に対応可能となるようサービス企画・システム開発体制を整備していく所存であります。しかしながら、研究開発が失敗・遅延する、予想以上に費用が発生する、顧客ニーズを捉えられず効果が見込めない等により、期待通りの収益を得られない可能性や、これらの開発に資源が集中することにより、他サービスの開発・運営に支障をきたす可能性があります。また、技術上・運営上の問題を原因として、ヤフーに対し損害賠償が求められる可能性があります。

- (ロ) 提供しているサービスの継続的な改善が適切に行われない場合、ヤフーのサービスが陳腐化する可能性があります

インターネット業界は技術や市場の変化が激しく、新しいサービスも次々と誕生してきています。そのような状況の中、ヤフーのサービスが競争優位性を維持向上していくためには、ユーザーエクスペリエンスを絶えず向上することが重要と考えています。ユーザーエクスペリエンスの向上には、利用者とサービスの接点である表示や操作に係わる視認性やデザイン、操作性の向上に始まり、検索や情報サービスなどの応答結果が利用者の求めている情報や好みにどれだけ近いかという情報のマッチング精度の向上、結果の応答速度やフィーリングの向上など多岐にわたる継続的な改善を必要とします。

ヤフーではこれらのサービスの改善に対する投資を継続的に行う必要があり、これらの投資が適切に行われない場合には、サービスの競争優位性やブランドイメージの低下につながる可能性や、サービス改善への費用の増加に伴い、業績に影響を及ぼす可能性があります。また、サービスの改善やリニューアルにあたっては、それによる効果について事前に十分な調査やテストを行っておりますが、期待していた効果とは逆に利用者の減少やページビューの低下を引き起こす可能性もあり、広告販売等への影響から業績に影響を及ぼす可能性があります。

- (ハ) 設備投資の計画策定や実行が適切に行われなかった場合、サービスの品質が低下したり、逆に過剰投資で費用が増加する可能性があります

ヤフーでは、今後予想される事業規模の拡大に伴い、顧客ニーズに合った良質なサービスを提供していくために、継続的な設備計画を有しています。インターネットの利用者層がさらに拡大し、そのブロードバンド化・ユビキタス化が促進されることによって、より多くのアクセスの集中や短時間で大量のデータ送受信に十分に対応可能なネットワーク関連設備を逐次整備充実していく必要があります。ヤフーでは株式会社IDCフロンティアのグループ入りにより、大規模データセンターを自社グループで保有しました。これによって安定的、効率的なサーバの運用とコストダウンが可能になりますが、新たな設備投資が必要になるものと予想されます。

また大量の通信トラフィックをスムーズにコントロールするためのシステムやネットワーク

の構築、決済機能や顧客情報の管理のためのセキュリティ面の強化、利用者からの問い合わせの増加・多様化に適切に対応するためのシステムの強化充実等、今後は従来にも増して大規模な設備投資をタイミングよく実施していく必要性がより高まるものと予想されます。加えて、業容拡大に必要なオフィススペースの確保・拡充のための設備投資も継続的に必要となるものと勘案されます。

これらの設備投資の実行に関しては、費用対効果の検証を十分に行い、システム開発ならびに機器購入にかかる費用の適正化に注力することにより、必要以上の資金支出を発生させないよう留意しています。

ヤフーは今後の業績拡大により、かかる費用ならびに資金支出の増加を吸収するのに十分な利益を計上し営業キャッシュフローを獲得できるものと考えていますが、設備投資の効果が十分でなかったり、効果が遅れて現れたりした場合には、ヤフーの利益ならびにキャッシュフローに影響を及ぼす可能性があります。またインターネット関連業界では技術革新や顧客ニーズの変化が著しいことから、投資した設備の利用可能期間も当初想定より短くなってしまいう可能性があり、その結果、会計方針の変更により償却期間が短縮され、年度当たりの減価償却費負担が現状よりも高水準で推移することや、既存設備の除却等により通常の水準を超える一時的な損失が発生する可能性があります。

(二) 多様なインターネット接続端末のそれぞれに適切にサービスを提供できなかった場合、ヤフーの事業の発展に影響がでる可能性があります

近年、インターネットにアクセスできる情報端末の種類は増え、パソコンをはじめ、携帯電話、ゲーム機、テレビ、カーナビ、PDAなど、パソコン以外の情報端末によるインターネットへの接続環境が整いつつあります。それに伴いヤフーのサービスへの接触機会を増やし、サービスの利用度を高めていく施策として、パソコンのみならず携帯電話やゲーム機、テレビ、カーナビなど様々なデバイスからのインターネット利用を促進する「Everywhere化」を推進しており、これを推進するにあたり、次のようなリスクが存在すると考えられます。

様々なデバイスへヤフーのサービスを提供するためには、それらのデバイスを開発している企業との協力のもと、デバイスへの情報伝達の規格にヤフーが参入できる必要があります。よって、その規格への参入ができなかった場合には、そのデバイスに対してのサービス提供ができなくなる可能性があります。

各デバイスからヤフーサイトへの接続の容易さは競争力の重要な要素の一つです。例えば、ソフトバンクモバイル株式会社の携帯電話では「Y!ボタン」を設置することにより、ヤフーサイトへの接続を容易にしております。携帯電話だけでなく、他の様々なデバイスにおいてもこのような接続性を確保できるよう各社と協力していく所存ですが、各デバイスにおいてこのような接続性を確保できない場合、ヤフーの競争力が低下する可能性があります。また、接続性の確保において予想以上の費用がかかることにより、ヤフーの業績に影響を及ぼす可能性があります。

それぞれのデバイスには固有の特徴、例えば画面表示の大きさや入力装置の違いなどがあります。「Everywhere化」においては、それらに応じてヤフーサイトを最適化し、情報提供を行う所存ではありますが、最適化に予想以上の時間を要する可能性や、各デバイス専用に構築された他社のサービスに比べ見劣りし、競争力が低下する可能性があります。また、その最適化に予想以上の費用がかかることにより、ヤフーの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(ホ) 広告商品の多様化に適切に対応できない場合、広告事業の売上に影響を与える可能性があります

インターネットメディアにおいては、様々な広告手法による新たな広告商品が出現しています。ヤフーでは、掲載期間や掲出インプレッション数を保証した広告商品や、オーバチュア株式会社との提携により運営するスポンサーサイト(検索連動型広告)、パリュウコマース株式会社との提携により運営するアフィリエイト広告、広告掲載場所のページの内容を解析し、ページの内容に応じた広告を配信するコンテンツ連動型広告など、広告主のニーズに合わせた各種広告商品を開発し販売しております。

最近では、利用者の行動履歴や検索キーワード、属性、配信地域等の情報を加味してディスプレイ広告配信を行う「行動ターゲティング広告」や、広告掲載場所のページ内容に、前述の行動履歴等の情報や、配信時間等を加味してテキスト広告配信を行う「インタレストマッチ」、各媒体の広告スペースを合わせて配信し各媒体単体では到達できない広いリーチをもった広告商品である「アド・ネットワーク」など新たな広告手法による商品を開発し、リリースしております。しかし、今後のさらなるインターネット広告手法の進化に対応できない場合、広告収入の減少が見込まれるほか、新たな広告商品の開発費用の負担や、新しい手法による広告商品を取扱っている企業との提携による費用がかさみ、ヤフーの業績に影響を与える可能性

があります。

新規事業、新規サービスに係わるリスク

- (イ) ヤフーは事業やサービスの多様化を進めてまいりますが、これらの新規事業やサービスが収益に貢献しない可能性があります

ヤフーでは、その事業基盤をより強固なものとし、良質なサービスを提供することを目的として、今後も事業内容の多様化や新規事業への取り組みをさらに進めていく予定ですが、これらを実現するためには、人材の採用・設備の増強・研究開発費の発生等の追加的な支出が発生する可能性があります。

また、これらの事業が安定して収益を生み出すにはしばらく時間がかかることが予想されるため、結果としてヤフー全体の利益率が一時的に低下する可能性があります。

同様に、これらの事業が必ずしもヤフーの目論見通りに推移する保証はなく、その場合には追加的な支出分についての回収が行えず、ヤフーの業績に大きな影響を与える可能性があります。

提供しているサービスに係わるリスク

- (イ) 検索サービスや「行動ターゲティング広告」のシステム等は、ヤフー・インク等に開発・運用・保守を依存しています

ヤフーでは、オーバーチュア株式会社との提携により運営する検索連動型広告の売上が堅調に拡大しており、広告売上全体に対する割合が高くなってきています。検索サービスおよび検索連動型広告や「行動ターゲティング広告」のプラットフォームはヤフー・インク等で開発・運用・保守されており、オーバーチュア株式会社はそのプラットフォームを利用した広告商品（検索連動型広告およびコンテンツ連動型広告）の日本における営業・販売活動を行っております。また、これらのサービス以外にも一部のサービスにおいてヤフー・インクに開発・運用・保守を依存しているサービスがあります。

そのため、ヤフーとヤフー・インクとの関係の変動やヤフー・インクの運営に何らかの支障が生じた場合、ヤフーの業績やサービスの継続自体に影響を与える可能性があります。

- (ロ) 一部の広告商品では掲載インプレッション数等を保証しており、それを満たせなかった場合には補填等を行う必要があります

ヤフーの広告商品には、掲載期間と掲出インプレッション数を保証しているものが多く、その期間の長さや掲出頻度などにより広告料金を設定しております。しかしながら、インターネットとの接続環境に問題が生じたような場合や、システムに支障が生じた場合などの理由により、広告を掲載するのに必要なインプレッション数を確保できない場合は、掲載期間延長や広告掲載補填等の措置を講じなければならない等、ヤフーの広告売上に影響を及ぼす可能性があります。

また、広告主の出稿ニーズはあるもののそれに合わせたサービスを提供できない場合、ヤフーの収益獲得機会の損失につながると同時に広告主の出稿意欲の減退を招くことになり、ヤフーの広告売上に影響を与える可能性があります。

- (ハ) 動画系サービスや大容量広告の利用増加により、インターネット回線費用やインフラ設備投資が増加する可能性があります

ヤフーでは「Yahoo!動画」などの動画を配信するサービスを行っております。動画系サービスは文字と静止画像だけのサービスに比べインターネット回線の容量を多量に消費します。また、広告においてもブランドパネルやプライムディスプレイと呼ばれる広告商品等は、動画広告やインタラクティブな広告を配信することが可能であり、同様にインターネット回線の容量を多量に消費します。これらのサービスは今後ますます利用が増加すると考えており、それに伴いインターネット回線に対する費用の増加や、配信に必要なサーバー等の設備に対する投資が増加する可能性があります。

コンプライアンスに係わるリスク

- (イ) コンプライアンス対策が有効に機能する保証はなく、コンプライアンス上の問題が発生する可能性があります

ヤフーでは、企業価値の持続的な増大を図るにはコンプライアンスが重要であると認識しております。そのためヤフーでは、コンプライアンスに関する諸規程を設け、全役員および全従業員が法令、定款などを遵守するための規範を定め、その徹底を図るため、イントラネット上に諸規程を明示し、定期的な社内研修を実施しております。

しかしながら、これらの取り組みにもかかわらずコンプライアンス上のリスクを完全に回避できない可能性があり、法令等に抵触する事態が発生した場合、ヤフーのブランドイメージな

らびに業績に影響を与える可能性があります。

管理・運営体制に係わるリスク

- (イ) 業容拡大に伴い適切に人的資源が確保できない場合、または過剰に確保した場合、ヤフーの事業の発展に影響がでる可能性があります

ヤフーでは、今後の業容拡大による広告営業や技術開発のための人員増強・体制強化に加えて、インターネット利用者増加に伴うホームページ登録作業の増加、コミュニティーサービスやショッピングサービスの運用・管理のためのサポート、ならびに有料サービスについての課金管理・カスタマーサポート等、業務の多様化に対応するための増員も必要になります。

このような業務の拡大に対して適切かつ十分な人的・組織的な対応ができない場合は、ヤフーのサービスの競争力の低下ならびに利用者や「Yahoo!ショッピング」、「Yahoo!オークション」等の各店舗等とのトラブル、事業の効率性等に支障が生じる可能性があります。

また、人員の増強については業績等を勘案し注意深く行っていますが、これに伴い、人件費や賃借料等固定費が増加し、利益率の低下を招く可能性があります。

- (ロ) 社内のキーパーソンが退職した場合、ヤフーの事業の発展に影響がでる可能性があります

ヤフーの事業の発展は、役職員、特にキーパーソンの継続的な勤務に依存している部分があります。キーパーソンには、代表取締役、取締役を始め、各部署の代表者からなる経営会議メンバーが含まれており、それぞれが業務に関して専門的な知識・技術を有しています。これらのキーパーソンがヤフーを退職し、ヤフーが適格な後任者の任命や採用に失敗した場合、事業の継続、発展に影響が生じる可能性があります。

また、ヤフーの人事施策の一環として採用しているストックオプションは、一部の役職員に付与されていますが、株式市場の状況によっては有効に作用せず、役職員のモチベーション低下、さらには人材の流出を招く可能性があります。

- (ハ) 競争優位性を確保するために知的財産権の保護を推進していますが、その費用対効果が十分でない可能性があります

ヤフーの保有している知的財産権は競争優位性を発揮するための重要な要素の一つであると考えており、著作権や特許、商標やデザイン、ドメインネームなどを生み出し、所有し、保護していく必要があると考えております。ヤフーのサービスの多くは、著作権等の権利を含むコンテンツ情報を利用者に提供し、利用者はコンテンツ情報を利用規約の範囲内にて活用することが可能となっております。

しかしながら、利用者がコンテンツに付随する権利や利用規約の範囲を超えてコンテンツデータを利用等した場合、ヤフーのブランドイメージ低下などの不利益を被る可能性や、それらの行為からヤフーの権利を保護するための費用の増加によりヤフーの業績に影響を与える可能性があります。また、これらの権利を有効活用するためには費用が発生する場合があります、費用対効果が十分でないために権利が十分に活用できない可能性があります。

- (ニ) ヤフーは多数の個人・法人顧客との直接取引を行っているため、決済処理や問い合わせ対応等で費用が増加する可能性があります

ヤフーの事業規模の拡大や、検索連動型広告・有料会員サービス・有料課金コンテンツ等への取り組みの強化により、ヤフーでは、不特定多数の個人・法人顧客からの直接収益の機会が徐々に大きくなってきています。これら不特定多数の顧客への対応として、専門の担当チームを組成することにより管理体制の強化を図ったり、新たなシステムの導入により業務の効率化を図る等の手段をとっています。しかしながら、これらの施策にもかかわらず、小口債権の増加とこれに伴う未回収債権の増加、クレジットカード決済に伴うトラブルの増加、債権回収コストの増加等、決済ならびに債権回収に関するリスクが増加する可能性があります。

また、顧客からの問い合わせも、従来はサービス利用に関するものがその中心でしたが、代金支払に関するもの、サービスや商品の返品・交換に関するもの、ヤフーから第三者に委託している内容(物流・決済等)に関するもの等へと、質的・量的に拡大する可能性があります。ヤフーでは、これら顧客からの問い合わせに適切に対応できるよう、スタッフの増強、組織管理体制の強化充実、業務の標準化・システム化の推進による効率化等を常に進めています。しかしながら、これらの施策充実に伴う費用の増大により、ヤフーの収益に影響を与える可能性があります。加えて、これらの施策にもかかわらず顧客の満足が十分に得られない可能性も否定できず、その場合にはブランドイメージが損なわれる等の理由により、ヤフーの収益に影響を与える可能性があります。

関連当事者との関係に係わるリスク

主要株主に係るリスク

(イ) 親会社の方針転換や、主要株主の構成変更により、ヤフーの事業に影響を与える可能性があります

ヤフーはソフトバンク株式会社を親会社として、ヤフー・インクの提供する「Yahoo!」ブランドでのインターネットポータルサービスの日本における事業を行っており、ソフトバンク株式会社やヤフー・インク等の関連当事者との関係は良好です。今後とも、関連当事者各社とは良好な関係を続けていく所存ですが、各社の事業戦略方針の変更や、重要な関連当事者(とりわけ親会社をはじめとする資本上位会社)の変更等に伴い、ヤフーのサービスや各種契約内容への影響や、関連当事者間の関係に変化が生じる可能性があります。その場合、ヤフーのビジネスに影響を及ぼす可能性があります。

なお、主要株主であるソフトバンク株式会社とヤフー・インクの間で以下の株主間契約が結ばれており、ヤフーの株式の売買等においては、一定の制限等が設けられております。

株主間契約の主な内容は以下の通りです。

- ・取締役、監査役の選任は、法令及び定款に従って行う。但し、両当事者は5%以上の当社株式を保有している限り、それぞれがその代表する1名ずつの取締役候補に投票するものとする。また、取締役人数は5名とし、両社の合意なく変更しないものとする。
 - ・当社の運営は法令及び定款に従って行う。但し、両社が保有する株式が過半数を割るような合併もしくは重要な資産の譲渡を行う際には、ヤフー・インクの了解を得るものとする。
 - ・当社の増資、借入等は法令及び定款に従って行う。両社はヤフー・インクの了解なく新株発行決議に同意しないこととする。(但し、従業員に対するストックオプションの発行を除く。)
- また、両社は本契約発効前に従業員に対するストックオプション発行枠を定めるものとする。
- ・株主としての帳簿閲覧権等は法令及び定款に従うものとする。
 - ・その他合意事項

- 両社は互いに相手方に不利益となる定款変更案には賛成しないものとする。
- 当社株式の売却を希望する場合には相手方に対して20日前までに通知するものとする。
- 当社の株式を市場等から購入する場合には相手方の承諾を得るものとする。
- 当社の株式を市場等で売却する場合には相手方に対して第一次拒否権を与えなければならない。相手方が株式購入を希望しない場合、売却希望側は第三者に株式を売却することになるが、この場合、相手方も売主として第三者との間の取引に参加し、株式保有割合に応じて、自己の保有する株式を当該第三者に売却できるものとする。

当該株主間契約は、契約の当事者が当社ではないこと、また、法令および定款に従うことを原則としており、当社の運営あるいは事業の遂行において著しい拘束を受けるものではないことから、当社としては他の株主の権利を侵すものではないと考えております。

(ロ) ソフトバンク・グループ内の企業とヤフーの間で事業の競合がおこる可能性があります

ヤフーはソフトバンク株式会社と共同で携帯電話事業や「Yahoo! BB」などを戦略的に進めておりますが、ソフトバンク株式会社がヤフーのサービスと競合する会社に出資、提携した場合には、将来ソフトバンク・グループ内において事業が競合することも考えられます。ヤフーとしては、それらの会社との連携を検討するなどの対応を行っていく所存ですが、ヤフーの事業に何らかの影響を及ぼす可能性があります。

(ハ) ヤフー・インクとのライセンス契約は、ヤフーの事業にとって重要な契約であり、契約内容の変更等が行われた場合にはヤフーの事業に影響を与える可能性があります

ヤフーは、設立母体のひとつであるヤフー・インクとの間に次の内容の契約を締結しています。ヤフーが提供する情報検索サービス等に関連する商標、ソフトウェア、ツール等(以下、商標等)のほとんどは同社が所有するものであり、ヤフーは同社より当該商標等の利用等の許諾を得て事業を展開しています。従って、当該契約はヤフー事業の根幹にかかわる重要な契約と考えられ、当該契約内容の変更等が行われた場合には、ヤフーの事業や収益に影響を与える可能性があります。

契約の名称	ヤフー・ジャパン ライセンス契約 (YAHOO! JAPAN LICENSE AGREEMENT)
契約締結日	平成8年4月1日
契約期間	平成8年4月1日～(期限の定めなし) 但し、当事者の合意による場合、一方当事者の債務不履行、もしくは破産等を原因として本契約が解除される場合、ヤフー・インクが競合するとみなす企業等により当社株式の3分の1以上が買収された場合、または合併、買収等によりヤフー・インクおよびソフトバンク株式会社が存続会社において議決権の過半数を維持できない場合(但し、ヤフー・インクの同意がある場合を除く)においては本契約は終了する。
契約相手先	ヤフー・インク
主な内容	ヤフー・インクの当社に対する下記のライセンスの許諾 <ul style="list-style-type: none"> ・日本市場のためにカスタマイズされローカライズされたヤフー・インクの情報検索サービス等(以下、日本版情報検索サービス等という)の使用複製等にかかる非独占的権利 ・ヤフー・インクの商標等の日本における利用等にかかる非独占的権利 ・ヤフー・インクの商標等の日本における出版に関する利用等にかかる独占的権利 ・日本版情報検索サービス等の開発、商業利用、プロモーション等にかかる全世界における独占的権利 当社が追加する日本固有のコンテンツのヤフー・インクに対する全世界における利用にかかる非独占的権利の許諾(無償) 当社のヤフー・インクに対するロイヤルティの支払い (注) ロイヤルティの計算方法 $\{ (\text{連結売上高}) - (\text{広告販売手数料}^*) - (\text{取引形態の異なる連結子会社における売上原価等}) \} \times 3\%$ * 広告販売手数料は連結ベース

(二) 「Yahoo!」ブランドは全世界展開をしているため、ヤフーは事業展開等において制約を受ける場合があります

ヤフーでは「Yahoo!」ブランドの確立と普及が、利用者と広告主をひきつけヤフーの事業の拡大を図るうえで重要であると考えています。インターネットサイトの爆発的な増加および参入障壁の低さから、ブランド認知度の重要性は今後一層増加していくと思われれます。特に他社との間で競争が激しくなってきた場合、「Yahoo!」ブランドを確立し認知度を高めるための支出をより増やすことが必要となる可能性があります。

ブランド確立のための努力は海外のYahoo!グループ各社と協調し全世界的に進めている部分がありますが、ヤフーでは海外グループ各社の努力の成否について保証することはできません。海外グループ会社がブランドの確立・普及に失敗した場合、それに影響を受けヤフーのブランド力が弱まる可能性もあります。また、ヤフーは海外グループ会社との契約の中で、排他的条項を認めているものがあります。その有効期間中、ヤフーが特定の広告等を掲載できないことがあります。また、ブランドに関する権利の中核となる商標については全世界的にヤフー・インクが出願、登録、維持を行っており、ヤフーが日本で独自に必要なとする分野において商標登録がなされていない可能性があります。

また、ドメイン名についてもヤフーが必要とするドメイン名が第三者に取得され、希望するドメイン名が使用できない可能性や、「Yahoo!」もしくはヤフーの提供しているサービス名に類似するドメイン名を第三者に取得され不正競争や嫌がらせ目的で使用される可能性があり、その結果、ヤフーのブランド戦略に影響を与えたり、ブランドイメージが損なわれる可能性もあります。

連結グループに係わるリスク

(イ) ヤフーの連結グループ運営が適切に行えない場合、業績に影響を与える可能性があります

ヤフーの子会社・関連会社については、その規模は様々で、内部管理体制の水準もその規模に応じて様々なものとなっています。各社ともに、現状の業容の拡大に応じて適宜必要な人員の確保・組織体制の強化を図っていく方針ですが、これが適時に実現できない場合、グループの業績に支障をきたす可能性があります。

また、各社サービスの運営にあたっては、ヤフーのサービスならびにネットワークシステムとの連携、ヤフーからの人的支援等が不可欠となっており、現在はヤフーの関連する部門が各社との連携を密にしてその支援を実施していますが、ヤフーならびに子会社・関連会社各社の業容拡大等によりこれらの連携・支援を十分に行うことが困難な状況となる可能性もあり、その場合には各社の業務運営に影響を及ぼす可能性があります。

(ロ) オーバーチュア株式会社との業務提携契約の変更等が行われた場合にはヤフーの事業に影響を与える可能性があります

検索連動型広告等のサービスを提供するために、オーバーチュア株式会社との間に次の内容の契約を締結しています。検索連動型広告はヤフーの重要な収益の柱の一つであるため、当該契約内容の変更等が行われた場合には、ヤフーの収益に影響を与える可能性があります。

契約会社名	ヤフー株式会社(当社)、オーバーチュア株式会社(連結子会社)
契約相手先	ヤフー・セール、ヤフー・インク
締結年月日	平成19年8月31日
契約期間	平成19年8月31日から平成29年8月30日まで(10年間)
主な内容	<p>サービス提供契約(ADVERTISER AND PUBLISHER SERVICES AGREEMENT)</p> <p>当事者の基本的役割</p> <p>ヤフー・セールはヤフー・セールの提供する対象サービスが競争力を持つよう開発努力を行い、また、オーバーチュア株式会社は顧客が対象サービスを利用することにより対象サービスの売上が拡大するようマーケティング努力を行う。日本マーケット向けに最適なサービスを開発するため、ヤフー・セールおよびオーバーチュア株式会社は協議体を通じて日本マーケット特有のカスタマイズ等の開発スケジュールを策定する。</p> <p>ヤフー・セールによる対象サービスの独占的提供</p> <p>対象サービス(契約締結時は、検索連動型広告と、コンテンツマッチ広告に関する広告関連プラットフォームの提供が対象サービスとなり、爾後、検索・広告関連サービス等のうち、本契約上で定められた手続きを経て対象サービスとして追加されたものが含まれる)についてオーバーチュア株式会社、当社および当社が50%超の議決権を有する当社の子会社が日本国内において独占的に提供を受ける。</p> <p>オーバーチュア株式会社のヤフー・セールに対するサービスフィーの支払い</p> <p>オーバーチュア株式会社はヤフー・セールに対し、対象サービスもしくはヤフー・セールの技術やシステムを利用することでオーバーチュア株式会社もしくはオーバーチュア株式会社が20%以上の議決権を有する関連会社に発生したグロス売上に、年次毎に定められたレートを乗じた金額を支払う。</p> <p>オーバーチュア株式会社の独占権</p> <p>ヤフー・セール、ヤフー・インクまたはヤフー・インクの子会社が保有する検索・広告関連サービス等について、オーバーチュア株式会社は日本国内において独占的に提供する権利がある。</p> <p>対象サービスについての排他義務</p> <p>オーバーチュア株式会社、当社および当社が50%超の議決権を有する当社の子会社は、対象サービスと同種のサービスについて、ヤフー・セール以外が提供するものを提供してはならない。なお、契約上定められたサービスレベルに対する重大な違反などによりヤフー・セールの提供するサービスのパフォーマンスが上がらず、オーバーチュア株式会社のビジネスに深刻な影響を与える場合は、協議体を通じて解決する事となっている。また、契約時点で当社の保有している技術及びサービスについては当該義務の限りでない。</p>

(注) 平成19年8月31日に締結した「サービス提供契約」の相手先は、オーバーチュア・サーチ・サービス・(アイルランド)・リミテッド(以下、「OSSIL」という)およびヤフー・インクでしたが、平成20年8月1日付でOSSILはヤフー・セールに対し、サービス提供契約上の地位を譲渡しました。

その他の関連当事者に係るリスク

(イ) ソフトバンクBB株式会社との業務提携契約の変更等が行われた場合にはヤフーの事業に影響を与える可能性があります

ヤフーは、ソフトバンク株式会社の子会社であるソフトバンクBB株式会社との間で、「Yahoo! BB」に関して以下の内容の契約を締結しています。「Yahoo! BB」に係わるビジネスはヤフーの重要な収益の柱の一つであるため、当該契約内容の変更等が行われた場合には、ヤフーの収益に影響を与える可能性があります。

契約の名称	業務提携契約
契約締結日	平成19年3月31日(当初契約日平成13年6月20日)
契約期間	平成13年6月20日～(期限の定めなし)
契約相手先	ソフトバンクBB株式会社
主な内容	<p>当社とソフトバンクBB株式会社は共同して光回線技術ならびにDSL技術を利用したインターネット接続サービスを提供する。</p> <p>当社の主要な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Yahoo! BBサービスに関するプロモーションの実施 ・ Yahoo! BBサービスに関する申込受付業務 ・ Yahoo! BBポータルサイトの運営 ・ メールサービス、ホームページサービスの提供 ・ Yahoo! BBサービスにかかる料金の集金業務 <p>ソフトバンクBB株式会社の主要な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者と電話局間の光回線ならびにADSLサービス、電話局ビル間のネットワークの設置およびインターネット網への接続サービスの提供 ・ 利用者に対する問い合わせ対応、テクニカルサポート ・ ISP料金のうち1回線あたり以下の金額を当社が提供するサービスの対価とする。 <ul style="list-style-type: none"> - 平成17年3月31日までに申し込みをした利用者について、毎月100円 - 平成17年4月1日から平成19年3月31日までに申し込みをした利用者について、申し込みをした月を1ヶ月目として36ヶ月目までの間は毎月200円、37ヶ月目以降は毎月100円 - 平成19年4月1日以降申し込みをした利用者について、毎月100円

契約の名称	インセンティブ契約
契約締結日	平成17年10月7日
契約期間	平成16年10月1日から1年間(1年ごとに自動更新)
契約相手先	ソフトバンクBB株式会社
主な内容	<p>インセンティブフィー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規獲得インセンティブ <ul style="list-style-type: none"> Yahoo! BB基本サービス 1申込につき、15,000円程度 Yahoo! BB+無線LANパック 1申込につき、20,000円程度 ・ 継続インセンティブ <ul style="list-style-type: none"> Yahoo! BB基本サービス 利用継続1会員あたり、月200円程度 Yahoo! BB+無線LANパック 利用継続1会員あたり、月250円程度

(ロ) 「Yahoo! BB」サービスはソフトバンクBB株式会社へ依存しているため、ヤフーはソフトバンクBB株式会社のサービス品質の影響を受ける可能性があります

「Yahoo! BB」においては、ソフトバンクBB株式会社が業務を担当する部分が、間接的にヤフーの業績に大きく影響する可能性があります。ソフトバンクBB株式会社による工事期間が遅延することにより、申込者へのサービスが提供できず、結果として売上の計上が遅れたりキャンセルにより売上機会を逸失する可能性があります。また、インフラ構築の失敗やサービス品質の問題により不具合があった場合に、一度獲得した会員が短期にサービスを解約してしまいヤフーの収益に影響を与える可能性もあります。

財務・投融資に係わるリスク

資金調達・金利変動に係わるリスク

- (イ) 「Yahoo!かんたん決済」においては、立替金を回収するまでの間、資金調達を行う可能性があります

「Yahoo!かんたん決済」は、「Yahoo!オークション」における商品売買取引後の当事者間での決済を、出品者(販売者)および落札者(購入者)の委託に基づき、子会社である株式会社ネットラストが代行して行うものです。

当サービスにおいては、落札者がクレジットカードないしインターネットバンキングでの支払いを行った翌営業日～3営業日後に株式会社ネットラストから出品者へ立替払いを実施するため、カード会社を束ねる取りまとめ金融機関との精算により当該立替分を回収するまでの間の資金調達が必要となる可能性があります。現在、取りまとめ金融機関からの精算サイクルの短期化による立替資金の縮小化、調達方法の多様化について検討を進めていますが、サービスの拡大ペースが現在想定しているペースを大幅に上回る場合、必要資金を適切なコストで調達できない可能性があります。また、立替総額が相応の規模となった場合、金利上昇に伴う金融機関等への支払利息額の増加が発生し、ヤフーの事業および業績に影響を及ぼす可能性があります。

- (ロ) 「Yahoo! JAPANカード」においては、立替金を回収するまでの間、資金調達を行っています

「Yahoo! JAPANカード」は、ヤフーがクレジットカードの発行主体となるサービスで、クレジットカード申込者に対し信用供与を行うものです。クレジットカード会員がカード決済した代金について、クレジットカード加盟店に対し立替払いを行います。クレジットカード会員からの資金回収が月1回であるのに対し、クレジットカード加盟店に対しては月3回程度の立替払いを行うため、立替資金が必要になります。また事業拡大に伴い、調達方法の多様化等について検討を進めますが、立替払いに必要な資金を適切なコストで調達できない可能性があります。

出資に係わるリスク

- (イ) ヤフーは他社に出資や融資を行う場合がありますが、それに見合ったリターンが得られない場合や、資金の回収が滞る可能性があります

ヤフーでは、事業上の結びつきを持って、もしくは将来的な提携を視野に入れて投資を執行しておりますが、これらの投資による出資金等が回収できなくなる可能性が高まっていくことも考えられます。

また、投資先のうちすでに株式公開をしており評価益が発生している企業がありますが、これらの評価益が減少したり、評価損が発生する可能性があります。

さらに、ヤフーでは、一般的な会計基準に即した社内ルールを適切に運営して保有有価証券の減損処理等必要な措置を適宜とることにより、投資先企業の事業成績がヤフーの業績に適切に反映されるよう最大限の注意を払っています。しかしながら、投資先企業の今後の業績や株式市場の動向などによっては、将来的にヤフーの損益に追加的な影響を及ぼす可能性もあります。

今後もヤフーでは、事業上のシナジー効果の追求や業容の拡大を目的として、第三者企業への資本参加、合併事業への拠出、新会社設立等の形での新規投資の執行や、子会社・関連会社の資金ニーズに適切に対応するための融資の実行等が予想されます。その実施にあたっては、十分な事前審査と社内手続きを経て当該投融資に付帯するリスクを吟味のうえで行ってまいります。これらの新規の投融資により当初計画していた水準の利益が獲得できなかつたり、最悪の場合にはその回収が滞るなどして、将来的にヤフーの財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

- (ロ) ヤフーはソフトバンク株式会社のボーダフォン株式会社買収にあたり、BBモバイル株式会社宛に出資していますが、期待通りのリターンが得られない可能性があります

ソフトバンク株式会社が平成18年4月27日付にて子会社であるモバイルテック株式会社の子会社BBモバイル株式会社を通じボーダフォン株式会社(現ソフトバンクモバイル株式会社)を買収するにあたり、ヤフーは平成18年4月27日付にてBBモバイル株式会社宛に120,000百万円の出資(優先株式の引受および新株予約権の取得)を実施いたしました。この出資にあたっては、十分な事前審査と社内手続きを経て当該出資に付帯するリスクを吟味のうえで行っております。

ヤフーにおけるモバイルインターネットサービスは、ソフトバンクモバイル以外の通信会社へのサービス提供を継続しながら、ソフトバンクモバイルのポータルサイトとしてより充実したサービスを提供していく方針です。ソフトバンクモバイルの利用者に対して、携帯電話を通

じてより簡単にインターネット上の多様なサービスを利用できる環境を提供することを足がかりに、将来的には通信会社の専用サービスにとらわれないオープンなモバイルインターネットサービスの実現を目指しております。

しかしながら、ソフトバンク株式会社の携帯電話事業が当初計画していた水準の利益を獲得できなかったり、最悪の場合には出資金の回収が滞るなどして、将来的にヤフーの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

他社およびパートナーとの関係に係わるリスク

業務提携・契約に係わるリスク

(イ) ヤフーはパートナーシップの構築を推進していますが、パートナーシップに関してはいくつかのリスクが存在します

ヤフーでは他のサイトとパートナーシップを組むことでヤフー以外のサイトの利用者との接点を増やし、パートナーサイトを含めたネットワーク全体としての利用度を拡大するために、法人および個人のインターネットメディアとのパートナーシップ(提携)の構築を積極的に進めております。

広告においては、他のインターネットサイトとの広告掲載スペースの提携により、「アド・ネットワーク」や「アドパートナー」等の広告ネットワークの拡大に努めています。ネットワーク化することで、リーチの少ない他のインターネットサイトの媒体価値を高めることができ、また広告主にとっても、広告ネットワーク全体を通じて、自社のターゲットとなる顧客層により広くアプローチすることが可能となります。検索においては、オーバーチュア株式会社の提供する検索連動型広告サービスを、ヤフーのみならず他の提携パートナーサイトとも共同で広告主に対し提供し、高い実績を上げるとともに、圧倒的なシェアを獲得しています。オークションにおいてはeBay Inc.と相互の市場進出支援および誘導の強化などを推進しております。そのほかにも、オンライン決済代行サービス「Yahoo!ウォレット」など各種サービスのパートナーサイトへの提供をはじめしております。これらのパートナーシップ構築を進めることで、パートナーサイトの利便性や安全性、効率性、集客、収益を向上させ、利用者の求める多様なインターネットサービスを、ヤフーならびにパートナー全体で提供することを目指しております。

これらを推進するにあたり、次のようなリスクが存在すると考えられます。

パートナーシップ構築においては双方ともにメリットのある関係となることを目指し各種取り決めをしておりますが、パートナーの売上およびトラフィックが期待値に満たない、もしくは他社との競合の結果、パートナーシップの構築が遅滞する可能性や、パートナー獲得における費用の増加を余儀なくされる可能性、また、パートナーシップ契約を解除される可能性があります、ヤフーの業績に影響を及ぼす場合があります。

パートナーへのサービスは、ヤフーないしはヤフーの関連会社、提携会社のシステムにより提供しております。これらシステムの障害などによりパートナーが損害を被った場合、ヤフーのブランドイメージが低下したり、損害賠償を請求される可能性があり、ヤフーの業績に影響を及ぼす場合があります。

パートナーのサービスの品質や評判が、ヤフーの評判や信用に影響し、ヤフーのブランドイメージに影響を及ぼす可能性があります。

「アドパートナー」は、主に個人のホームページやブログにディスプレイ広告や、コンテンツ連動型のテキスト広告などを配信するサービスです。当サービスにおいては、審査を通過したパートナーサイトのみをネットワーク化することにより、広告主に対してはブランドイメージと広告効果の向上を、サイトオーナーに対しては高水準の報酬を目指しております。しかしながら、広告主が期待する広告効果等を得られない、または、サイトオーナーが期待する報酬を得られない場合には、広告出稿の獲得やパートナーサイトの登録が期待通りに進まず、ヤフーの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(ロ) 検索連動型広告におけるパートナーが、ヤフーとのパートナーシップを解消するなどした場合、ヤフーの収益に影響がでる可能性があります

オーバーチュア株式会社の提供する検索連動型広告は、ヤフーだけでなく国内の各ポータルサイトなどパートナー各社とも提携を行っており、同広告市場の中でナンバーワンのシェアを誇っております。ヤフーとしては引き続き提携パートナーの拡充や、新しいサービスの創出に努力をしていく所存ですが、これらのパートナーとの提携の解消などがあった場合、ヤフーの収益に影響を及ぼす可能性があります。

(ハ) ヤフーは多数のコンテンツを他社から調達しており、コンテンツの調達に支障がでる場合があります

ヤフーは、時事ニュース、気象情報、株価等の情報サービスや、映像、音楽等のコンテンツをインターネット利用者に提供しています。今後も、利用者が有用と考えるような良質の情報やコンテンツを継続的に確保していく所存ですが、予定通り情報やコンテンツが集まらなかったり、その確保に想定以上の費用がかかったりした場合、インターネット利用者によるヤフーのサービスの利用度が低下し、期待通りの収益を上げられない可能性があります。

取引先の信用に係わるリスク

(イ) 取引先の与信状況に応じた取引をしていますが、売上債権等の回収に支障をきたす場合があります

ヤフーでは、広告商品その他の販売にあたっては、社内規程に則って販売先の与信状況等を十分に吟味し、取引金額の上限を定めたり、前払い決済とするなどの対策や、販売代理店を経由したりクレジットカード等の決済方法をとることにより、売上債権の回収に支障をきたさないよう十分な注意を払っています。しかしながら、景気の変動などによる取引先の経営状況の悪化等の影響により、今後売上債権の回収が滞ったり、回収不能分が発生する可能性が高まっていくことも考えられます。

(ロ) 「Yahoo! JAPANカード」において、個人会員からの立替金が回収できない場合があります

「Yahoo! JAPANカード」においては、個人会員の与信判断の厳格化や利用状況のモニタリング等により貸倒れの発生を抑制しておりますが、クレジットカード会員の信用状況の悪化に伴う貸倒れ等により、立替金が回収できない可能性があります。

他社との関係に係わるリスク

(イ) ヤフーの各事業は特定の販売先や仕入先に依存している場合があります

ヤフーでは、各事業において特定の販売先等に依存している場合があります。

広告売上においては、広告代理店を用いた営業活動を行っている関係上、特定の広告代理店やメディアレップからの売上の割合が高くなっています。また、その他広告以外の事業においても、販売先等の中には取引規模の大きな特定の事業会社もあり、これらとの取引がヤフーの売上に占める割合も高くなってきています。

これらの販売先等との取引関係や売上に変動があった場合や、相手先の経営状況の悪化やシステム不良等のトラブルが起こった場合には、ヤフーの業績やサービスの継続自体に影響を与える可能性があります。

(ロ) 他社との共同出資による合弁事業は、将来的にこれら他社との間で提携関係に支障をきたす場合があります

子会社・関連会社のいくつかについては、第三者との間で合弁事業として設立・運営しているものがあり、これらの会社においては、特に販売・仕入・物流・システム面において、その業務運営を合弁パートナーである当該第三者に大きく依存しています。現時点においては、各合弁パートナーとの関係は良好であり、パートナーとの協力関係は各社の業務運営上効果的に機能していますが、将来的にこれらパートナーとの間で何らかの理由により協業・提携関係に支障をきたすような事態が発生した場合、各社の業績に影響を与える可能性があり、最悪の場合、会社によってはその事業運営の継続が不可能になる可能性があります。

(ハ) サービスの開発や運営を特定の他社に依存している場合があります

ヤフーのサービスのいくつかにおいては、その運営に不可欠なシステムの開発・運営を特定の第三者に委託している例、もしくはサービスの運営にあたって第三者との連携が前提となっている例があります。これらの第三者の選定に関しましては、過去の業績等から判断して相応水準の技術力・運営力を有していることをその選定基準としており、またヤフーの関連各部署との連携を密にする等により、ヤフーのサービス運営に支障をきたさないよう常に注意を払っています。しかしながら、管理不能な当該委託先の事情によりシステムの開発に遅延が発生したり、運営に支障をきたす事態となったり、連携先のシステムの停止等が発生する可能性は否定できません。その場合には販売機会の亡失、システム競争力の低下等によりヤフーの業績に影響を及ぼす可能性があり、最悪の場合にはサービス運営そのものの継続ができなくなる可能性もあります。また、商品の配送関連サービスやコンビニエンスストアを通じたサービスの提供など、第三者が顧客との接点を担っている場合があります。それらのサービスにおける不手際により、ヤフーのブランドイメージの低下につながる可能性があります。

(ニ) その他にも外部の他社等へ依存しているサービス等があります

ヤフーでは、上記に限らず、外部の第三者に業務を委託したり、また第三者からの情報や役務の提供に依存して、サービスを運営する面が多々あります。これら第三者の経営状況が悪化

する等の理由により、ヤフーの事業運営上支障が生じ、結果として業績に影響を与える可能性があります。

情報セキュリティに係わるリスク

情報セキュリティ全般に係わるリスク

(イ) 情報セキュリティに対する各種取り組みを行っていますが、万一、情報漏洩・不正侵入・コンピュータウィルス被害等が発生した場合、ヤフーの信用が失墜する可能性があります

インターネットの普及により、様々な情報が容易に広まりやすい社会になってきています。このような技術の発展はインターネット利用者の裾野を広げ利便性が増した反面、個人情報をはじめとした情報セキュリティ管理の重要性が社会的課題として示唆される形となりました。ヤフーでも様々なサービスを提供していくうえで、より一層慎重な対応が求められています。

このような環境認識のもと、ヤフーではこれまでも情報セキュリティ対策を積極的に行ってきました。現在では、最高セキュリティ責任者(CSO)、ならびに「情報セキュリティ本部」を設置し、これらに広範な権限を集中させることにより、個人情報その他の重要な経営情報の保護のために全社規模で必要となる施策を迅速かつ効果的に行えるようにしております。また、社長自らが「情報セキュリティ宣言」を行い、ヤフー全体で情報セキュリティに取り組むことを表明しております。これに基づき「情報セキュリティ基本規程」などの社内規程を整備し、個人情報等の取扱ルールを明確化するとともに、これらを推進する機関として各部門から選出されたセキュリティ委員で構成される「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報管理体制を構築しております。また、これら一連のセキュリティ対策の一環として、個人情報については、お客様の住所情報などを取得する際の暗号化(SSL)対策を行うとともに、蓄積されたデータへのアクセス制限を徹底し、平成16年8月には、情報セキュリティマネジメントシステム(Information Security Management System: 以下ISMS)の認証を取得しました。平成19年11月にはデータベースの情報漏えい監視システムの技術開発において、国内初となるISO15408の認証を取得しました。平成20年11月には「Yahoo!ウォレット」のクレジットカード決済において情報セキュリティ基準「PCI DSS」の認定を取得しました。これらによりグローバルスタンダードな第三者視点を取り入れ、社会的責任を果たすべく情報セキュリティ対策を継続的に強化していきます。

しかしながら、これらの施策によっても情報セキュリティが完全に保たれる保証はなく、万が一情報漏洩等の諸問題が発生した場合、業績に影響を与えるだけでなく、ヤフーの信用失墜につながる可能性があります。

個人情報に係わるリスク

(イ) 利用者本人を識別することができる個人情報が流出した場合、ヤフーの信用が失墜したり法的紛争に発展する可能性があります

ヤフーでは、様々なサービスやEC(eコマース)領域への事業展開を通じ、利用者本人を識別することができる個人情報を保有しています。

これらの情報の管理については、利用者一人ひとりのプライバシー、個人情報の保護について最大限の注意を払い、各サービスのセキュリティについても留意しています。同時に、ヤフーサイト内に「Yahoo!セキュリティセンター」を開設し、個人情報の不正取得事例等を公開したり、効果的なセキュリティ対策などを掲載することで、利用者への注意を喚起しています。また、社内における情報アクセス権などの運用面についても、特定の担当者による管理を行い、慎重を期しています。

しかしながら、これらの情報がヤフー関係者や業務提携・委託先などの故意または過失、ソフトウェアの不具合や、コンピュータウィルス等の悪意あるソフトウェアによって外部に流出したり、悪用されたりする可能性があります。ファイル交換ソフト「ウィニー(Winny)」等の利用者のパソコンがウイルス感染することにより、パソコンに保管された個人情報などが流出したり、第三者によるパスワードハッキング等による不正アクセスや「なりすまし」、「フィッシング(Phishing)」(注1)等の行為が発生し、利用者の個人情報が不正に取得されたり利用者に損害が発生する可能性もあります。ヤフーでは「フィッシング」の被害を防止するために、平成19年3月より、利用者がIDやパスワードを入力するログイン画面に「ログインシール」(注2)を設置、平成19年12月より「Yahoo!メール」に、送信元アドレスを偽装した「なりすましメール」を受信拒否する機能(注3)を追加、平成20年6月にはフィッシングを抜本的に防止する「フィッシング防止ブラウザ」(注4)の公開テストを開始しました。また、他のサイトにおけるIDやパスワード等の保管や管理を不要とし、情報のセキュリティを向上するために「OpenID」(注5)の発行及び認証局サービスを平成20年1月より提供しました。前述のように悪意ある利用者等からの被害を無くすよう引き続き対策を進めていく所存ですが、これらの対策が万全であるという保証はなく、このようなことが起こった場合、ヤフーのサービスが何ら

かの影響を受けたり、ブランドイメージが低下したり、法的紛争に発展する可能性があります。

ヤフーとしては、法的義務の有無にかかわらず、提携先などに対するセキュリティ対策の管理・監督についても、必要に応じて強化していく方針です。現在ヤフーは、経済産業省、総務省、警察庁がそれぞれ主催するフィッシング・メール対策に関する会議に参加し、関連省庁ならびに業界団体等と情報を共有し、効果的な対応策等についての検討を行っています。

また、平成17年4月から「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)が施行され、関連省庁がそれぞれ所管する事業に関する同法のガイドラインを公表していますが、ヤフーでの個人情報の取扱方法は、当該法律およびヤフーの事業に関連する各ガイドラインの規程に則った内容となっております。

(注1) 「フィッシング(Phishing)」について

金融機関や企業からのメールを装い、メールの受信者に偽のホームページにアクセスするように仕向け、そのページにおいて個人情報(クレジットカード番号、ID、パスワード等)を入力させるなどして、不正に情報を入手する行為です。

(注2) 「ログインシール」について

「ログインシール」とは、Yahoo! JAPANのログイン画面において目印となる画像や文字列のことです。お気に入りの写真やキーワードを「ログインシール」として設定することで、自分が使うパソコン(ブラウザ)専用のログイン画面を無料で簡単に作れます。Yahoo! JAPANにログインするときに、「ログインシール」を確認する習慣をつけることで、そのシールが表示されない場合に偽ログイン画面(フィッシングサイト)である可能性に気付きやすくなります。

(注3) 「なりすましメール」の受信拒否について

迷惑メールのなかには送信メールアドレスを実在するほかの人物や企業に偽装して送られてくる「なりすましメール」が多く含まれます。なりすましの判定には送信ドメイン認証技術(「DomainKeys」、「SPF」)を用い、なりすましメールと判定されたメールを受信拒否することができます。「Yahoo!メール」では、平成17年7月より「DomainKeys(ドメインキーズ)」を、平成18年12月より「SPF」を導入しており、送信元をなりすました迷惑メールに「Yahoo!メール」が悪用されることを防止する対策を行ってきました。今回、受信サーバー側でも対応することで、「yahoo.co.jp」になりすましたメールや「DomainKeys」、「SPF」を導入しているプロバイダのメールになりすましたメールを受信拒否できます。なお、「SPF」は大手プロバイダや携帯電話会社各社などで数多く導入されています。

(注4) 「フィッシング防止ブラウザ」について

アクセス認証専用のパスワード入力欄をブラウザのアドレスバー領域に備えたブラウザです。入力したパスワードは、暗号プロトコルによって認証サーバーに用いられ、直接サーバーに送信されることがないため、誤って偽サイトでパスワードを入力してしまっても、パスワードを盗まれることはありません。

(注5) 「OpenID」について

OpenIDとは、複数のサイトを共通のIDで利用可能にするための認証の仕組みです。仕様はOpenID Foundation(<http://openid.net/>)により一般に公開されており、OpenIDの発行、OpenIDに対応したサービスの開発・提供は誰でも自由に行えます。Yahoo! JAPANでは、現在公開されている最新の仕様であるOpenID 2.0に準拠してOpenIDを発行します。

OpenIDに対応したサイトであれば、サービスごとの新規アカウント作成やそれぞれ異なるID・パスワードの管理をせずに、様々なサービスをYahoo! JAPAN IDで利用できます。また、「ログインシール」や「ログイン履歴」など、Yahoo! JAPANが提供する認証に関するセキュリティ機能がそのまま利用できます。開発者は、サイトをOpenIDに対応させるだけで、Yahoo! JAPANのアクティブユーザーに向けて、独自の認証システムを必要とせず、利用者に新たなアカウント作成も要求しないサービスを開発・提供できるようになります。

(ロ) 個人情報が「Yahoo!ショッピング」、「Yahoo!オークション」の出店店舗や業務委託先から流出した場合、ヤフーの信用が失墜したり法的紛争に発展する可能性があります

ヤフーがサービス等を通じて取得する個人情報の管理については、基本的にヤフーで保有し、可能な限り万全の体制をとるように努めていますが、一部専門分野における業務提携先や、「Yahoo!ショッピング」、「Yahoo!オークション」の店舗との関係においては、提携先や店舗の個人情報の管理体制に左右されることがあります。

「Yahoo! JAPANカード」においては、業務の大部分を業務提携先へ委託することで、個人情報管理等の専門的ノウハウの活用と費用の変動費化を最大限に進めていく所存です。業務提携先の選定には細心の注意を払っておりますが、業務提携先から個人情報が漏洩した場合には、ヤフーが損害賠償を請求される可能性があります。

「Yahoo!証券窓口」(金融商品仲介)においては、口座申込書に記載された個人情報ならびに日々蓄積される取引情報などは、業務委託先である金融商品取引業者が取得または収集しますが、その情報の一部を個人情報保護法の趣旨に沿った方法で、ヤフーが受け取るようになっていきます。同データの授受および管理については細心の注意を払っておりますが、ヤフーまたは所属金融商品取引業者から個人情報が漏洩した場合には、ヤフーに対して損害賠償を請求される可能性があります。

「Yahoo!オークション」の匿名配送サービスは、配送業務の委託先において適切に匿名処理を行うことにより実現しておりますが、匿名処理が適切に行われなかった場合、出品者ないしは落札者の匿名性が失われる可能性があります。その場合、ヤフーに対して損害賠償を求められたり、ヤフーのブランドイメージが低下することにより、ヤフーの業績に影響を及ぼす可能性があります。

「Yahoo!ショッピング」、「Yahoo!オークション」におけるクレジットカード決済は、クレジットカード会社と独自契約を持つ店舗では、クレジットカード情報の閲覧が可能となりました。今後は店舗側でクレジットカード番号に接触する必要をなくし、店舗が独自にクレジットカード会社に認証する手間を省略するサービスの提供や、店舗管理ツールへのログイン認証強化、顧客情報を含む注文情報のダウンロード制限、ならびに出店店舗との情報セキュリティ意識の共有化等を図り、店舗からの個人情報漏洩を回避していく所存です。しかしながら、これらの諸施策の実施にもかかわらず、情報漏洩等の諸問題が発生する可能性があります。ヤフーの責任の有無にかかわらず、信用失墜につながる可能性があります。

通信の秘密に係わるリスク

- (イ) 通信の秘密に該当する情報が流出した場合、ヤフーのブランドイメージの低下や法的紛争に発展する可能性があります

ヤフーは、電子メールやインスタントメッセージ等のサービスを電気通信事業者として利用者に提供しております。これらのサービスにおいては、通信内容や通信記録等の通信の秘密に該当する情報を取り扱っており、これらの取り扱いにおいては電気通信事業法に則り、情報セキュリティに対する取り組みのもと、適切な取り扱いを行っております。

しかしながら、これらの情報がソフトウェアの不具合や、コンピューターウイルス等の影響、通信設備等への物理的な侵入、ヤフーの関係者や業務提携・委託先などの故意または過失、等によって外部に流出したり悪用されたりする可能性があります。その場合、ヤフーのブランドイメージが低下したり、法的紛争に発展する可能性があります。業績に影響を及ぼす場合があります。

ネットワークセキュリティに係わるリスク

- (イ) インターネット回線を経由した攻撃や不正侵入が発生した場合、ヤフーのサービスに影響を及ぼす可能性があります

ヤフーでは、社外・社内を問わずネットワークに対し適切なセキュリティを施していますが、コンピューターウイルス等の侵入やハッカー等による妨害の可能性が全くないわけではなく、ヤフーはこれらの事態による損失を填補するような保険にも加入していません。特に最近では、特定のサイトやネットワークを標的として大量のデータを短時間に送信するなどの方法により、当該サイト・ネットワークの機能を麻痺させることを目的とするような事件が数度発生しており、ヤフーとしてはこれらの攻撃に対して有効なセキュリティプログラム等の導入や監視体制の強化により対応していますが、すべての攻撃を回避できるとの保証はなく、これらの妨害行為が、ヤフーの事業やサービスに影響を及ぼす可能性があります。業績に影響を及ぼす場合があります。

不正利用に係わるリスク

- (イ) 不正利用により、損害が発生する可能性があります

悪意ある利用者が、他人のIDやパスワード、クレジットカード情報などをフィッシング等で不正に入手し、ヤフーやパートナーサイトの各種サービスで他人になりすます行為や、「Yahoo! JAPANカード」を不正利用し支払いを行うなどの可能性があります。一例として、「Yahoo!オークション」で他人になりすまして不正な商品を出品する、「Yahoo!ウォレット」や「Yahoo!かんたん決済」を利用して他人の支払いで決済を行う、「Yahoo!メール」で他人になりすましてメールを送信する、などが考えられます。

ヤフーでは情報セキュリティの強化や、利用者のID管理に対する啓発を行うとともに、一定の不正利用を事前に見込んだ対策を行っております。しかしながら、悪意ある利用者による不正利用により立替金の回収に支障をきたす可能性や、不正利用の被害に対してヤフーに損害賠償が求められたり、想定外の不正利用による補償や再発防止策に費用がかかる可能性、ヤフー

のブランドイメージが低下する可能性があります。

行動履歴情報に係わるリスク

- (イ) 利用者の興味関心に応じた広告を配信する「行動ターゲティング広告」や「インタレストマッチ」等は、行動履歴情報の収集や分析に制限が生じた場合、サービス内容に影響を与える可能性があります

利用者の行動履歴情報を分析した「行動ターゲティング広告」や「インタレストマッチ」等は、広告したい商品やサービスに興味・関心をもつグループに対して広告を配信することにより、広告主・利用者・インターネットメディア全てにとって効果的な広告を目指す広告商品です。

ヤフーにおける行動履歴情報の収集や分析においては、利用者のプライバシー保護を重視しております。「行動ターゲティング広告」や「インタレストマッチ」等においては、利用者（厳密にはその利用者が使用するブラウザ）がYahoo! JAPANのどのようなサービスを開覧したか、どのようなキーワードで検索したか、表示された広告とクリックの有無などの行動履歴情報を分析し、興味・関心の近い利用者（ブラウザ）をグループ化するためだけに使用しており、特定の利用者の興味・関心を分析しているわけではありません。

このようにヤフーでは利用者のプライバシーを保護するための現在考えうる十分な施策を講じていますが、行動履歴情報の収集や分析に対して利用者からの反発などが起こる可能性や、法的な規制が行われる可能性は皆無ではなく、その際にはヤフーのブランドイメージが低下したり、「行動ターゲティング広告」や「インタレストマッチ」等を販売できなくなる事により、ヤフーの業績に影響を及ぼす可能性があります。

コーポレートガバナンスに係わるリスク

コーポレートガバナンスに係わる体制について

- (イ) 内部統制のための体制が有効に機能せず、業務運営への影響や、運営費用が増大する可能性があります

ヤフーでは、業務上の人為的ミスやその再発、内部関係者の不正行為等による不具合の発生などが起きることのないよう、より一層厳格な内部管理・運用の基準を作成し行動に移すなどの対策をとっています。また、平成18年4月からヤフーにおける業務の有効性や効率性、財務報告の信頼性を高め法令遵守を徹底し、適法かつ適正なコーポレートガバナンスをより一層強化するために、社長直属の独立した組織である内部統制室を設置し運営しています。しかしながら、将来的に業務運営、管理体制上の問題が発生する可能性は皆無ではありません。また、内部統制を充実させるために各事業部門の業務工数が増大し、ヤフーの収益に影響がでる可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 技術受入契約

契約会社名	ヤフー株式会社（当社）
契約相手先	ヤフー・インク
締結年月日	平成8年4月1日
契約期間	平成8年4月1日～（期限の定めなし） （注） 但し、当事者の合意による場合、一方当事者の債務不履行若しくは破産等を原因として本契約が解除される場合、ヤフー・インクが競合するとみなす企業等により当社株式の3分の1以上が買収された場合、または合併、買収等によりヤフー・インクおよびソフトバンク株式会社が存続会社において議決権の過半数を維持できない場合（但し、ヤフー・インクの同意がある場合を除く）においては本契約は終了する。
主な内容	<p>ヤフー・ジャパン ライセンス契約(YAHOO! JAPAN LICENSE AGREEMENT)</p> <p>ヤフー・インクの当社に対する下記のライセンスの許諾</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本市場のためにカスタマイズされローカライズされたヤフー・インクの情報検索サービス等(以下、日本版情報検索サービス等という)の使用複製等に係る非独占的権利 ・ヤフー・インクの商標等の日本における利用等に係る非独占的権利 ・ヤフー・インクの商標等の日本における出版に関する利用等に係る独占的権利 ・日本版情報検索サービス等の開発、商業利用、プロモーション等に係る全世界における独占的権利 <p>当社が追加する日本固有のコンテンツのヤフー・インクに対する全世界における利用に係る非独占的権利の許諾(無償)</p> <p>当社のヤフー・インクに対するロイヤルティの支払い</p> <p>(注) ロイヤルティの計算方法は、売上総利益から販売手数料を差し引いた金額の3%を支払金額としておりましたが、計算方法の見直しにより、下記に記載の計算式により支払金額を算定しております。</p> <p>ロイヤルティの計算方法</p> $\{ (\text{連結売上高}) - (\text{広告販売手数料}^*) \} \times 3\%$ <p>(取引形態の異なる連結子会社における売上原価等)</p> <p>* 広告販売手数料は連結ベース</p>

(2) 業務提携契約

契約会社名	ヤフー株式会社(当社)
契約相手先	ソフトバンクBB株式会社(注)
締結年月日	平成13年6月20日
契約期間	平成13年6月20日～(期限の定めなし)
主な内容	<p>業務提携契約書</p> <p>当社とBBテクノロジー株式会社は共同してDSL技術を利用したインターネット接続サービスを提供する。</p> <p>当社の主要な業務</p> <ul style="list-style-type: none">・Yahoo! BBサービスに関するプロモーションを実施する。・Yahoo! BBサービスに関する申込受付業務を行う。・Yahoo! BBポータルサイトを運営する。・メールサービス、ホームページサービスを提供する。・Yahoo! BBサービスに係る料金の集金業務を行う。 <p>BBテクノロジー株式会社の主要な業務</p> <ul style="list-style-type: none">・利用者と電話局間のADSLサービス、電話局ビル間のネットワークの設置およびインターネット網への接続サービスを提供する。・利用者に対する問い合わせ対応、テクニカルサポートを行う。 <p>利用者に提供するADSL料金は990円、Interenet Serevice Provider料金(以下ISP料金)は1,290円とし、ISP料金のうち200円を当社の提供するサービスの対価としていたが、平成19年3月31日付に締結した覚書に基づき、これを100円に変更した。</p>

(3) インセンティブ契約

契約会社名	ヤフー株式会社(当社)
契約相手先	ソフトバンクBB株式会社(注)
締結年月日	平成17年10月7日
契約期間	平成16年10月1日～1年間(1年ごとに自動更新)
主な内容	<p>インセンティブフィー</p> <ul style="list-style-type: none">・新規獲得インセンティブ<ul style="list-style-type: none">Yahoo! BB基本サービス 1申込につき、15,000円程度Yahoo! BB+無線LANバック 1申込につき、20,000円程度・継続インセンティブ<ul style="list-style-type: none">Yahoo! BB基本サービス 利用継続1会員あたり、月200円程度Yahoo! BB+無線LANバック 利用継続1会員あたり、月250円程度

(注) 平成13年6月20日に締結した「業務提携契約」および平成17年10月7日に締結した「インセンティブ契約」の相手先は、いずれもソフトバンクBB株式会社もしくはBBテクノロジー株式会社でしたが、平成19年3月31日付でBBテクノロジー株式会社とソフトバンクBBとは、BBテクノロジー株式会社を存続会社とする吸収合併方式を行い、商号をソフトバンクBB株式会社に変更しました。

(4) 優先株引受契約

契約会社名	ヤフー株式会社(当社)
契約相手先	BBモバイル株式会社
締結年月日	平成18年4月7日
契約期間	平成18年4月7日～(期間の定めなし)
主要内容	<p>優先株引受契約</p> <p>ソフトバンク株式会社がボーダフォン株式会社を買収するにあたり、ボーダフォン株式の取得会社であるBBモバイル株式会社(ソフトバンク株式会社の完全子会社)が発行した優先株式を取得する。</p> <p>引受株数：600,000株 発行価額：1,200億円(1株につき200,000円) 配当条件：平成25年3月31日に終了する各事業年度までは無配とする。平成25年4月1日以降に開始する各事業年度は、発行価額(200,000円)に0.12を乗じた額とする。</p> <p>なお、BBモバイル株式会社のリファイナンスに伴い、平成18年11月28日付にて上記「発行価額(200,000円)に0.12を乗じた額」は「発行価額(200,000円)に0.12+基準金利を乗じた額」に変更されております。</p> <p>償還条件：発行体の事前通知により常時償還可能とする。</p>

(5) 新株予約権引受契約

契約会社名	ヤフー株式会社(当社)
契約相手先	BBモバイル株式会社
締結年月日	平成18年4月7日
契約期間	平成18年4月7日～(期間の定めなし)
主要内容	<p>新株予約権引受契約</p> <p>ソフトバンク株式会社がボーダフォン株式会社を買収するにあたり、ボーダフォン株式の取得会社であるBBモバイル株式会社(ソフトバンク株式会社の完全子会社)が発行した新株予約権を取得する。</p> <p>発行価額：無償 新株予約権の数：98個 目的となる株式数：98,000株 行使価格：95,098円 行使期間：平成25年4月1日から平成28年4月27日まで 行使条件：平成18年4月1日から平成25年3月31日までの同社の累積EBITDAが3.35兆円を超えること。</p>

(6) 株主間契約

契約会社名	ヤフー株式会社(当社)
契約相手先	BBモバイル株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンク株式会社、モバイルテック株式会社、ボーダフォンインターナショナルホールディングスB.V.(以下、「VIHBV」という)
締結年月日	平成18年3月17日
契約期間	平成18年3月17日～(期間の定めなし)
主な内容	<p>当社およびVIHBVは、当初取得したBBモバイル株式会社の優先株式の50%以上を保有する限り、BBモバイル株式会社の取締役1名およびソフトバンクモバイル株式会社の取締役1名を指名することができる。</p> <p>BBモバイル株式会社は、優先株主の過半数の同意を得ない限り、ソフトバンクモバイル株式会社に係る次の事項を決議してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款変更 ・優先株主の指名した取締役の選解任 ・解散、清算、資本構成の変更、減資 ・株式分割、株式併合、新株発行、株式の種類の変更 ・株式交換、株式移転、営業譲渡 ・配当方針の変更 <p>平成24年6月30日または初回りファイナンスの最終予定償還日のいずれか遅い日以降、BBモバイル株式会社は、優先株主の過半数の同意を得ない限り、ソフトバンクモバイル株式会社に係る次の事項を決議してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査役の選解任 ・資本提携、業務提携、合併会社の設立、1億円以上の出資またはリース契約の締結 ・予算の決定および変更(1億円以上の変更、年間5億円の変更) ・ストックオプションの付与、福利厚生の変更 ・予算外の重要な契約の締結、重要な契約の解約 ・会計方針の変更 ・倒産等手続の開始 ・支店等の設置または廃止 <p>BBモバイル株式会社の完全親会社であるモバイルテック株式会社は、優先株主の過半数の同意を得ない限り、BBモバイル株式会社をして上記 および の各事項を決議させてはならない。</p> <p>当社およびVIHBVは、当初取得したBBモバイル株式会社の優先株式および新株予約権を譲渡することができる。ただし、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモまたはKDDI株式会社等にこれらを譲渡する場合、ソフトバンク株式会社の同意を得なければならない。</p> <p>当社およびVIHBVは、次の事項のいずれかが生じるまで、新株予約権を行使しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・BBモバイル株式会社またはソフトバンクモバイル株式会社の支配権に変更を生じたとき ・ソフトバンクモバイル株式会社の累積EBITDAが、3.35兆円を超えたとき ・モバイルテック株式会社がBBモバイル株式会社の支配権に変更をもたらす普通株式の売却を行うとき <p>新株予約権保有者は、モバイルテック株式会社がBBモバイル株式会社の支配権に変更をもたらす普通株式の売却を行う場合、保有する普通株式および新株予約権を当該売却先に売却することができる。</p> <p>当社およびVIHBVは、BBモバイル株式会社の新株予約権を行使して取得した普通株式を契約関係当事者以外の第三者に譲渡する場合、モバイルテック株式会社に対し、譲渡先・譲渡対価・譲渡予定日等の譲渡に関する重要な取引条件を通知し、当該普通株式の先買権を付与しなければならない。</p> <p>ソフトバンク株式会社は、モバイルテック株式会社の本契約における債務の履行を保証する。</p>

(7) 金銭消費貸借契約

契約会社名	ヤフー株式会社(当社)
契約相手先	株式会社みずほコーポレート銀行
締結年月日	平成18年4月20日
契約期間	平成18年4月20日～(期間の定めなし)
主な内容	金銭消費貸借契約書 株式会社みずほコーポレート銀行とのシンジケーション方式による金銭消費貸借契約に基づく借入を行う。 借入金額 800億円 借入実行日 平成18年4月25日 借入期間 平成18年4月25日から平成22年5月25日 弁済方法 平成18年11月27日を第1回目として、以降6ヶ月毎25日に8回分割弁済 借入金利 初回(平成18年5月25日)1ヶ月物日本円TIBOR+0.30% 2回目以降 6ヶ月物日本円TIBOR+0.30%

(8) サービス提供契約

契約会社名	ヤフー株式会社（当社）、オーバーチュア株式会社（連結子会社）
契約相手先	ヤフー・セール、ヤフー・インク
締結年月日	平成19年8月31日
契約期間	平成19年8月31日から平成29年8月30日まで（10年間）
主な内容	<p>サービス提供契約(ADVERTISER AND PUBLISHER SERVICES AGREEMENT)</p> <p>当事者の基本的役割</p> <p>ヤフー・セールはヤフー・セールの提供する対象サービスが競争力を持つよう開発努力を行い、また、オーバーチュア株式会社は顧客が対象サービスを利用することにより対象サービスの売上が拡大するようマーケティング努力を行う。日本マーケット向けに最適なサービスを開発するため、ヤフー・セールおよびオーバーチュア株式会社は協議体を通じて日本マーケット特有のカスタマイズ等の開発スケジュールを策定する。</p> <p>ヤフー・セールによる対象サービスの独占的提供</p> <p>対象サービス（契約締結時は、検索連動型広告と、コンテンツマッチ広告に関する広告関連プラットフォームの提供が対象サービスとなり、爾後、検索・広告関連サービス等のうち、本契約上で定められた手続きを経て対象サービスとして追加されたものが含まれる）についてオーバーチュア株式会社、当社および当社が50%超の議決権を有する当社の子会社が日本国内において独占的に提供を受ける。</p> <p>オーバーチュア株式会社のヤフー・セールに対するサービスフィーの支払い</p> <p>オーバーチュア株式会社はヤフー・セールに対し、対象サービスもしくはヤフー・セールの技術やシステムを利用することでオーバーチュア株式会社もしくはオーバーチュア株式会社が20%以上の議決権を有する関連会社に発生した売上上に、年次毎に定められたレートを乗じた金額を支払う。</p> <p>オーバーチュア株式会社の独占権</p> <p>ヤフー・セール、ヤフー・インクまたはヤフー・インクの子会社が保有する検索・広告関連サービス等について、オーバーチュア株式会社は日本国内において独占的に提供する権利がある。</p> <p>対象サービスについての排他義務</p> <p>オーバーチュア株式会社、当社および当社が50%超の議決権を有する当社の子会社は、対象サービスと同種のサービスについて、ヤフー・セール以外が提供するものを提供してはならない。なお、契約上定められたサービスレベルに対する重大な違反などによりヤフー・セールの提供するサービスのパフォーマンスが上らず、オーバーチュア株式会社のビジネスに深刻な影響を与える場合は、協議体を通じて解決する事となっている。また、契約時点で当社の保有している技術及びサービスについては当該義務の限りでない。</p>

(注)平成19年8月31日に締結した「サービス提供契約」の相手先は、オーバーチュア・サーチ・サービスズ・(アイルランド)・リミテッド(以下、「OSSIL」という)およびヤフー・インクでしたが、平成20年8月1日付でOSSILはヤフー・セールに対し、サービス提供契約上の地位を譲渡しました。

6 【研究開発活動】

当連結会計年度における研究開発費は301百万円であり、次世代インターネット技術の研究、ビジネスサービス事業におけるレンタルサーバーの技術の研究に係るものであります。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 財政状態

資産の部

流動資産は91,390百万円と前年同期比72,919百万円（44.4%減）減少しました。これは主に自己株式の取得や投資有価証券の取得による支出により現金及び預金が減少したことおよびビジネスサービス事業の売上の減少により売掛金が減少したことによるものです。

固定資産は220,160百万円と前年同期比14,810百万円（7.2%増）増加しました。これは主に合併による固定資産の受け入れにより有形固定資産および繰延税金資産が増加したことおよび子会社株式の取得によりのれんが増加したことによるものです。

以上の結果、当連結会計年度の総資産は311,551百万円と前年同期比58,108百万円（15.7%減）減少いたしました。

負債の部

流動負債は64,713百万円と前年同期比24,263百万円（27.3%減）減少しました。これは主に合併による影響により未払法人税等が減少したことによるものです。

固定負債は10,367百万円と前年同期比19,643百万円（65.5%減）減少しました。これは主に借入金の返済によるものです。

以上の結果、当連結会計年度の負債合計は75,081百万円と前年同期比43,906百万円（36.9%減）減少いたしました。

純資産の部

利益が増加したものの、主に自己株式の買入消却により利益剰余金が減少したため、当連結会計年度の純資産は236,469百万円と前年同期比14,202百万円（5.7%減）減少いたしました。

流動性および資金の源泉

当連結会計年度における流動比率は141.2%（前年同期184.7%）、自己資本比率は75.2%（前年同期67.1%）となりました。

当連結会計年度における資金の主な増減要因については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要（2）キャッシュ・フローの状況」に記載しておりますが、投資有価証券の取得や恒常的な支出であるサーバー等ネットワーク設備への設備投資等につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローを源泉としております。

(2) 経営成績

売上高

当グループにおける売上項目の内容

項目	売上項目の内容
広告事業	インターネット広告による売上、またはそれに付随する売上。 ・ ディスプレイ広告（バナー、テキスト、メール、動画）、企画広告制作費 ・ 成果連動広告（検索連動型広告、興味関心連動型広告、コンテンツ連動型広告、アフィリエイト広告）等
ビジネスサービス事業	広告以外の法人向けビジネスによる売上。 ・ 「Yahoo!リクナビ」、「Yahoo!不動産」、「Yahoo!自動車」等の情報掲載料 ・ 「Yahoo!オークション」、「Yahoo!ショッピング」のテナント料・手数料 ・ 「Yahoo!BB」新規獲得インセンティブ・継続インセンティブ ・ 「Yahoo!リサーチ」、「Yahoo!ビジネスエクスプレス」、 「Yahoo!ウェブホスティング」等の売上
パーソナルサービス事業	個人向けビジネスによる売上。 ・ 「Yahoo!オークション」のシステム利用料 ・ 「Yahoo!プレミアム」の売上 ・ 「Yahoo!BB」のISP料金、コンテンツ料金 等

当連結会計年度の売上高は265,754百万円と前年同期比3,726百万円（1.4%増）増加となりました。これは、純額表示（ネット表示）への変更による影響により減少したものの、主に広告売上が増加したことによるものです。なお、従来どおりの方法（グロス表示）で算出した場合の当連結会計年度の売上高は295,945百万円（前年同期比12.9%増）となります。

売上原価、販売費及び一般管理費

当連結会計年度の売上原価は、主に純額表示（ネット表示）への変更による影響により、27,807百万円と前年同期比453百万円（1.6%減）減少しました。なお、従来どおりの方法（グロス表示）で算出した場合の当連結会計年度の売上原価は44,857百万円（前年同期比58.7%増）となります。

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は103,328百万円と前年同期比5,630百万円（5.2%減）減少しました。

販売費及び一般管理費の主な内訳は次のとおりであります。

給与手当は、期末従業員数が4,599名と前期末比840名（22.3%増）増加したため、16,843百万円と前年同期比2,552百万円（17.9%増）増加しました。

業務委託費は、15,555百万円と前年同期比448百万円（2.8%減）減少しました。これは、主に開発等の業務の内製化を推進した結果、外部委託業務が減少したことによるものです。

減価償却費は、10,922百万円と前年同期比1,306百万円（13.6%増）増加しました。これは、主にサーバー等ネットワーク機器およびソフトウェアの取得によるものです。

通信費は、9,480百万円と前年同期比1,093百万円（13.0%増）増加しました。これは主にコンテンツ配信サービスにかかわる配信料の増加とデータセンタースペースの拡大によるものです。

ロイヤルティは、7,865百万円と前年同期比353百万円（4.7%増）増加しました。これは、売上高の増加に伴いやフー・インクへのロイヤルティが増加したことによるものです。

賃借料は、6,496百万円と前年同期比664百万円（11.4%増）増加しました。これは、主に事務所拡張により賃料が増加したことによるものです。

販売手数料および支払手数料は、それぞれ4,302百万円、910百万円と前年同期比7,105百万円（62.3%減）、4,219百万円（82.2%減）減少しました。これは、代理店手数料および決済関係手数料を売上高から控除する方法（純額表示）に変更したことによるものです。

上記以外の主なものは、コンテンツ拡充により情報提供料が6,207百万円と前年同期比937百万円（17.8%増）増加、人員増加にともない従業員賞与が5,213百万円と前年同期比349百万円（7.2%増）増加しました。

営業外損益・特別損益

当連結会計年度の営業外収益の主なものは、受取利息が252百万円、為替差益が142百万円、営業外費用の主なものは持分法による投資損失が1,064百万円、借入金の支払利息が462百万円です。

当連結会計年度の特別利益の主なものは、投資有価証券売却益1,166百万円、特別損失の主なものは、時価の下落による投資有価証券評価損4,267百万円および事務所移転費用1,622百万円です。

法人税等（法人税等調整額を含む）

合併の影響により当連結会計年度の法人税等は51,060百万円となり、税金等調整前当期純利益に対する法人税等の負担率は、40.4%となりました。

当期純利益

当期純利益は74,715百万円と前年同期比12,097百万円（19.3%増）増加しました。1株当たり当期純利益は1,255円52銭となりました。また、潜在株式調整後1株当たり当期純利益は1,254円18銭となっています。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、総額で9,223百万円（うち有形固定資産は5,098百万円、無形固定資産は4,125百万円であります。金額には消費税等を含めておりません。）であり、主なものはサーバー、ネットワーク関連機器の購入であります。サーバー、ネットワーク関連機器の購入につきましては、各セグメントにわたり使用しており、各セグメントに厳密に配賦することが困難なため、事業の種類別セグメントごとの設備投資につきましては省略しております。なお、重要な設備の除却・売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成21年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 〔外、平 均臨時雇 用者数〕 (名)
			建物及び 構築物	機械及び 装置	工具、 器具及び 備品	土地 (面積㎡)	ソフト ウェア	合計	
本社他 (東京都港区他)	全セグメント	ネットワーク 関連設備等	5,741	4,682	10,405	5,001 (2,250㎡)	10,605	36,436	3,622 〔251〕

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 上記の他、主要な設備のうち連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	リース契約残高 (百万円)
本社他 (東京都港区他)	全セグメント	データセンター等	2,640

(2) 国内子会社

平成21年3月31日現在

会社名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 〔外、平 均臨時雇 用者数〕 (名)
			建物及び 構築物	機械及び 装置	工具、 器具及び 備品	ソフト ウェア	合計	
(株)ネットラスト (東京都港区)	ビジネス サービス事業 パーソナル サービス事業	サービス用 ソフトウェア等	10		95	783	889	47 〔8〕
ファーストサーバ(株) (大阪市中央区)	ビジネス サービス事業	事務所および 機器設備等	141	52	259	222	674	139 〔49〕
ヤフーバリューイン サイト(株) (東京都中野区)	ビジネス サービス事業	サービス用 ソフトウェア等	87		157	184	429	452 〔58〕
(株)ニュースウォッチ (東京都港区)	ビジネス サービス事業	サービス用 ソフトウェア等	17		69	303	390	41 〔27〕
ヤフーカスタマーリ レーションズ(株) (東京都港区)	ビジネス サービス事業	事務所および 機器設備等	215		102	8	326	123 〔-〕

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

(提出会社)

平成21年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完成予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
本社他 (東京都港区他)	全セグメント	ネットワー ク関連設備 の増強等	2,911		自己資金	平成21年 4月	平成22年 3月	インターネ ット接続環 境の増強
本社他 (東京都港区他)	全セグメント	ソフトウェア	1,500		自己資金	平成21年 4月	平成22年 3月	サービスお よび業務効 率の向上

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	241,600,000
計	241,600,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年6月23日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	58,107,980	58,108,236	東京証券取引所 (市場第一部) ジャスダック証券取引所	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。単元株制度を採用していないため、単元株式数はない。
計	58,107,980	58,108,236		

(注) 提出日現在の発行数には、平成21年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権(旧商法に基づく新株引受権を含む)の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19に基づき発行した新株引受権

株主総会の特別決議日(平成12年1月21日)

	事業年度末現在 平成21年3月31日	提出日の前月末現在 平成21年5月31日
新株予約権の数(個)		
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を採用していない ため、単元株式数はない。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	18,432	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	51,270	同左
新株予約権の行使期間	平成14年1月22日～ 平成22年1月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 51,270 資本組入額 25,635	同左
新株予約権の行使の条件	対象者は、死亡以外の事由により当社取締役または使用人でなくなった場合および新株引受権行使期間到来前に死亡した場合、その権利を喪失する。なお対象者が、新株引受権行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。 その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

株主総会の特別決議日(平成12年6月16日)

	事業年度末現在 平成21年3月31日	提出日の前月末現在 平成21年5月31日
新株予約権の数(個)		
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を採用していない ため、単元株式数はない。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,048	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	38,086	同左
新株予約権の行使期間	平成14年6月17日～ 平成22年6月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 38,086 資本組入額 19,043	同左
新株予約権の行使の条件	対象者は、死亡以外の事由により当社取締役または使用人でなくなった場合および新株引受権行使期間到来前に死亡した場合、その権利を喪失する。なお対象者が、新株引受権行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。 その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

株主総会の特別決議日(平成12年12月8日)

	事業年度末現在 平成21年3月31日	提出日の前月末現在 平成21年5月31日
新株予約権の数(個)		
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を採用していないため、単元株式数はない。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	34,934	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	19,416	同左
新株予約権の行使期間	平成14年12月9日～ 平成22年12月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 19,416 資本組入額 9,708	同左
新株予約権の行使の条件	対象者は、死亡以外の事由により当社取締役または使用人でなくなった場合および新株引受権行使期間到来前に死亡した場合、その権利を喪失する。なお対象者が、新株引受権行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。 その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

株主総会の特別決議日(平成13年6月20日)

	事業年度末現在 平成21年3月31日	提出日の前月末現在 平成21年5月31日
新株予約権の数(個)		
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を採用していないため、単元株式数はない。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,458	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	9,559	同左
新株予約権の行使期間	平成15年6月21日～ 平成23年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 9,559 資本組入額 4,780	同左
新株予約権の行使の条件	対象者は、死亡以外の事由により当社取締役または使用人でなくなった場合および新株引受権行使期間到来前に死亡した場合、その権利を喪失する。なお対象者が、新株引受権行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。 その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

株主総会の特別決議日(平成13年12月7日)

	事業年度末現在 平成21年3月31日	提出日の前月末現在 平成21年5月31日
新株予約権の数(個)		
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を採用していないため、単元株式数はない。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21,080	20,824
新株予約権の行使時の払込金額(円)	8,497	同左
新株予約権の行使期間	平成15年12月8日～ 平成23年12月7日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 8,497 資本組入額 4,249	同左
新株予約権の行使の条件	対象者は、死亡以外の事由により当社取締役または使用人でなくなった場合および新株引受権行使期間到来前に死亡した場合、その権利を喪失する。なお対象者が、新株引受権行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。 その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 当社が株式の分割および時価を下回る価額で新株を発行(転換社債の転換、新株引受権の行使および特定新規事業実施円滑化臨時措置法に基づく新株の発行の場合を除く)するときは、次の算式により株式数を調整し、調整により生ずる1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

2 発行価額は、当社が株式の分割および時価を下回る価額で新株を発行(転換社債の転換、新株引受権の行使および特定新規事業実施円滑化臨時措置法に基づく新株の発行の場合を除く)するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

新株予約権

平成14年度第1回新株予約権

(平成14年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成14年7月29日発行)

	事業年度末現在 平成21年3月31日	提出日の前月末現在 平成21年5月31日
新株予約権の数(個)	70	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を採用していない ため、単元株式数はない。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	17,920	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,196	同左
新株予約権の行使期間	平成16年6月21日～ 平成24年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 10,196 資本組入額 5,098	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他 一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		

平成14年度第2回新株予約権

(平成14年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成14年11月20日発行)

	事業年度末現在 平成21年3月31日	提出日の前月末現在 平成21年5月31日
新株予約権の数(個)	3	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を採用していない ため、単元株式数はない。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	768	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	11,375	同左
新株予約権の行使期間	平成16年6月21日～ 平成24年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 11,375 資本組入額 5,688	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他 一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が、任期満了による退任または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) その他の条件については、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数について行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行する場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）、他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整を行うことができるものとする。

- 3 1株当たりの払込みをすべき金額は、当社が株式分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行する場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

（株式併合の場合は併合株式数を減ずる）

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は払込金額の調整を行うことができるものとする。

平成15年度第1回新株予約権

（平成15年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成15年7月25日発行）

	事業年度末現在 平成21年3月31日	提出日の前月末現在 平成21年5月31日
新株予約権の数(個)	249	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を採用していないため、単元株式数はない。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,936	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	33,438	同左
新株予約権の行使期間	平成17年6月21日～ 平成25年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 33,438 資本組入額 16,719	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

平成15年度第2回新株予約権

（平成15年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成15年11月4日発行）

	事業年度末現在 平成21年3月31日	提出日の前月末現在 平成21年5月31日
新株予約権の数(個)	44	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を採用していないため、単元株式数はない。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,408	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	51,478	同左
新株予約権の行使期間	平成17年6月21日～ 平成25年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 51,478 資本組入額 25,739	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

平成15年度第3回新株予約権

(平成15年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成16年1月29日発行)

	事業年度末現在 平成21年3月31日	提出日の前月末現在 平成21年5月31日
新株予約権の数(個)	33	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を採用していない ため、単元株式数はない。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,056	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	47,813	同左
新株予約権の行使期間	平成17年6月21日～ 平成25年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 47,813 資本組入額 23,907	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他 一切の処分は認めない。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に に関する事項		

平成15年度第4回新株予約権

(平成15年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成16年5月13日発行)

	事業年度末現在 平成21年3月31日	提出日の前月末現在 平成21年5月31日
新株予約権の数(個)	35	33
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を採用していない ため、単元株式数はない。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	560	528
新株予約権の行使時の払込金額(円)	78,512	同左
新株予約権の行使期間	平成17年6月21日～ 平成25年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 78,512 資本組入額 39,256	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他 一切の処分は認めない。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に に関する事項		

(注)1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が、任期満了による退任または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) その他の条件については、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数について行われ、当該時点で発行されていない新株予約権については、分割の場合は当該調整を行わないものとし、併合の場合は当該調整を行うものとする。調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行する場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）、他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整を行うことができるものとする。

- 3 1株当たりの払込みをすべき金額は、当社が株式分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行する場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

（株式併合の場合は併合株式数を減ずる）

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は払込金額の調整を行うことができるものとする。

平成16年度第1回新株予約権

（平成16年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成16年7月29日発行）

	事業年度末現在 平成21年3月31日	提出日の前月末現在 平成21年5月31日
新株予約権の数(個)	569	567
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を採用していないため、単元株式数はない。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,104	9,072
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65,290	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月18日～ 平成26年6月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 65,290 資本組入額 32,645	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

平成16年度第2回新株予約権

（平成16年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成16年11月1日発行）

	事業年度末現在 平成21年3月31日	提出日の前月末現在 平成21年5月31日
新株予約権の数(個)	48	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を採用していないため、単元株式数はない。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	384	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	62,488	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月18日～ 平成26年6月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 62,488 資本組入額 31,244	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

平成16年度第3回新株予約権

(平成16年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成17年1月28日発行)

	事業年度末現在 平成21年3月31日	提出日の前月末現在 平成21年5月31日
新株予約権の数(個)	29	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を採用していない ため、単元株式数はない。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	232	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65,375	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月18日～ 平成26年6月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 65,375 資本組入額 32,688	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他 一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		

平成16年度第4回新株予約権

(平成16年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成17年5月12日発行)

	事業年度末現在 平成21年3月31日	提出日の前月末現在 平成21年5月31日
新株予約権の数(個)	53	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を採用していない ため、単元株式数はない。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	212	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	60,563	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月18日～ 平成26年6月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 60,563 資本組入額 30,282	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他 一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		

平成17年度第1回新株予約権

(平成17年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成17年7月28日発行)

	事業年度末現在 平成21年3月31日	提出日の前月末現在 平成21年5月31日
新株予約権の数(個)	1,290	1,284
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を採用していない ため、単元株式数はない。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,160	5,136
新株予約権の行使時の払込金額(円)	58,500	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月18日～ 平成27年6月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 58,500 資本組入額 29,250	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他 一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		

平成17年度第2回新株予約権

(平成17年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成17年11月1日発行)

	事業年度末現在 平成21年3月31日	提出日の前月末現在 平成21年5月31日
新株予約権の数(個)	75	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を採用していない ため、単元株式数はない。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	150	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	62,000	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月18日～ 平成27年6月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 62,000 資本組入額 31,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他 一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		

平成17年度第3回新株予約権

(平成17年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成18年1月31日発行)

	事業年度末現在 平成21年3月31日	提出日の前月末現在 平成21年5月31日
新株予約権の数(個)	130	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を採用していない ため、単元株式数はない。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	260	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	79,500	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月18日～ 平成27年6月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 79,500 資本組入額 39,750	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他 一切の処分は認めない。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		

平成17年度第4回新株予約権

(平成17年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成18年5月2日発行)

	事業年度末現在 平成21年3月31日	提出日の前月末現在 平成21年5月31日
新株予約権の数(個)	83	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を採用していない ため、単元株式数はない。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	83	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	67,940	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月18日～ 平成27年6月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 67,940 資本組入額 33,970	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他 一切の処分は認めない。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任した場合、または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) その他の条件については、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めたとところによる。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行われ、当該時点で発行されていない新株予約権については、株式分割の場合は当該調整を行わないものとし、株式併合の場合は当該調整を行うものとする。調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行する場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）、他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整を行うことができるものとする。

- 3 1株当たりの払込みをすべき金額（以下「払込金額」）は、当社が株式分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行する場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の算式により調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による増加株式数}}{\text{(株式併合の場合は併合株式数を減ずる)}}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は払込金額の調整を行うことができるものとする。

平成18年度第1回新株予約権

（平成18年8月23日取締役会の決議に基づき平成18年9月6日割当）

	事業年度末現在 平成21年3月31日	提出日の前月末現在 平成21年5月31日
新株予約権の数(個)	7,856	7,831
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を採用していないため、単元株式数はない。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,856	7,831
新株予約権の行使時の払込金額(円)	47,198	同左
新株予約権の行使期間	平成20年8月24日～ 平成28年8月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 47,198 資本組入額 23,599	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

平成18年度第2回新株予約権

（平成18年10月23日取締役会の決議に基づき平成18年11月6日割当）

	事業年度末現在 平成21年3月31日	提出日の前月末現在 平成21年5月31日
新株予約権の数(個)	277	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を採用していないため、単元株式数はない。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	277	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	44,774	同左
新株予約権の行使期間	平成20年10月24日～ 平成28年10月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 44,774 資本組入額 22,387	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

平成18年度第3回新株予約権

(平成19年1月24日取締役会の決議に基づき平成19年2月7日割当)

	事業年度末現在 平成21年3月31日	提出日の前月末現在 平成21年5月31日
新株予約権の数(個)	330	277
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を採用していない ため、単元株式数はない。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	330	277
新株予約権の行使時の払込金額(円)	47,495	同左
新株予約権の行使期間	平成21年1月25日～ 平成29年1月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 47,495 資本組入額 23,748	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他 一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)2参照	同左

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議でなされたとき)は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引が、新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの行使価額((注)5記載の調整を行う場合は調整後の1株当たりの行使価額)の2分の1を継続して1年間下回るときは、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(注)1に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、また、当該時点で発行されていない新株予約権については、株式の分割の場合は当該調整を行わず、株式の併合の場合は当該調整を行うものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の計算により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}} \quad (\text{株式併合の場合は併合株式数を減ずる})$$

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

平成19年度第1回新株予約権

（平成19年4月24日取締役会の決議に基づき平成19年5月8日割当）

	事業年度末現在 平成21年3月31日	提出日の前月末現在 平成21年5月31日
新株予約権の数(個)	608	572
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を採用していないため、単元株式数はない。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	608	572
新株予約権の行使時の払込金額(円)	45,500	同左
新株予約権の行使期間	平成21年4月25日～ 平成29年4月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 45,500 資本組入額 22,750	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

平成19年度第2回新株予約権

(平成19年7月24日取締役会の決議に基づき平成19年8月7日割当)

	事業年度末現在 平成21年3月31日	提出日の前月末現在 平成21年5月31日
新株予約権の数(個)	9,465	9,335
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を採用していない ため、単元株式数はない。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,465	9,335
新株予約権の行使時の払込金額(円)	40,320	同左
新株予約権の行使期間	平成21年7月25日～ 平成29年7月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 40,320 資本組入額 20,160	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他 一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)2参照	同左

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき)は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(注)1に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、また、当該時点で発行されていない新株予約権については、株式の分割の場合は当該調整を行わず、株式の併合の場合は当該調整を行うものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の計算により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

（株式併合の場合は併合株式数を減ずる）

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

平成19年度第3回新株予約権

（平成19年10月24日取締役会の決議に基づき平成19年11月7日割当）

	事業年度末現在 平成21年3月31日	提出日の前月末現在 平成21年5月31日
新株予約権の数(個)	736	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を採用していないため、単元株式数はない。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	736	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	51,162	同左
新株予約権の行使期間	平成21年10月25日～ 平成29年10月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 51,162 資本組入額 25,581	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

平成19年度第4回新株予約権

(平成20年1月30日取締役会の決議に基づき平成20年2月13日割当)

	事業年度末現在 平成21年3月31日	提出日の前月末現在 平成21年5月31日
新株予約権の数(個)	801	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を採用していない ため、単元株式数はない。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	801	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	47,500	同左
新株予約権の行使期間	平成22年1月31日～ 平成30年1月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 47,500 資本組入額 23,750	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他 一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)2参照	同左

平成20年度第1回新株予約権

(平成20年4月25日取締役会の決議に基づき平成20年5月9日割当)

	事業年度末現在 平成21年3月31日	提出日の前月末現在 平成21年5月31日
新株予約権の数(個)	1,840	1,826
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を採用していない ため、単元株式数はない。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,840	1,826
新株予約権の行使時の払込金額(円)	51,781	同左
新株予約権の行使期間	平成22年4月26日～ 平成30年4月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 51,781 資本組入額 25,891	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他 一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)2参照	同左

平成20年度第2回新株予約権

(平成20年7月25日取締役会の決議に基づき平成20年8月8日割当)

	事業年度末現在 平成21年3月31日	提出日の前月末現在 平成21年5月31日
新株予約権の数(個)	11,646	11,512
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を採用していない ため、単元株式数はない。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,646	11,512
新株予約権の行使時の払込金額(円)	40,505	同左
新株予約権の行使期間	平成22年7月26日～ 平成30年7月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 40,505 資本組入額 20,253	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他 一切の処分は認めない。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)2参照	同左

平成20年度第3回新株予約権

(平成20年10月24日取締役会の決議に基づき平成20年11月7日割当)

	事業年度末現在 平成21年3月31日	提出日の前月末現在 平成21年5月31日
新株予約権の数(個)	407	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を採用していない ため、単元株式数はない。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	407	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34,000	同左
新株予約権の行使期間	平成22年10月25日～ 平成30年10月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 34,000 資本組入額 17,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他 一切の処分は認めない。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)2参照	同左

平成20年度第4回新株予約権

(平成21年1月27日取締役会の決議に基づき平成21年2月10日割当)

	事業年度末現在 平成21年3月31日	提出日の前月末現在 平成21年5月31日
新株予約権の数(個)	350	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を採用していない ため、単元株式数はない。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	350	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	32,341	同左
新株予約権の行使期間	平成23年1月28日～ 平成31年1月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 32,341 資本組入額 16,171	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他 一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)2参照	同左

平成21年度第1回新株予約権

(平成21年4月28日取締役会の決議に基づき平成21年5月12日割当)

	事業年度末現在 平成21年3月31日	提出日の前月末現在 平成21年5月31日
新株予約権の数(個)		890
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式 単元株制度を採用していない ため、単元株式数はない。
新株予約権の目的となる株式の数(株)		890
新株予約権の行使時の払込金額(円)		26,879
新株予約権の行使期間		平成23年4月29日～ 平成31年4月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額(円)		発行価格 26,879 資本組入額 13,440
新株予約権の行使の条件		(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項		新株予約権の質入れ、その他 一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		(注)2参照

(注)1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(注)1に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の計算により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

（株式併合の場合は併合株式数を減ずる）

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成16年4月～ 平成17年3月 (注) 1	4,785	1,890,858.16	292	6,692	292	1,773
平成16年5月20日 (注) 2	1,886,073.16	3,776,931.32		6,692		1,773
平成16年11月19日 (注) 2	3,773,192.32	7,550,123.64		6,692		1,773
平成17年4月～ 平成18年3月 (注) 1	20,967	7,571,090.64	340	7,032	340	2,113
平成17年5月20日 (注) 2	7,550,123.64	15,121,214.28		7,032		2,113
平成17年11月18日 (注) 2	15,104,854.28	30,226,068.56		7,032		2,113
平成18年4月～ 平成19年3月 (注) 1	24,877	30,250,945.56	154	7,187	154	2,268
平成18年4月1日 (注) 2	30,226,068.56	60,477,014.12		7,187		2,268
平成19年4月～ 平成20年3月 (注) 1	25,008	60,502,022.12	179	7,366	179	2,447
平成20年4月～ 平成21年3月 (注) 1	9,463	60,511,485.12	78	7,444	78	2,525
平成20年8月8日 (注) 3	1,218,494.44	59,292,990.68		7,444		2,525
平成20年12月30日 (注) 3	0.68	59,292,990		7,444		2,525
平成21年3月31日 (注) 3	1,185,010	58,107,980		7,444		2,525

(注) 1 ストックオプション（新株予約権等を含む）の権利行使による増加であります。

2 株式分割による増加 分割比率 1 : 2

3 自己株式の消却による減少であります。

4 平成21年4月1日から平成21年5月31日までの間に新株予約権の行使により、発行済株式総数が256株、資本金が1百万円、資本準備金が1百万円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況(株)	
	政府および地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		60	65	968	444	160	196,187	197,884	
所有株式数(株)		4,534,256	123,038	24,622,691	24,035,563	3,574	4,788,858	58,107,980	
所有株式数の割合(%)		7.80	0.21	42.38	41.36	0.01	8.24	100	

(注) 上記「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が282株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成21年3月31日現在

氏名または名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ソフトバンク株式会社	東京都港区東新橋1丁目9番1号	23,796,204	40.95
ヤフーインク (常任代理人 大和証券エスエムビーシー株式会社)	701 FIRST AVENUE SUNNYVALE, CA 94089 U.S.A. (東京都千代田区丸の内1丁目9番1号)	20,215,408	34.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	2,701,479	4.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,035,729	1.78
SBBM株式会社	東京都港区東新橋1丁目9-1	564,669	0.97
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟	463,879	0.80
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	85 BROAD STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー)	283,254	0.49
エイチエスビーシーバンクビーエルシーアカウント アイビーメインアカウント (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	8 CANADA SQUARE LONDON E14 5HQ UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	200,000	0.34
オーディー05オムニバスチャイナトリートイ808150 (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000AUSTRALIA (東京都千代田区有楽町1丁目1番2号)	151,371	0.26
ジーピーモルガンチエース オツペンハイマー ジヤステック レンディング アカウ ント (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	6803 S. TUCSON WAY CENTENNIAL, CO 80112, U.S.A. (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	150,794	0.26
計		49,562,787	85.29

(注) 上記のうち、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社、資産管理サービス信託銀行株式会社の所有する株式数は、すべて信託業務に係るものです。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 58,107,980	58,107,980	
単元未満株式			
発行済株式総数	58,107,980		
総株主の議決権		58,107,980	

(注) 完全議決権株式(その他)には、証券保管振替機構名義の株式が282株(議決権282個)含まれております。

【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株引受権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、旧商法280条ノ19第2項に基づき、当社の取締役および使用人に対して付与することを平成12年1月21日、平成12年12月8日および平成13年12月7日の臨時株主総会、平成12年6月16日および平成13年6月20日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成12年1月21日
付与対象者の区分および人数(名)	当社使用人9名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成12年6月16日
付与対象者の区分および人数(名)	当社使用人2名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成12年12月8日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役および使用人21名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成13年6月20日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役および使用人6名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成13年12月7日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役および使用人13名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の区分および人数につきましては、平成21年3月31日現在の人数を記載しております。

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、平成13年改正の旧商法第280条ノ20および旧商法280条ノ21の規定に基づき、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成14年6月20日、平成15年6月20日、平成16年6月17日および平成17年6月17日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成14年6月20日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役および従業員15名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成14年6月20日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員3名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成15年6月20日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役および従業員57名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成15年6月20日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員31名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成15年6月20日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員22名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成15年6月20日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員22名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成16年6月17日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役および従業員108名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成16年6月17日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員27名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成16年6月17日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員19名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成16年6月17日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員31名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成17年6月17日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役および従業員146名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成17年6月17日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員21名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成17年6月17日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員49名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成17年6月17日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員37名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の区分および人数につきましては、平成21年3月31日現在の人数を記載しております。

当社は、会社法に基づくストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法に基づき、平成18年8月23日、平成18年10月23日、平成19年1月24日、平成19年4月24日、平成19年7月24日、平成19年10月24日、平成20年1月30日、平成20年4月25日、平成20年7月25日、平成20年10月24日、平成21年1月27日および平成21年4月28日の取締役会において決議されたもの、ならびに会社法第361条の規定に基づき、当社取締役に対して新株予約権を発行することを平成19年6月21日の定時株主総会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成18年8月23日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役および従業員138名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成18年10月23日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員40名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成19年1月24日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員55名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成19年4月24日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員58名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成19年7月24日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役および従業員213名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成19年10月24日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員112名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成20年1月30日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員117名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成20年4月25日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員224名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成20年7月25日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役および従業員333名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成20年10月24日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員128名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成21年1月27日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員128名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成21年4月28日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員100名(平成21年5月31日現在)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の区分および人数につきましては、平成21年3月31日現在の人数を記載しております。

決議年月日	平成19年6月21日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役 なお、人数等の詳細については、今後開催される新株予約権の募集事項を決定する取締役会において決定する。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を採用していないため、単元株式数はない。
株式の数(株)	10,000株を各事業年度における総株数の上限とする。(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の翌日から当該決議の日後10年間を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる。
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任した場合、または取締役会が正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。 その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、その他株式数の変更をすることが適切な場合は、当社が必要と認める処理を行うものとする。

- 2 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、次により決定される1株当たりの価額に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

1株当たりの価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は後者の価格とする。

なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、その他1株当たりの価額の変更をすることが適切な場合は、当社が必要と認める処理を行うものとする。

- 3 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号および会社法第155条第13号に該当する普通株式の取得ならびに旧商法第220条ノ6第1項の規定に基づく端株の買取請求による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成20年5月23日決議)での決議状況 (取得期間 平成20年6月2日～平成20年9月24日)	1,210,000	60,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	1,210,000	51,639,113,450
残存決議株式の総数及び価額の総額		8,360,886,550
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		13.9
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)		13.9

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成21年3月17日決議)での決議状況 (取得期間 平成21年3月18日～平成21年3月18日)	1,185,000	30,027,900,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	1,185,000	30,027,900,000
残存決議株式の総数及び価額の総額		
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)		

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第13号ならびに旧商法第220条ノ6第1項による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	6,572.64	334,352,593
当期間における取得自己株式		

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の 総額(円)	株式数 (株)	処分価額の 総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式	2,403,505.12	82,029,834,882		
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数				

3 【配当政策】

当社は株主の皆様への利益還元を重点課題としております。その基本方針として、企業体質強化および将来の事業展開のための内部留保を中心に据えながら、每期確実な利益を生み出すように努め、その業績に応じた弾力的な配当や自己株式の取得等の利益還元も同時に実施してまいります。

当社の剰余金の配当の決定機関は、取締役会であります。また、当社の剰余金の配当は期末配当による原則年1回の配当を基本とするとともに、その他会社法第459条第1項各号に定める事項による配当については、経営環境等を勘案の上、取締役会にて機動的に実施を検討してまいります。

当期の期末配当金につきましては、上記方針のもと、連結当期純利益の10%程度を配当性向の目処とし、平成21年5月21日開催の取締役会決議により、1株につき130円とさせていただきました。これにより配当金総額は7,554,037,400円となりました。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
最高(円)	1,430,000 266,000	270,000 75,000	72,900	59,000	55,400
最低(円)	450,000 247,000	117,000 65,300	39,150	35,200	22,430

- (注) 1 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。
2 当社は平成15年10月28日に東京証券取引所市場第一部に上場いたしました。また、平成19年2月28日よりジャスダック証券取引所に重複上場しております。
3 印は、株式分割(無償)権利落後の株価であります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年 10月	11月	12月	平成21年 1月	2月	3月
最高(円)	34,900	35,800	37,100	40,300	29,830	28,470
最低(円)	25,600	28,720	28,600	28,000	24,030	22,430

- (注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

5 【役員状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		井上 雅博	昭和32年2月12日生	平成4年6月 平成8年1月 平成8年7月 平成10年6月 平成11年6月 平成13年6月	ソフトバンク㈱入社 当社設立、取締役就任 当社代表取締役社長就任(現任) ソフトバンク㈱取締役就任 ソフトバンク㈱取締役退任 ソフトバンク㈱取締役就任(現任)	(注)3	63,789
取締役会長		孫 正義	昭和32年8月11日生	昭和61年2月 平成8年1月 平成8年7月 平成13年6月 平成16年2月 平成18年4月 平成19年6月	ソフトバンク㈱代表取締役社長就任(現任) 当社設立、代表取締役社長就任 当社取締役会長就任(現任) ビー・ビー・テクノロジー㈱(現ソフトバンクBB㈱)代表取締役社長就任 同社代表取締役社長兼CEO就任(現任) ポータフォン㈱(現ソフトバンクモバイル㈱)取締役会議長、代表執行役社長兼CEO就任 ソフトバンクモバイル㈱代表取締役社長兼CEO就任(現任)	(注)3	
取締役		ジェリー・ヤン	昭和43年11月6日生	平成7年3月 平成8年1月 平成19年6月	ヤフー・コーポレーション(現ヤフー・インク)取締役就任(現任) 当社取締役就任(現任) ヤフー・インク取締役CEO就任	(注)3	
取締役	最高財務責任者 常務執行役員 兼SR本部長	梶川 朗	昭和34年5月17日生	昭和58年4月 平成8年11月 平成9年6月 平成11年7月 平成12年6月 平成12年6月 平成14年2月 平成14年6月 平成16年1月 平成17年4月 平成19年4月 平成21年4月	野村證券㈱入社 ソフトバンク㈱入社 財務部次長 当社取締役就任 ソフトバンク・インベストメント㈱(現SBIホールディングス㈱)取締役就任 当社取締役退任 当社顧問 当社最高財務責任者兼管理本部長 当社取締役最高財務責任者(現任)兼管理本部長就任 当社パーソナルサービス本部長 当社経営企画本部長兼カスタマーサポート本部長 当社経営戦略本部長 当社常務執行役員兼SR本部長(現任)	(注)3	6,144
取締役	最高執行責任者 常務執行役員 兼R&D統括本部長	喜多 埜 裕 明	昭和37年11月27日生	昭和63年4月 昭和63年5月 平成5年4月 平成9年2月 平成10年10月 平成15年6月 平成16年1月 平成17年4月 平成18年4月 平成19年10月 平成21年4月	㈱松林社入社 Kairinsha Int l(NY), Inc. へ出向 Kairinsha Int l(NY), Inc. 副社長就任 当社入社 業務室長 当社社長室経営企画部長 当社取締役社長室長就任 当社Yahoo! BB事業部長 当社取締役最高執行責任者(現任)兼事業推進本部長就任 当社ショッピング事業部長 当社パートナーソリューション本部長 当社常務執行役員兼R&D統括本部長(現任)	(注)3	8,690

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)		吉井伸吾	昭和22年8月23日生	昭和46年4月 住友商事(株)入社 平成15年4月 同社執行役員メディア事業本部長 兼ケーブルテレビ事業部長就任 平成17年4月 同社常務執行役員兼情報産業事業 部門長就任 平成17年6月 同社代表取締役常務執行役員就任 平成19年4月 同社代表取締役常務執行役員兼メ ディア・ライフスタイル事業部門 長就任 平成20年4月 同社代表取締役 社長付就任 平成20年6月 当社監査役就任(現任)	(注)4	
監査役		須江澄夫	昭和18年11月6日生	昭和41年4月 日産自動車(株)入社 平成11年11月 日本ピーティー(株)提携副本部長 平成12年6月 (株)ツーカーセラー東京、(株)ツ ーカーセラー東海および(株)ツカ ーホン関西取締役就任 平成13年6月 当社監査役就任(現任)	(注)4	
監査役		佐野光生	昭和31年12月25日生	平成8年12月 当社監査役就任(現任) 平成11年6月 イー・トレード証券(株)(現(株)SBI 証券)取締役就任 平成12年6月 ソフトバンク(株)常勤監査役就任 (現任)	(注)5	
監査役		植村京子	昭和36年7月22日生	平成6年4月 大阪地方裁判所 判事補 平成8年4月 水戸地方裁判所 判事補 平成11年4月 東京地方裁判所 判事補 平成14年4月 静岡家庭裁判所沼津支部 判事補 平成16年4月 同支部 判事 平成17年4月 横浜地方裁判所 判事 平成20年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 平成21年6月 当社監査役就任(現任)	(注)5	
計						78,623

- (注) 1 取締役のジェリー・ヤンは、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役の吉井伸吾、須江澄夫、佐野光生および植村京子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査役の吉井伸吾および須江澄夫の任期は、平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 監査役の佐野光生および植村京子の任期は、平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、お客様、株主・投資家の皆様、取引先、地域、従業員をはじめとした皆様から広く信頼され、社会と調和することにより安全なインターネット社会の実現を目指し、フェアプレーの精神をもって行動し、また企業の社会的責任を果たすことによって企業価値を高めたいと考えております。この目的のもと、当社はコーポレート・ガバナンスを「中長期的な企業価値の増大」を図るために必要不可欠な機能と位置付け、取締役、監査役、従業員はそれぞれ求められる役割を理解し、法令、社会規範、倫理などについて継続的に意識の維持向上を図り、着実な実践につなげ、適正かつ効率的な企業活動を行ってまいります。また、当社は監査役設置会社形態を採用しておりますが、現在4名で構成される監査役は全員が社外監査役であります。さらに企業グループ全体におけるコーポレート・ガバナンスの機能を高めるための諸施策を実行し、健全なグループ運営を図っております。

業務執行、監査・監督等に係わる会社の機関、体制について

イ.取締役会

取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得および処分、重要な組織および人事に関する意思決定、ならびに当社および子会社の業務執行の監督を行っております。

当社では、会社の戦略的かつ迅速な経営を実現し、競争力を維持・強化するために事業部制を導入し、経営の意思決定、業務執行の監督（取締役会）と、業務執行（事業部）を分離し役割分担の明確化を図りました。それに伴い、事業部長を中心として、常勤取締役、監査役等を含んだ経営会議を取締役会の事前審議機関として位置付け、ほぼ毎週開催してまいりました。経営会議では取締役会の意思決定を要する事項の事前審査を行うと共に、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社およびグループ各社に関する重要事項の決定を行ってまいりました。組織変更を行いました平成21年4月からは、経営会議にかわって執行役員会議と本部長会議を制定し、常勤取締役、監査役、執行役員を含んだ執行役員会議を取締役会の事前審議機関と位置付けております。

ロ.監査役会

監査役会は4名で構成され、全員が社外監査役で内1名が常勤であり、各監査役は監査役会が策定した監査計画に従って監査しております。業務活動の全般にわたり、方針、計画、手続の妥当性や業務実施の有効性、法律、法令遵守状況等につき、取締役会、経営会議への出席、重要な書類の閲覧、子会社の調査などを通じた監査を行い、これらの結果を監査役会に報告しております。さらに監査役会は独立監査人から監査の方法と結果につき報告を受けるとともに、業務監査室、内部統制室、および、法務本部より内部監査の方法と結果についても報告を受けております。これらに基づき、監査役会は定期的に監査の結果を常勤取締役に説明しております。

ハ.内部統制室

平成18年4月より内部統制体制をより一層強化するために設置された内部統制室では、当社および当社子会社の内部統制システムの構築と運用の徹底を主導し、内部統制の文書化を推進するとともに、職務の執行の適正性ならびに効率性に関して全社的な評価と改善指導を行います。

特に、内部統制報告制度対応の主管部門として、全社的な内部統制、決算・財務報告プロセス統制、IT

全般統制、業務プロセス統制の各内部統制領域の評価、改善、自己点検制度の確立を推進しています。

二.業務監査室

内部監査機能の充実を図るため、社長直属の組織として業務監査室を設置し、平成14年4月より継続的に内部監査を行っており、現在8名構成で運営しております。リスク防止等の内部監査機能を担っており、内部監査の実施を通じて、業務の改善に向け具体的助言、勧告を行っております。実際の業務遂行は被監査部門等の協力を得て広範な業務遂行が可能な仕組みを作っております。

ホ.監査法人等

当社は監査法人トーマツと監査契約を締結し、同監査法人が会社法および金融商品取引法に基づく財務諸表監査、および、内部統制監査を実施しております。また、当社の法規部門に加え、経営の透明性とコンプライアンスの確立のため、法律顧問として3つの法律事務所と契約を結び、日常発生する法律問題全般に関して適切な助言と指導を適宜受けられる体制としております。

平成21年3月期における財務諸表監査の体制は以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名、継続関与年数および所属する監査法人

公認会計士の氏名等		所属する監査法人
指定社員	松本 保範	監査法人トーマツ
業務執行社員	望月 明美	

継続関与年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名 会計士補等 8名 その他 12名

ヘ.アドバイザリーボード

当社では、事業の運営や新規サービスの開始など重要な検討課題が発生した場合において、弁護士や大学教授など法曹界、学界、経済界の有識者に委員として出席を依頼する「アドバイザリーボード」を必要に応じて開催し、広く社外の意見を経営に反映しております。

内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備状況

当社では、平成18年5月に「企業行動憲章」として当社の行動規範を明確に規定し、公表することといたしました。この憲章を実践するためには、当社が適正なコーポレート・ガバナンスを維持し、効率的な企業活動、財務報告の信頼性確保、ならびにコンプライアンスを保証するための体制を整えることが不可欠であります。当社はこの体制の整備を内部統制と位置付け、内部統制システムの機能の強化に努めることで、当社の社会的使命を果たしてまいります。

イ.当社が構築している内部統制に関する体制や運用の状況、ならびにその検証の仕組みについて

当社では、法令および定款に適合した職務執行、適正な業務の確保を徹底するため、経営陣の指示監督のもと、複数の専門部署を設置し、全社的な取り組みを行っております。これら専門部署では諸規程やマニュアルの作成および実行を行うほか、内部統制の充実を図るため、複数の部署による相互のチェックを行う仕組みを構築しており、同時に定期的な内部監査により内部統制の仕組みの適正性、有効性の確認を行っております。加えて、社内だけではなく定期的に独立監査人による会計上の適正性、適法

性のチェックを受けております。

決算発表など開示資料の作成においては、法令、社内規程、マニュアルおよびそれを支えるシステムに従って作成しており、開示資料の記載内容に係る全ての情報が子会社も含めて開示資料作成部署に集約される仕組みが機能しております。収集した情報が的確に開示資料に反映されるよう、各部署において作成・チェック・承認の手順を適正に行うほか、必要に応じて作成した資料を各部門で再確認する業務体制を整備しております。さらに内部監査部門である業務監査室が、適正な開示資料の作成および開示資料作成のプロセスについて、業務監査ならびに財務諸表監査を通じて内部管理体制の適正性や有効性を定期的に検証し、問題点の改善、是正に関する提言とともに、経営陣に適切に報告しております。

ロ.コンプライアンス体制の整備状況について

当社では、コンプライアンス体制やリスクマネジメントに係る諸規程を制定し、全役員および全従業員が法令、定款を遵守した行動をとるための規範を定めております。その徹底を図るため、社内イントラネットによる諸規程の明示や定期的な社内研修を実施しております。

- () 「企業行動憲章」および「コンプライアンスプログラム」を制定し、法令遵守を企業活動の前提とすることを徹底します。チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を任命し、コンプライアンスを統括する法務本部に所管させ、全社的なコンプライアンス体制の整備、および問題点の把握に努めております。万が一、コンプライアンス上の問題点を発見した場合には、速やかな是正措置を講ずることができるような体制が完備されております。
- () 法務本部および監査役は、日頃から連携の上、会社のコンプライアンス体制およびコンプライアンス上の問題の有無の調査に努め、セミナーの実施等、社内の啓蒙活動も実施しています。
- () 組織的な不正や職場に関係する個人的な悪事などを、直接取締役や監査役、社外の弁護士等に通報できる内部通報制度「コンプライアンスホットライン」を整備しております。通報者は通報先を役員、法律事務所、コンプライアンス相談窓口(法務本部)の中から任意に選択して通報する事ができ、通報は匿名でも受け付けられる体制となっております。また、通報者は通報を行った事に対して不利益が生じないように保護されます。通報を受けた場合はその内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上決定し、全社的に再発防止策を実施させます。
- () 従業員の法令・定款違反行為については、CCOから賞罰委員会に報告の上、処分を求め、役員の法令・定款違反については、取締役会に具体的な措置等を答申する仕組みになっています。
- () 取締役、監査役、法務本部等で構成されるコンプライアンス委員会を四半期毎に開催し、コンプライアンス状況を報告するとともに、対応策等を協議しております。

ハ.リスク管理体制の整備状況について

当社ではこれまでも、リスクの把握状況、評価については四半期の決算発表毎にリスク情報として開示するとともに、リスクが顕在化した場合の速やかな対応について規則で定めております。

サービスや業務上で発生した事故などは、当社、グループ会社、業務委託先に関わらず、事故報告として対応方法が「事故報告マニュアル」で文書化されており、個別の発生事故は3段階の重大度に区分して専用イントラネットで管理しております。専用イントラネットでは、早期発見から経営トップを含む全関係部門への報告、被害の緩和・復旧、原因究明、再発防止措置までが確実に実施されるようモニタリング・管理されております。全新入社員は入社時ならびに全社員を対象に定期的な事故ゼロ研修を実施しているほか、平成15年4月から全社活動目標として「事故ゼロ」を取り上げており、事故発生件数や再発防止措置の実施まで、組織ならびに個人評価に連動させています。グループ子会社での事故

は、担当事業部を通じて当社に報告が上がり、同等の対応がとられています。

また、大規模災害が発生した場合を想定した事業継続のために非常災害対策指針を作成しております。

さらに、当社の事業に関するリスクの把握および管理について定める「リスク管理規程」を制定し、これまでのリスク管理に対する当社の取組みを体系的にまとめました。

二. 情報管理体制について

当社では、サービス開始当初からセキュリティを重視した情報管理に積極的に取り組んでまいりました。平成13年よりチーフ・セキュリティ・オフィサー（CSO）を任命し、情報セキュリティ活動を主導しております。平成15年には「情報セキュリティ規程」を制定し、情報資産のレベル別取扱基準を定め、その周知、教育を行ってまいりました。平成16年には「情報管理対策本部」を設置し、平成17年に「情報セキュリティ本部」へ改称しております。この情報セキュリティ本部の主導により、「情報セキュリティ委員会」として定例の会議が毎週行われ、情報管理の運用状況のチェック、管理体制改善のための諸施策の検討、改善策の進捗の確認・監視等を行っております。また情報管理体制の改善の状況や検討事項は社内イントラネットにより管理されております。さらに外部からのシステムアタックに対する事前の対策と万一の事態に備えた体制を整えるとともに、外部の第三者機関による検査も依頼しております。

情報セキュリティ対策の一環として、平成16年8月に、英国規格協会が発行した情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得しております（注）。この認証は当社の主要な子会社も合わせて取得しており、認証の継続審査を半年毎に受けることで、当社グループ全体に渡って第三者によるチェックを行っております。

（注）当社では平成16年8月に英国規格である「BS 7799-2:2002」、および日本国内規格である「ISMS 認証基準(Ver.2.0)」の認証を取得した後、認証基準の移行に伴い、平成19年4月に国際基準である「ISO/IEC 27001:2005」、および日本国内規格である「JIS Q 27001:2006」の認証を取得しました。

ホ. 独立監査人による財務諸表監査及び内部統制監査について

従来より独立監査人による財務諸表監査の一環として、IT全般統制に対するシステムレビュー等を積極的に受入れてきました。また本年度より、内部統制監査が法定監査の一環として施行されたことに伴い、全社的內部統制、決算・財務報告プロセス統制、業務プロセス統制、IT全般統制の各内部統制領域に及ぶ経営者評価に対して、独立監査人による監査を受けています。これらの独立監査人による監査・レビュー結果について、四半期毎に経営陣、監査役、経理部門責任者が報告を受けると共に、内部統制室及び業務監査室は、適宜、情報交換を行い、独立監査人からの改善勧告事項に対する然るべき是正対応を全社として実施しています。

ヘ. 企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備状況について

当社におけるグループ運営体制においては、親会社等との取引において、第三者との取引または類似取引に比べて不当に有利または不利であることが明らかな取引の禁止や、利益または損失・リスクの移転を目的とする取引の禁止などを改めて明確に定めた「当社及びその親会社・子会社・関連会社間における取引及び業務の適正に関する規程」を制定しております。また、グループ各社が自主独立の精神をもって事業の展開を図ることを基本原則として、相互に密接な連携のもと、それぞれの事業計画を円滑に遂行しグループとして総合的に事業の発展を図ることを目的とした「関係会社管理規程」を制定し、

各社の経営状況を適時適切に把握するための承認・通知・報告事項および各社の業務の運営、改善および統合等について指導、支援する事項を定めるほか、業務監査室による内部監査規程に基づいた定期または随時の内部監査の実施を定めております。

経営目的達成のための効率的かつ健全なグループ運営を図る目的で連結対象子会社を中心に取締役・監査役を派遣しているほか、当社の取締役会で当グループの業務の適正を確保するための体制を整備し、重要な契約やガバナンスに係る事項については、当社法務本部の審査を経ることとしております。情報セキュリティに関しても当グループ全体で取り組むことを「情報セキュリティ宣言」において表明するなど、グループとしての視点で経営の健全化に取り組んでおります。

グループ会社の内部統制の強化を目的として、グループの役職員を対象にコンプライアンス研修を定期的に実施しているほか、内部統制に関する監査を実施しています。また、グループ企業ごとに当社の採用する内部統制システムを模して内部統制環境を整備するよう当社の関係会社管理担当部門が指導しています。加えて、主要なグループ会社の監査役を集めたミーティングを定期的に開催しております。

株主その他利害関係者に関する施策の実施状況

イ.株主総会の活性化および議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

当社では、創業以来一貫して、株主総会への株主の参加を容易にするため、他社の開催が多く重なる集中日を避けて開催しております。また、より多くの株主が議決権を行使できるように、インターネットによる議決権行使を可能にしているほか、機関投資家向け議決権プラットフォームの利用も可能にしております。

ロ. IRに関する活動状況

個人投資家向けには、毎年6月に開催する株主総会の中で経営近況報告の時間を設け、企業の考え方、財務内容に加えて、直近の経営状態を、スライド等を使用して視覚的かつ詳細に説明し、当社についての理解をより深めていただくようにしております。さらに、後日インターネットによるオンデマンド配信で会場の状況を放送し、当日参加できなかった個人投資家に対しても経営近況報告の内容を見ていただけるようにしております。上記に加え、株主の皆さまへ「株主通信」を送付し、当社に対する理解を深めていただくよう努力しております。

アナリスト、機関投資家向けには、四半期毎に決算説明会を開催し、事業の詳細について説明を行っており、その状況をインターネットによるライブ中継でどなたでもご覧いただけるようにしているほか、後日オンデマンドで放送するなど、より多くの人々に理解していただけるよう、積極的な開示を行っております。また、四半期毎に約150社のアナリストやファンドマネジャーと個別に面談し、会社の成長戦略や経営情報について説明しております。

外国人投資家に対するIR活動としては、毎年、英語版アニュアルレポートを作成するほか、開示資料の大半を英文で作成しております。さらに、海外在住の投資家を訪問する「海外ロードショー」を平成16年度より米国・英国を中心に行っております。

IR資料に関しては、平成9年の当社株式公開直後より、半期毎の法定開示はもちろんのこと、適時開示の観点から四半期財務情報の開示を実施しており、詳細な財務・業績の概況およびそれに伴うリスク情報を共に開示しております。これらの開示資料は過去分も含め、当社ホームページに掲載しております。また、平成14年4月より、月次情報として事業の指標となるデータも開示しております。当社のIRに関しては情報開示責任者に取締役を任命し、IR担当部署として、IR室および株式総務室を設置しております。

ハ.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組状況

当社は、「企業行動憲章」として当社の行動規範を明確に規定しております。ステークホルダーの立場を尊重し、企業の社会的責任を果たすことによって企業価値を高めたいと考えております。

このような考えのもと、インターネット企業として、インターネット社会の健全な発展に貢献するため、様々な社会貢献活動に積極的に取り組んでおります。具体的な取組み内容については「サステナビリティレポート（CSR報告書）」を作成し、ご報告しております。

また、当社は「ディスクロージャーポリシー」を制定しており、IRを「財務、コミュニケーション、マーケティングおよび適用対象となる各法律・規則へのコンプライアンスを統合して、企業と市場等との間に公平且つ適正な方法で双方向のコミュニケーションを効果的に行わせる戦略的な経営責務」と定義づけ、公平且つ詳細な開示を行うための社員全員に対するガイドラインとしております。

その他コーポレート・ガバナンス体制に関する事項

イ.コーポレート・ガバナンス体制に関する今後の施策および目標

当社では、前述のように内部統制室を設置し、職務執行の有効性・効率性に関して全社的な評価を行い、業務フローならびに管理体制・手続の標準化・自動化・規程化、効率的かつ有効な職務分離、日常的監視・確認・報告レベルの向上、業務改善を推進するとともに、内部統制システムの整備・運用の状況の文書化および評価を継続的に行うことで、内部統制をより一層強化する予定であります。

子会社の内部統制については、引き続き適切なモニタリング、コンプライアンスの強化を図り健全性を高めるとともに、柔軟かつ迅速な対応が可能な強力なグループ経営体制を整備してまいります。

ロ.買収防衛に関する事項

当社は、株主構成上、大株主の保有比率が高く、現時点では敵対的買収の危険性は低いと考え、具体的な買収防衛策を講じておりませんが、敵対的買収に対する有効な対策およびその必要性について検討してまいります。

ハ.親会社からの独立性確保に関する考え方

当社の事業展開にあたっては、過半数を占める常勤役員を中心とする経営陣の判断のもと自主独立した意思決定を行い、事業を運営しております。また、当社の営業取引における親会社等のグループ会社への依存度は低く、そのほとんどは一般消費者もしくは当社と資本関係を有しない一般企業との取引となっております。また「当社及びその親会社・子会社・関連会社間における取引及び業務の適正に関する規程」を制定し、親会社等との取引において、第三者との取引または類似取引に比べて不当に有利または不利であることが明らかな取引の禁止や、利益または損失・リスクの移転を目的とする取引の禁止などを改めて明確に定めております。

このような諸施策により、事業運営上当社の親会社等からの独立性は十分に確保されていると判断しております。

役員報酬等

当事業年度における当社の取締役および監査役に対する役員報酬等は以下のとおりであります。

役員報酬等

取締役を支払った報酬等 323百万円

監査役を支払った報酬等 82百万円

- (注) 1 報酬等には、ストックオプションとして付与いたしました新株予約権に係わる当事業年度中の費用計上額および役員賞与の費用計上額を含んでおります。また、取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 2 上記のうち、社外役員（社外取締役および社外監査役）に対する報酬等の総額は6名（110百万円）であります。
- 3 上記のほか、社外役員が当社親会社または当該親会社の子会社から受けた役員としての報酬等の総額は1名42百万円であります。

社外取締役および社外監査役との関係およびそのサポート体制

イ.社外取締役との関係

当社の社外取締役であるジェリー・ヤンは、当社事業の根幹に関わる重要なライセンス提供元であるヤフー・インクの創業者であり、インターネットでは先行している米国の状況などを踏まえた助言を得るために、当社が招聘しております。

ジェリー・ヤンは米国在住で、電話会議システムを利用して当社の取締役会に出席し、当社の事業その他の審議において助言を行い、決議に参加しております。

社外取締役に対しては、英文の資料を準備するほか、適時必要なサポートを行っております。また、ヤフー・インクとの間では定期的に訪問し合い（年2～3回）、事業環境の変化およびその根拠の確認や、事業の方向性の検討などを行っております。

ロ.社外監査役との関係

当社では、会社の執行部門からの独立性を確保するため、全監査役が社外監査役で構成されております。また、社外監査役に対しては、「監査役の監査体制の確保に関する規程」に基づき、監査役の職務を補助する者の設置を監査役が求めたときは、遅滞なくこれに対処する体制になっております。

須江澄夫監査役は、自動車メーカーや通信会社で要職を務めた経験を持ち、人格、見識ともに高く、当社監査役として適任であります。

吉井伸吾監査役は、総合商社で要職を務めた経験を持ち、人格、見識ともに高く、当社監査役として適任であります。

佐野光生監査役は、公認会計士であり、当社親会社であるソフトバンク株式会社の常勤監査役も務め、経験、人格、見識ともに高く、当社監査役として適任であります。

取締役の定数

当社は、取締役を10名以内とする旨を定款で定めております。

取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する旨、および、累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等を機動的に実施するため、平成19年6月21日開催の当社定時株主総会において、取締役会決議により会社法第459条第1項各号に掲げる剰余金の配当等ができる旨の定款変更を行っております。

自己株式取得の決定機関

当社は、機動的な資本政策の遂行のため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議による自己株式の取得を可能とする旨を定款で定めております。また、上記のほか、平成19年6月21日開催の当社定時株主総会において、会社法第459条第1項各号に関する取締役会決議ができる旨の定款変更を行っておりますので、これによる自己株式の取得も可能となっております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決議を行う旨を定款で定めております。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役および各監査役のいずれも100万円または法令に規定される最低責任限度額のいずれか高い額としております。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係も排除し、不当要求等に対しては毅然と対応する方針であります。

この方針に基づき、「企業行動憲章」において反社会的勢力との隔絶を明記しているほか、「コンプライアンスプログラム」を制定し、反社会的勢力や団体と少しでも関係したり、反社会的勢力や団体の活動を助長してはならない旨を明確に定め、反社会的勢力との関係拒絶を徹底しております。また、対応統括部署となる法務本部においては、規程やマニュアルの整備ならびに周知徹底、教育研修等を行うほか、所管警察署等の諸官庁や弁護士等の外部専門機関との連携を図っております。さらに「特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、不当要求等への適切な対応方法や反社会的勢力に関する情報の収集を行っており、万一に備えた体制の強化に努めております。

取締役および監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）および監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役および監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	-	-	93	-
連結子会社	-	-	33	1
計	-	-	127	1

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針は定めておりません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表および財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)および当連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の連結財務諸表ならびに前事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)および当事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の財務諸表について、監査法人トーマツの監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	113,027	36,996
売掛金	36,831	34,825
たな卸資産	240	1,257
未収入金	4,511	1,937
繰延税金資産	4,305	3,600
その他	7,489	15,231
貸倒引当金	2,095	1,458
流動資産合計	164,310	91,390
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	-	9,246
減価償却累計額	-	3,029
建物及び構築物（純額）	-	6,217
建物附属設備	4,513	-
減価償却累計額	1,337	-
建物附属設備（純額）	3,175	-
機械及び装置	-	7,295
減価償却累計額	-	2,561
機械及び装置（純額）	-	4,734
工具、器具及び備品	37,697	39,589
減価償却累計額	24,303	28,487
工具、器具及び備品（純額）	13,394	11,101
土地	-	5,001
建設仮勘定	53	2,129
有形固定資産合計	16,623	29,184
無形固定資産		
のれん	2,525	6,423
その他	11,277	12,257
無形固定資産合計	13,803	18,680
投資その他の資産		
投資有価証券	2 163,922	2 157,891
繰延税金資産	3,898	7,248
その他	2 7,120	7,269
貸倒引当金	18	114
投資その他の資産合計	174,922	172,295
固定資産合計	205,349	220,160
資産合計	369,660	311,551

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	6,620	5,329
短期借入金	20,000	20,000
未払金	13,744	13,718
未払法人税等	29,154	3,286
役員賞与引当金	202	218
ポイント引当金	2,292	2,767
その他	16,962	19,393
流動負債合計	88,976	64,713
固定負債		
長期借入金	30,000	10,000
その他	10	367
固定負債合計	30,010	10,367
負債合計	118,987	75,081
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,366	7,444
資本剰余金	2,447	2,525
利益剰余金	236,605	223,955
自己株式	28	-
株主資本合計	246,390	233,925
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,716	219
評価・換算差額等合計	1,716	219
新株予約権	116	259
少数株主持分	2,449	2,066
純資産合計	250,672	236,469
負債純資産合計	369,660	311,551

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
売上高	262,027	265,754
売上原価	2 28,260	2 27,807
売上総利益	233,766	237,946
販売費及び一般管理費	1, 2 108,959	1, 2 103,328
営業利益	124,807	134,618
営業外収益		
受取利息	355	252
受取配当金	3	58
出資金運用益	57	-
為替差益	276	142
その他	147	74
営業外収益合計	841	527
営業外費用		
支払利息	624	462
持分法による投資損失	3,059	1,064
固定資産除却損	291	460
その他	162	245
営業外費用合計	4,137	2,232
経常利益	121,511	132,912
特別利益		
投資有価証券売却益	0	1,166
持分変動利益	1	123
貸倒引当金戻入額	3	10
受取補償金	-	292
その他	-	12
特別利益合計	4	1,604
特別損失		
投資有価証券評価損	3 4,144	3 4,267
のれん償却額	4 1,826	4 479
事務所移転費用	693	1,622
その他	861	1,772
特別損失合計	7,526	8,142
税金等調整前当期純利益	113,989	126,375
法人税、住民税及び事業税	51,592	29,237
法人税等調整額	901	21,822
法人税等合計	50,690	51,060
少数株主利益	681	599
当期純利益	62,617	74,715

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	7,187	7,366
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	179	78
当期変動額合計	179	78
当期末残高	7,366	7,444
資本剰余金		
前期末残高	2,268	2,447
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	179	78
当期変動額合計	179	78
当期末残高	2,447	2,525
利益剰余金		
前期末残高	179,897	236,605
当期変動額		
剰余金の配当	5,805	6,292
連結範囲の変動	15	38
持分法の適用範囲の変動	89	917
自己株式の消却	-	82,029
当期純利益	62,617	74,715
当期変動額合計	56,708	12,650
当期末残高	236,605	223,955
自己株式		
前期末残高	28	28
当期変動額		
自己株式の取得	0	82,001
自己株式の消却	-	82,029
当期変動額合計	0	28
当期末残高	28	-
株主資本合計		
前期末残高	189,324	246,390
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	358	156
自己株式の取得	0	82,001
自己株式の消却	-	-
剰余金の配当	5,805	6,292
連結範囲の変動	15	38
持分法の適用範囲の変動	89	917
当期純利益	62,617	74,715
当期変動額合計	57,065	12,465
当期末残高	246,390	233,925

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	1,368	1,716
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	348	1,497
当期変動額合計	348	1,497
当期末残高	1,716	219
評価・換算差額等合計		
前期末残高	1,368	1,716
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	348	1,497
当期変動額合計	348	1,497
当期末残高	1,716	219
新株予約権		
前期末残高	30	116
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	86	143
当期変動額合計	86	143
当期末残高	116	259
少数株主持分		
前期末残高	1,662	2,449
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	786	383
当期変動額合計	786	383
当期末残高	2,449	2,066
純資産合計		
前期末残高	192,385	250,672
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	358	156
自己株式の取得	0	82,001
自己株式の消却	-	-
剰余金の配当	5,805	6,292
連結範囲の変動	15	38
持分法の適用範囲の変動	89	917
当期純利益	62,617	74,715
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,221	1,737
当期変動額合計	58,287	14,202
当期末残高	250,672	236,469

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	113,989	126,375
減価償却費	10,179	11,516
のれん償却額	3,432	1,153
貸倒引当金の増減額(は減少)	209	601
ポイント引当金の増減額(は減少)	367	475
役員賞与引当金の増減額(は減少)	4	1
固定資産除却損	291	1,151
移転費用	358	657
投資有価証券評価損益(は益)	4,144	4,267
投資有価証券売却損益(は益)	16	1,149
持分法による投資損益(は益)	3,059	1,064
持分変動損益(は益)	118	76
受取利息及び受取配当金	359	310
支払利息	624	462
たな卸資産の増減額(は増加)	66	30
売上債権の増減額(は増加)	3,894	5,348
仕入債務の増減額(は減少)	5,583	1,292
その他の流動資産の増減額(は増加)	4,192	4,187
その他の流動負債の増減額(は減少)	2,446	1,198
未払消費税等の増減額(は減少)	2,227	734
その他	586	222
小計	132,632	143,176
法人税等の支払額	51,139	55,371
営業活動によるキャッシュ・フロー	81,493	87,805
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	20,000	-
定期預金の払戻による収入	20,000	-
有形固定資産の取得による支出	7,512	6,799
無形固定資産の取得による支出	3,717	4,320
投資有価証券の取得による支出	8,836	2,115
投資有価証券の売却による収入	234	2,336
出資金の払込による支出	178	160
出資金の分配による収入	347	23
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2 356	2 43,109
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	2 2,355	-
子会社株式の取得による支出	-	697
貸付金の回収による収入	0	-
敷金及び保証金の差入による支出	462	543
敷金及び保証金の回収による収入	713	994
利息及び配当金の受取額	369	441
その他	63	3
投資活動によるキャッシュ・フロー	16,981	53,946

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	-	20,020
短期借入金の返済による支出	120	20,020
長期借入金の返済による支出	20,000	20,000
新株予約権の行使による株式の発行による収入	357	156
自己株式の取得による支出	-	82,001
配当金の支払額	5,805	6,256
利息の支払額	624	551
その他	0	1,271
財務活動によるキャッシュ・フロー	26,192	109,923
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	38,319	76,065
現金及び現金同等物の期首残高	75,212	113,027
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 （は減少）	504	34
現金及び現金同等物の期末残高	113,027	136,996

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社の数 12社 連結子会社は以下のとおりであります。</p> <p>ワイズ・スポーツ(株) ワイズ・エージェンシー(株) (株)ネットラスト ワイズ・インシュアランス(株) (株)インディバル ファーストサーバ(株) (株)アルプス社 トライクル(株) ヤフーバリューインサイト(株) (株)ニューズウォッチ オーバーチュア(株) (株)ブレイナー</p> <p>なお、当連結会計年度における連結範囲の異動は増加2社、減少3社であり、主な内容は以下のとおりであります。</p> <p>株式取得による増加 オーバーチュア(株)、(株)ブレイナー</p> <p>合併による減少 (株)インタースコープ (株)インフォプラントと(株)インタースコープは、(株)インフォプラントを存続会社として合併し、社名をヤフーバリューインサイト(株)に変更いたしました。</p> <p>重要性の観点からの連結除外による減少 2社</p> <p>非連結子会社は8社であります。いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純利益および利益剰余金等の連結財務諸表に及ぼす影響は軽微であります。</p>	<p>連結子会社の数 13社 主な連結子会社は以下のとおりであります。</p> <p>ワイズ・スポーツ(株) (株)ネットラスト ワイズ・インシュアランス(株) (株)インディバル ファーストサーバ(株) ヤフーバリューインサイト(株) (株)ニューズウォッチ オーバーチュア(株) ヤフーカスタマーリレーションズ(株) ソフトバンクIDC(株) BBIX(株) 他2社</p> <p>平成21年4月1日付で、ソフトバンクIDC(株)は(株)IDCフロンティアに社名を変更しております。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結範囲の異動は増加4社、減少3社であり、主な内容は以下のとおりであります。</p> <p>重要性が増したことによる増加 ヤフーカスタマーリレーションズ(株)</p> <p>株式取得による増加 ソフトバンクIDC(株)、BBIX(株)、ソフトバンクIDCソリューションズ(株)</p> <p>合併による減少 (株)アルプス社、(株)ブレイナー、ソフトバンクIDCソリューションズ(株) 上記3社は当社と合併いたしました。なお、ソフトバンクIDCソリューションズ(株)は株式取得後に合併しております。</p> <p>非連結子会社は8社であります。いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純利益および利益剰余金等の連結財務諸表に及ぼす影響は軽微であります。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
2 持分法の適用に関する事項	<p>持分法適用の関連会社数 20社 主な関連会社の名称 (株)たびゲーター (株)オールアバウト 夢の街創造委員会(株) (株)クレオ JWord(株) バリユーコマース(株) (株)ファッションウォーカー TVバンク(株) セブンアンドワイ(株) (株)テレウェイヴ オリコンDD(株) フォートラベル(株) (株)ベストリザーブ (株)クラシファイド 他6社</p> <p>なお、当連結会計年度における関連会社の異動は増加5社、減少2社であり、主な内容は以下のとおりであります。 株式取得による増加 (株)テレウェイヴ、オリコンDD(株)、フォートラベル(株)、(株)ベストリザーブ、(株)クラシファイド 株式売却による減少 (株)インテージ・インタラクティブ</p> <p>持分法を適用していない非連結子会社は8社であります。いずれも小規模であり、当期純利益および利益剰余金等の連結財務諸表に及ぼす影響は軽微であります。</p>	<p>持分法適用の関連会社数 18社 主な関連会社の名称 (株)たびゲーター (株)オールアバウト (株)クレオ JWord(株) バリユーコマース(株) (株)ファッションウォーカー セブンアンドワイ(株) オリコンDD(株) フォートラベル(株) (株)ベストリザーブ (株)クラシファイド (株)Eストアー 他6社</p> <p>なお、当連結会計年度における関連会社の異動は増加1社、減少3社であり、主な内容は以下のとおりであります。 株式取得による増加 (株)Eストアー</p> <p>株式売却による減少 TVバンク(株)、(株)テレウェイヴ、夢の街創造委員会(株)</p> <p>持分法を適用していない非連結子会社は8社であります。いずれも小規模であり、当期純利益および利益剰余金等の連結財務諸表に及ぼす影響は軽微であります。</p>
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社の数は3社であります。 連結財務諸表の作成に当たっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。</p>	<p>連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社の数は1社であります。 連結財務諸表の作成に当たっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。</p>
4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準および評価方法	<p>有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p>	<p>有価証券 満期保有目的の債券 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>デリバティブ 時価法 (振当処理をした為替予約を除く)</p> <p>たな卸資産 イ．商品・仕掛品・貯蔵品 主に個別法による原価法 ロ．製品 主に先入先出法による原価法</p> <p>有形固定資産 定率法 (会計方針の変更) 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号）および（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報) 平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>時価のないもの 同左</p> <p>デリバティブ 同左</p> <p>たな卸資産 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。 イ．商品・仕掛品・貯蔵品 主に個別法 ロ．製品 主に先入先出法 (会計方針の変更) 当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。 当該変更に伴う損益に与える影響はありません。</p> <p>有形固定資産（リース資産を除く） イ．データセンターに関する資産 主に定額法 ロ．上記以外の資産 主に定率法 (追加情報) 従来、有形固定資産の減価償却は定率法によっておりましたが、ソフトバンクIDCソリューションズ(株)を吸収合併したことに伴い引き継いだデータセンターに関する資産については、主に定額法を採用しております。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法</p> <p>(5) 重要なヘッジ会計の方法</p>	<p>無形固定資産 定額法 なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効期間（3年以内）における販売数量に基づく方法、また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>ポイント引当金 販売促進を目的とするポイント制度に基づき、顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっております。 なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。</p>	<p>無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>役員賞与引当金 同左</p> <p>ポイント引当金 同左</p> <p>ヘッジ会計の方法 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項	<p>ヘッジ手段とヘッジ対象 当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。</p> <p>ヘッジ手段 為替予約取引</p> <p>ヘッジ対象 外貨建債権・債務および外貨建予定取引</p> <p>ヘッジ方針 デリバティブ取引に関する権限規程および取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場リスクを一定の範囲内でヘッジしております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象およびヘッジ手段に応じて、比率分析等により、ヘッジ取引の事前、事後に有効性の評価を行っております。</p> <p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>ヘッジ方針 同左</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>
5 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項	連結子会社の資産および負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。	同左
6 のれんおよび負ののれんの償却に関する事項	のれんは、5年以内で均等償却しております。但し、金額が僅少な場合には、発生年度にその全額を償却しております。	のれんおよび負ののれんは、発生年度より実質的判断による年数の見積が可能なものは、その見積年数で、その他については5年間の定額法により償却しております。但し、金額が僅少な場合には、発生年度にその全額を償却しております。
7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、要求払預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限および満期日の到来する短期的な投資からなっております。	同左

【会計処理の変更】

<p>前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。</p>
	<p>(売上高の会計処理の変更)</p> <p>従来、売上原価に計上していた当社のパートナーである他のサイト運営会社に支払うTAC(Traffic Acquisition Cost)や販売費及び一般管理費に計上していた販売代理店等に支払う手数料について、当連結会計年度より、売上高から控除する方法(純額表示)に変更いたしました。当該変更は、パートナーサイトを通じた事業機会拡大を図るオープン化戦略を展開し収益の多様化を図る中、当社とパートナーや代理店との役割分担およびリスク負担をあらためて検討した結果、売上高を純額で表示することがより合理的であると判断したことによります。当該変更により、変更を行わなかった場合に比べ、当連結会計年度の売上高は30,191百万円、売上原価は17,050百万円、販売費及び一般管理費は13,141百万円、それぞれ少なく計上されており、その結果、売上総利益は13,141百万円少なく計上されております。営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益への影響はありません。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。</p>

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)						
	(連結貸借対照表) 前連結会計年度において有形固定資産の「建物附属設備」として掲記されたものは、当連結会計年度から「建物及び構築物」に含めて表示しております。 なお、当連結会計年度の「建物及び構築物」に含まれている「建物附属設備」の金額は以下のとおりであります。 <table data-bbox="839 510 1326 618"> <tr> <td>建物附属設備</td> <td>5,357百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>1,462</td> </tr> <tr> <td>建物附属設備(純額)</td> <td>3,894</td> </tr> </table>	建物附属設備	5,357百万円	減価償却累計額	1,462	建物附属設備(純額)	3,894
建物附属設備	5,357百万円						
減価償却累計額	1,462						
建物附属設備(純額)	3,894						
(連結損益計算書) 前連結会計年度において特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金戻入益」は、特別利益の合計額の百分の十を超えることになったため当連結会計年度より区分掲記いたしました。 なお、前連結会計年度における「貸倒引当金戻入益」の金額は12百万円であります。							
	(連結キャッシュ・フロー計算書) 前連結会計年度において財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「自己株式の取得による支出」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。 なお、前連結会計年度における「自己株式の取得による支出」の金額は 0百万円であります。						

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

項目	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)												
1 たな卸資産		<table border="0"> <tr> <td>商品及び製品</td> <td>30百万円</td> </tr> <tr> <td>仕掛品</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>貯蔵品</td> <td>196</td> </tr> </table>	商品及び製品	30百万円	仕掛品	31	貯蔵品	196						
商品及び製品	30百万円													
仕掛品	31													
貯蔵品	196													
2 非連結子会社および関連会社に対するもの 投資有価証券(株式) その他(出資金)	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>12,104百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>74</td> </tr> </table>		12,104百万円		74	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>7,297百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>-</td> </tr> </table>		7,297百万円		-				
	12,104百万円													
	74													
	7,297百万円													
	-													
3 貸出コミットメント	<p>当社においては、クレジットカード業務に附帯するキャッシング業務を行っております。当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>貸出コミットメントの総額</td> <td>14,885百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出実行残高</td> <td>943</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>13,942</td> </tr> </table>	貸出コミットメントの総額	14,885百万円	貸出実行残高	943	差引額	13,942	<p>当社においては、クレジットカード業務に附帯するキャッシング業務を行っております。当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>貸出コミットメントの総額</td> <td>18,059百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出実行残高</td> <td>1,336</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>16,723</td> </tr> </table>	貸出コミットメントの総額	18,059百万円	貸出実行残高	1,336	差引額	16,723
貸出コミットメントの総額	14,885百万円													
貸出実行残高	943													
差引額	13,942													
貸出コミットメントの総額	18,059百万円													
貸出実行残高	1,336													
差引額	16,723													

(連結損益計算書関係)

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 主な販売費及び一般管理費	業務委託費 16,003百万円 給与手当 14,291 販売手数料 11,407 減価償却費 9,615 通信費 8,386 ロイヤルティ 7,511 賃借料 5,831 貸倒引当金繰入額 1,792 のれん償却額 1,605	給与手当 16,843百万円 業務委託費 15,555 減価償却費 10,922 通信費 9,480 ロイヤルティ 7,865 賃借料 6,496 情報提供料 6,207 従業員賞与 5,213 貸倒引当金繰入額 795 のれん償却額 673
2 一般管理費および当期製造費用に含まれる研究開発費	一般管理費 204百万円 当期製造費用 42 計 247	一般管理費 269百万円 当期製造費用 31 計 301
3 投資有価証券評価損	投資有価証券評価損の内訳は以下のとおりであります。 関係会社株式 3,690百万円 その他の関係会社有価証券 329 その他有価証券 125 計 4,144 株価の著しい下落に伴い、当社の個別財務諸表上、関係会社株式(パリュール株式会社)の減損処理を行ったことにより、同社に係るのれん相当額を償却したものであります。	投資有価証券評価損の内訳は以下のとおりであります。 関係会社株式 529百万円 その他有価証券 3,738 計 4,267 株価の著しい下落に伴い、当社の個別財務諸表上、関係会社株式(パリュール株式会社)の減損処理を行ったことにより、同社に係るのれん相当額を償却したものであります。
4 のれん償却額	のれん償却額は、当社の個別財務諸表上、子会社株式(ヤフーパリュールウェブサイト株式会社)の減損処理を行ったことにより、同社に係るのれんを償却したものであります。	のれん償却額は、当社の個別財務諸表上、子会社株式(株)ニューズウォッチ)の減損処理を行ったことにより、同社に係るのれんを償却したものであります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	60,477,014.12	25,008		60,502,022.12

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

新株予約権(新株引受権を含む)の行使による増加 25,008株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,925.84	6.64		1,932.48

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

買取請求による増加 6.64株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとして発行した新株予約権					116	
合計						116	

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月21日 定時株主総会	普通株式	5,805	96	平成19年3月31日	平成19年6月22日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月23日 取締役会	普通株式	利益剰余金	6,292	104	平成20年3月31日	平成20年6月10日

当連結会計年度(自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	60,502,022.12	9,463	2,403,505.12	58,107,980

(変動事由の概要)

(増加)新株予約権(新株引受権を含む)の行使 9,463株

(減少)自己株式の消却 2,403,505.12株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,932.48	2,401,572.64	2,403,505.12	

(変動事由の概要)

(増加)旧商法第220条ノ6第1項による端株の買取請求 12.64株

会社法第155条第13号による取得 6,560株

会社法第155条第3号による取得 2,395,000株

(減少)自己株式の消却 2,403,505.12株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとして発行した新株予約権						259
合計							259

(注)新株予約権のうち、平成19年度第1回、平成19年度第2回、平成19年度第3回、平成19年度第4回、平成20年度第1回、平成20年度第2回、平成20年度第3回、平成20年度第4回については、いずれも権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月23日取締役会	普通株式	6,292	104	平成20年3月31日	平成20年6月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年5月21日取締役会	普通株式	利益剰余金	7,554	130	平成21年3月31日	平成21年6月9日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																		
<p>1 現金及び現金同等物の連結会計年度末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(平成20年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">113,027百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">113,027</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	113,027百万円	現金及び現金同等物計	113,027	<p>1 現金及び現金同等物の連結会計年度末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(平成21年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">36,996百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">36,996</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	36,996百万円	現金及び現金同等物計	36,996																																										
現金及び預金勘定	113,027百万円																																																		
現金及び現金同等物計	113,027																																																		
現金及び預金勘定	36,996百万円																																																		
現金及び現金同等物計	36,996																																																		
<p>2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産および負債の主な内訳</p> <p>株式の取得により新たに連結したことに伴う連結開始時の資産および負債の内訳ならびに取得価額と取得のための収入(純額)または支出(純額)との関係は次のとおりであります。</p> <p>オーバーチュア(株)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">6,904百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,172</td> </tr> <tr> <td>のれん</td> <td style="text-align: right;">1,448</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">7,292</td> </tr> <tr> <td>オーバーチュア(株)株式取得額</td> <td style="text-align: right;">2,232</td> </tr> <tr> <td>オーバーチュア(株)</td> <td style="text-align: right;">4,588</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,588</td> </tr> <tr> <td>差引：オーバーチュア(株) 取得による収入</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,355</td> </tr> </table> <p>(株)ブレイナー</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">153百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>のれん</td> <td style="text-align: right;">436</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">23</td> </tr> <tr> <td>少数株主持分</td> <td style="text-align: right;">76</td> </tr> <tr> <td>(株)ブレイナー株式取得額</td> <td style="text-align: right;">491</td> </tr> <tr> <td>(株)ブレイナー現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">134</td> </tr> <tr> <td>差引：(株)ブレイナー取得による支出</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">356</td> </tr> </table>	流動資産	6,904百万円	固定資産	1,172	のれん	1,448	流動負債	7,292	オーバーチュア(株)株式取得額	2,232	オーバーチュア(株)	4,588	現金及び現金同等物	4,588	差引：オーバーチュア(株) 取得による収入	2,355	流動資産	153百万円	固定資産	1	のれん	436	流動負債	23	少数株主持分	76	(株)ブレイナー株式取得額	491	(株)ブレイナー現金及び現金同等物	134	差引：(株)ブレイナー取得による支出	356	<p>2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産および負債の主な内訳</p> <p>ソフトバンクIDC(株)、BBIX(株)およびソフトバンクIDCソリューションズ(株)の株式取得により、新たに連結したことに伴う連結開始時の資産および負債の内訳ならびに取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">40,753百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">17,449</td> </tr> <tr> <td>のれん</td> <td style="text-align: right;">4,073</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">5,484</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">234</td> </tr> <tr> <td>少数株主持分</td> <td style="text-align: right;">56</td> </tr> <tr> <td>株式取得額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">56,500</td> </tr> <tr> <td>被買収会社の現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">13,390</td> </tr> <tr> <td>差引：取得による支出</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">43,109</td> </tr> </table>	流動資産	40,753百万円	固定資産	17,449	のれん	4,073	流動負債	5,484	固定負債	234	少数株主持分	56	株式取得額	56,500	被買収会社の現金及び現金同等物	13,390	差引：取得による支出	43,109
流動資産	6,904百万円																																																		
固定資産	1,172																																																		
のれん	1,448																																																		
流動負債	7,292																																																		
オーバーチュア(株)株式取得額	2,232																																																		
オーバーチュア(株)	4,588																																																		
現金及び現金同等物	4,588																																																		
差引：オーバーチュア(株) 取得による収入	2,355																																																		
流動資産	153百万円																																																		
固定資産	1																																																		
のれん	436																																																		
流動負債	23																																																		
少数株主持分	76																																																		
(株)ブレイナー株式取得額	491																																																		
(株)ブレイナー現金及び現金同等物	134																																																		
差引：(株)ブレイナー取得による支出	356																																																		
流動資産	40,753百万円																																																		
固定資産	17,449																																																		
のれん	4,073																																																		
流動負債	5,484																																																		
固定負債	234																																																		
少数株主持分	56																																																		
株式取得額	56,500																																																		
被買収会社の現金及び現金同等物	13,390																																																		
差引：取得による支出	43,109																																																		

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)				当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引				リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転 外ファイナンス・リース取引			
1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額および期末残高相当額 (単位：百万円)				1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額および期末残高相当額 (単位：百万円)			
	取得価額 相当額	減価償却 累計額相当額	期末残高 相当額		取得価額 相当額	減価償却 累計額相当額	期末残高 相当額
有形固定資産 (建物附属設備)	13	3	9	有形固定資産 (建物及び構築物)	13	5	8
有形固定資産 (工具、器具及び備品)	131	47	83	有形固定資産 (機械及び装置)	18	11	6
無形固定資産 (ソフトウェア)	60	32	28	有形固定資産 (工具、器具及び備品)	660	401	259
合 計	205	83	121	無形固定資産 (ソフトウェア)	32	13	19
				合 計	724	431	293
2 未経過リース料期末残高相当額 一年以内 34百万円 一年超 90 合 計 125				2 未経過リース料期末残高相当額 一年以内 150百万円 一年超 157 合 計 307			
3 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相 当額 支払リース料 43百万円 減価償却費相当額 39 支払利息相当額 4				3 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相 当額 支払リース料 38百万円 減価償却費相当額 34 支払利息相当額 4			
4 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定 額法によっております。				4 減価償却費相当額の算定方法 同左			
5 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額 を利息相当額とし、各期への配分方法については利 息法によっております。				5 利息相当額の算定方法 同左			
オペレーティング・リース取引 未経過リース料 一年以内 1,299百万円 一年超 2,572 合 計 3,871				ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 1 リース資産の内容 有形固定資産 主に、ビジネスサービス事業におけるPC、サ ーバおよびデータセンターに関する資産であり ます。 無形固定資産 ソフトウェアであります。 2 リース資産の減価償却の方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定 額法によっております。			
				オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに 係る未経過リース料 一年以内 6,435百万円 一年超 11,007 合 計 17,442			

(有価証券関係)

1 その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成20年3月31日)			当連結会計年度 (平成21年3月31日)		
	取得原価	連結貸借対照表 計上額	差額	取得原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの						
株式	1,936	4,868	2,931	1,616	2,026	410
小計	1,936	4,868	2,931	1,616	2,026	410
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの						
株式	359	349	9	1,740	1,714	25
小計	359	349	9	1,740	1,714	25
合計	2,296	5,218	2,922	3,356	3,741	384

(注)当該株式の減損にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、回復可能性を検討し、回復する可能性が明らかでない銘柄について減損処理を行っております。また、30%～50%下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

売却損益の合計額の金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(単位：百万円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,036	716	-

3 時価評価されていない主な有価証券

その他有価証券

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
	連結貸借対照表計上額	連結貸借対照表計上額
優先株式	120,000	120,000
非上場株式	26,565	26,845
投資事業有限責任組合および それに類する組合への出資	33	6
その他		
計	146,599	146,852

(注)当該株式の減損にあたっては、当社株式取得日より1年以上経過しているものを対象とし、1株当たり純資産額が取得原価に対して50%以上下落した水準を基準として、将来の回復可能性も勘案して判断しております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>1 取引の状況に関する事項</p> <p>(1) 取引の内容および利用目的等 当社は、将来の為替レートの変動リスクを回避することを目的に、為替予約、通貨オプション取引を行うことがあります。なお、ヘッジ会計の方法については、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 (5) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 為替予約、通貨オプション取引は外貨建取引金額の範囲内で行っており、また投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容 為替予約、通貨オプション取引は為替相場の変動によるリスクを有しております。また、取引の契約先はいずれも信用度の高い国内の銀行であるため、相手先の契約不履行によるいわゆる信用リスクはほとんどないと判断しております。</p> <p>(4) 取引に係るリスクの管理体制 取引の実行および管理は管理部が行い、担当取締役および関係部門長に報告し、承認を受けております。</p>	<p>1 取引の状況に関する事項</p> <p>(1) 取引の内容および利用目的等 同左</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 同左</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>(4) 取引に係るリスクの管理体制 取引の実行および管理は経理部が行い、担当取締役および関係部門長に報告し、承認を受けております。</p>
<p>2 取引の時価等に関する事項 当連結会計年度において実施しているデリバティブ取引は振当処理をした為替予約取引のみであるため、該当事項はありません。</p>	<p>2 取引の時価等に関する事項 同左</p>

(退職給付関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																						
<p>1 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社および一部の連結子会社は、主に確定拠出年金制度によっておりますが、この他に確定給付型制度として厚生年金基金制度を採用しております。</p> <p>当社および一部の連結子会社が加入する総合設立型の厚生年金基金（関東ITソフトウェア厚生年金基金）においては、自社の拠出に対応する年金資産の額が合理的に計算できないため、当該年金基金への要拠出額を退職給付費用として処理しております。</p> <p>なお、当社および一部の連結子会社が加入する総合設立型の厚生年金基金（関東ITソフトウェア厚生年金基金）に関する事項は以下の通りです。</p> <p>(1) 制度全体の積立状況に関する事項 (平成19年3月31日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">年金資産の額</td> <td style="text-align: right;">146,083 百万円</td> </tr> <tr> <td>年金財政計算上の給付債務の額</td> <td style="text-align: right;">112,700</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">33,382</td> </tr> </table> <p>(2) 制度全体に占める当社グループの加入人数割合 (平成19年3月31日) 3.1%</p> <p>(3) 補足説明</p> <p>上記(1)の差引額の主な要因は下記の通りです。</p> <p>なお、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却です。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">別途積立金</td> <td style="text-align: right;">15,463 百万円</td> </tr> <tr> <td>資産評価調整控除額</td> <td style="text-align: right;">11,946</td> </tr> <tr> <td>当年度剰余金</td> <td style="text-align: right;">9,652</td> </tr> <tr> <td>未償却債務残高</td> <td style="text-align: right;">3,679</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">33,382</td> </tr> </table> <p>なお、上記については連結財務諸表作成日現在において入手可能な直近時点の情報に基づき作成しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当連結会計年度より、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その2)」(企業会計基準第14号 平成19年5月15日)を適用しております。</p>	年金資産の額	146,083 百万円	年金財政計算上の給付債務の額	112,700	差引額	33,382	別途積立金	15,463 百万円	資産評価調整控除額	11,946	当年度剰余金	9,652	未償却債務残高	3,679	計	33,382	<p>1 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社および一部の連結子会社は、主に確定拠出年金制度によっておりますが、この他に確定給付型制度として厚生年金基金制度を採用しております。</p> <p>当社および一部の連結子会社が加入する総合設立型の厚生年金基金においては、自社の拠出に対応する年金資産の額が合理的に計算できないため、当該年金基金への要拠出額を退職給付費用として処理しております。</p> <p>なお、要拠出額を退職給付費用として処理している総合設立型の厚生年金基金に関する事項は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 制度全体の積立状況に関する事項 (平成20年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">関東ITソフトウェア厚生年金基金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年金資産の額</td> <td style="text-align: right;">145,958 百万円</td> </tr> <tr> <td>年金財政計算上の給付債務の額</td> <td style="text-align: right;">140,968</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,989</td> </tr> <tr> <td>全国電子情報技術産業厚生年金基金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年金資産の額</td> <td style="text-align: right;">194,286 百万円</td> </tr> <tr> <td>年金財政計算上の給付債務の額</td> <td style="text-align: right;">226,155</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">31,868</td> </tr> </table> <p>(2) 制度全体に占める当社グループの加入人数割合 (平成20年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">関東ITソフトウェア厚生年金基金</td> <td style="text-align: right;">3.4%</td> </tr> <tr> <td>全国電子情報技術産業厚生年金基金</td> <td style="text-align: right;">0.2</td> </tr> </table> <p>(3) 補足説明</p> <p>上記(1)の差引額の主な要因はそれぞれ以下のとおりです。なお、本制度における過去勤務債務の償却方法はいずれも期間20年の元利均等償却です。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">関東ITソフトウェア厚生年金基金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>別途積立金</td> <td style="text-align: right;">12,896 百万円</td> </tr> <tr> <td>資産評価調整加算額</td> <td style="text-align: right;">13,766</td> </tr> <tr> <td>当年度剰余金</td> <td style="text-align: right;">5,860</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,989</td> </tr> <tr> <td>全国電子情報技術産業厚生年金基金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越不足金</td> <td style="text-align: right;">8,603 百万円</td> </tr> <tr> <td>未償却債務残高</td> <td style="text-align: right;">23,265</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">31,868</td> </tr> </table> <p>なお、上記については連結財務諸表作成日現在において入手可能な直近時点の情報に基づき作成しております。</p>	関東ITソフトウェア厚生年金基金		年金資産の額	145,958 百万円	年金財政計算上の給付債務の額	140,968	差引額	4,989	全国電子情報技術産業厚生年金基金		年金資産の額	194,286 百万円	年金財政計算上の給付債務の額	226,155	差引額	31,868	関東ITソフトウェア厚生年金基金	3.4%	全国電子情報技術産業厚生年金基金	0.2	関東ITソフトウェア厚生年金基金		別途積立金	12,896 百万円	資産評価調整加算額	13,766	当年度剰余金	5,860	計	4,989	全国電子情報技術産業厚生年金基金		繰越不足金	8,603 百万円	未償却債務残高	23,265	計	31,868
年金資産の額	146,083 百万円																																																						
年金財政計算上の給付債務の額	112,700																																																						
差引額	33,382																																																						
別途積立金	15,463 百万円																																																						
資産評価調整控除額	11,946																																																						
当年度剰余金	9,652																																																						
未償却債務残高	3,679																																																						
計	33,382																																																						
関東ITソフトウェア厚生年金基金																																																							
年金資産の額	145,958 百万円																																																						
年金財政計算上の給付債務の額	140,968																																																						
差引額	4,989																																																						
全国電子情報技術産業厚生年金基金																																																							
年金資産の額	194,286 百万円																																																						
年金財政計算上の給付債務の額	226,155																																																						
差引額	31,868																																																						
関東ITソフトウェア厚生年金基金	3.4%																																																						
全国電子情報技術産業厚生年金基金	0.2																																																						
関東ITソフトウェア厚生年金基金																																																							
別途積立金	12,896 百万円																																																						
資産評価調整加算額	13,766																																																						
当年度剰余金	5,860																																																						
計	4,989																																																						
全国電子情報技術産業厚生年金基金																																																							
繰越不足金	8,603 百万円																																																						
未償却債務残高	23,265																																																						
計	31,868																																																						
<p>2 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">総合設立型の厚生年金基金への拠出額</td> <td style="text-align: right;">428 百万円</td> </tr> <tr> <td>確定拠出年金への掛金支払額</td> <td style="text-align: right;">198</td> </tr> <tr> <td>中小企業退職金共済掛金</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">626</td> </tr> </table>	総合設立型の厚生年金基金への拠出額	428 百万円	確定拠出年金への掛金支払額	198	中小企業退職金共済掛金		計	626	<p>2 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">総合設立型の厚生年金基金への拠出額</td> <td style="text-align: right;">561 百万円</td> </tr> <tr> <td>確定拠出年金への掛金支払額</td> <td style="text-align: right;">260</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">821</td> </tr> </table>	総合設立型の厚生年金基金への拠出額	561 百万円	確定拠出年金への掛金支払額	260	計	821																																								
総合設立型の厚生年金基金への拠出額	428 百万円																																																						
確定拠出年金への掛金支払額	198																																																						
中小企業退職金共済掛金																																																							
計	626																																																						
総合設立型の厚生年金基金への拠出額	561 百万円																																																						
確定拠出年金への掛金支払額	260																																																						
計	821																																																						

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 当該連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費の株式報酬費用 86百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

a) 提出会社

	第1回新株引受権	第2回新株引受権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成12年1月21日	平成12年6月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 20	当社従業員 7
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 57,344	普通株式 11,264
付与日	平成12年1月31日	平成12年6月27日
権利確定条件	付与日(平成12年1月31日)から権利確定日(平成14年1月21日から平成16年1月21日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成14年1月21日 付与数の2分の1 平成15年1月21日 付与数の4分の1 平成16年1月21日 付与数の4分の1	付与日(平成12年6月27日)から権利確定日(平成14年6月16日から平成16年6月16日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成14年6月16日 付与数の2分の1 平成15年6月16日 付与数の4分の1 平成16年6月16日 付与数の4分の1
対象勤務期間	付与数の2分の1 平成12年1月31日～平成14年1月21日 付与数の4分の1 平成12年1月31日～平成15年1月21日 付与数の4分の1 平成12年1月31日～平成16年1月21日	付与数の2分の1 平成12年6月27日～平成14年6月16日 付与数の4分の1 平成12年6月27日～平成15年6月16日 付与数の4分の1 平成12年6月27日～平成16年6月16日
権利行使期間	権利確定日の翌日から平成22年1月21日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。	権利確定日の翌日から平成22年6月16日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。

	第3回新株引受権	第4回新株引受権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成12年12月8日	平成13年6月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 84	当社取締役 3 当社従業員 72
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 148,992	普通株式 108,544
付与日	平成12年12月18日	平成13年6月29日
権利確定条件	付与日(平成12年12月18日)から権利確定日(平成14年12月8日から平成16年12月8日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成14年12月8日 付与数の2分の1 平成15年12月8日 付与数の4分の1 平成16年12月8日 付与数の4分の1	付与日(平成13年6月29日)から権利確定日(平成15年6月20日から平成17年6月20日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成15年6月20日 付与数の2分の1 平成16年6月20日 付与数の4分の1 平成17年6月20日 付与数の4分の1
対象勤務期間	付与数の2分の1 平成12年12月18日～平成14年12月8日 付与数の4分の1 平成12年12月18日～平成15年12月8日 付与数の4分の1 平成12年12月18日～平成16年12月8日	付与数の2分の1 平成13年6月29日～平成15年6月20日 付与数の4分の1 平成13年6月29日～平成16年6月20日 付与数の4分の1 平成13年6月29日～平成17年6月20日
権利行使期間	権利確定日の翌日から平成22年12月8日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。	権利確定日の翌日から平成23年6月20日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。

	第5回新株引受権	平成14年度第1回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年12月7日	平成14年7月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 72	当社取締役 2 当社従業員 65
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 112,640	普通株式 47,616
付与日	平成13年12月18日	平成14年7月29日
権利確定条件	付与日(平成13年12月18日)から権利確定日(平成15年12月7日から平成17年12月7日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成15年12月7日 付与数の2分の1 平成16年12月7日 付与数の4分の1 平成17年12月7日 付与数の4分の1	付与日(平成14年7月29日)から権利確定日(平成16年6月20日から平成18年6月20日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成16年6月20日 付与数の2分の1 平成17年6月20日 付与数の4分の1 平成18年6月20日 付与数の4分の1
対象勤務期間	付与数の2分の1 平成13年12月18日～平成15年12月7日 付与数の4分の1 平成13年12月18日～平成16年12月7日 付与数の4分の1 平成13年12月18日～平成17年12月7日	付与数の2分の1 平成14年7月29日～平成16年6月20日 付与数の4分の1 平成14年7月29日～平成17年6月20日 付与数の4分の1 平成14年7月29日～平成18年6月20日
権利行使期間	権利確定日の翌日から平成23年12月7日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。	権利確定日の翌日から平成24年6月20日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。

	平成14年度第2回新株予約権	平成15年度第1回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成14年11月14日	平成15年7月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 19	当社取締役 5 当社従業員 83
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 5,888	普通株式 19,840
付与日	平成14年11月20日	平成15年7月25日
権利確定条件	付与日(平成14年11月20日)から権利確定日(平成16年11月20日から平成18年11月20日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成16年11月20日 付与数の2分の1 平成17年11月20日 付与数の4分の1 平成18年11月20日 付与数の4分の1	付与日(平成15年7月25日)から権利確定日(平成17年6月20日から平成19年6月20日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成17年6月20日 付与数の2分の1 平成18年6月20日 付与数の4分の1 平成19年6月20日 付与数の4分の1
対象勤務期間	付与数の2分の1 平成14年11月20日～平成16年11月20日 付与数の4分の1 平成14年11月20日～平成17年11月20日 付与数の4分の1 平成14年11月20日～平成18年11月20日	付与数の2分の1 平成15年7月25日～平成17年6月20日 付与数の4分の1 平成15年7月25日～平成18年6月20日 付与数の4分の1 平成15年7月25日～平成19年6月20日
権利行使期間	権利確定日の翌日から平成24年6月20日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。	権利確定日の翌日から平成25年6月20日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。

	平成15年度第2回新株予約権	平成15年度第3回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成15年10月21日	平成16年1月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 43	当社従業員 38
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 2,464	普通株式 2,400
付与日	平成15年11月4日	平成16年1月29日
権利確定条件	付与日(平成15年11月4日)から権利確定日(平成17年11月4日から平成19年11月4日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成17年11月4日 付与数の2分の1 平成18年11月4日 付与数の4分の1 平成19年11月4日 付与数の4分の1	付与日(平成16年1月29日)から権利確定日(平成18年1月29日から平成20年1月29日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成18年1月29日 付与数の2分の1 平成19年1月29日 付与数の4分の1 平成20年1月29日 付与数の4分の1
対象勤務期間	付与数の2分の1 平成15年11月4日～平成17年11月4日 付与数の4分の1 平成15年11月4日～平成18年11月4日 付与数の4分の1 平成15年11月4日～平成19年11月4日	付与数の2分の1 平成16年1月29日～平成18年1月29日 付与数の4分の1 平成16年1月29日～平成19年1月29日 付与数の4分の1 平成16年1月29日～平成20年1月29日
権利行使期間	権利確定日の翌日から平成25年6月20日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。	権利確定日の翌日から平成25年6月20日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。

	平成15年度第4回新株予約権	平成16年度第1回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年5月6日	平成16年7月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 41	当社取締役 5 当社従業員 131
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 1,168	普通株式 9,856
付与日	平成16年5月13日	平成16年7月29日
権利確定条件	付与日(平成16年5月13日)から権利確定日(平成18年5月13日から平成20年5月13日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成18年5月13日 付与数の2分の1 平成19年5月13日 付与数の4分の1 平成20年5月13日 付与数の4分の1	付与日(平成16年7月29日)から権利確定日(平成18年6月17日から平成20年6月17日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成18年6月17日 付与数の2分の1 平成19年6月17日 付与数の4分の1 平成20年6月17日 付与数の4分の1
対象勤務期間	付与数の2分の1 平成16年5月13日～平成18年5月13日 付与数の4分の1 平成16年5月13日～平成19年5月13日 付与数の4分の1 平成16年5月13日～平成20年5月13日	付与数の2分の1 平成16年7月29日～平成18年6月17日 付与数の4分の1 平成16年7月29日～平成19年6月17日 付与数の4分の1 平成16年7月29日～平成20年6月17日
権利行使期間	権利確定日の翌日から平成25年6月20日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。	権利確定日の翌日から平成26年6月17日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。

	平成16年度第2回新株予約権	平成16年度第3回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年10月20日	平成17年1月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 46	当社従業員 29
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 712	普通株式 344
付与日	平成16年11月1日	平成17年1月28日
権利確定条件	付与日(平成16年11月1日)から権利確定日(平成18年11月1日から平成20年11月1日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成18年11月1日 付与数の2分の1 平成19年11月1日 付与数の4分の1 平成20年11月1日 付与数の4分の1	付与日(平成17年1月28日)から権利確定日(平成19年1月28日から平成21年1月28日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成19年1月28日 付与数の2分の1 平成20年1月28日 付与数の4分の1 平成21年1月28日 付与数の4分の1
対象勤務期間	付与数の2分の1 平成16年11月1日～平成18年11月1日 付与数の4分の1 平成16年11月1日～平成19年11月1日 付与数の4分の1 平成16年11月1日～平成20年11月1日	付与数の2分の1 平成17年1月28日～平成19年1月28日 付与数の4分の1 平成17年1月28日～平成20年1月28日 付与数の4分の1 平成17年1月28日～平成21年1月28日
権利行使期間	権利確定日の翌日から平成26年6月17日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。	権利確定日の翌日から平成26年6月17日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。

	平成16年度第4回新株予約権	平成17年度第1回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年4月28日	平成17年7月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 42	当社取締役 5 当社従業員 180
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 276	普通株式 5,716
付与日	平成17年5月12日	平成17年7月28日
権利確定条件	付与日(平成17年5月12日)から権利確定日(平成19年5月12日から平成21年5月12日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成19年5月12日 付与数の2分の1 平成20年5月12日 付与数の4分の1 平成21年5月12日 付与数の4分の1	付与日(平成17年7月28日)から権利確定日(平成19年6月17日から平成21年6月17日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成19年6月17日 付与数の2分の1 平成20年6月17日 付与数の4分の1 平成21年6月17日 付与数の4分の1
対象勤務期間	付与数の2分の1 平成17年5月12日～平成19年5月12日 付与数の4分の1 平成17年5月12日～平成20年5月12日 付与数の4分の1 平成17年5月12日～平成21年5月12日	付与数の2分の1 平成17年7月28日～平成19年6月17日 付与数の4分の1 平成17年7月28日～平成20年6月17日 付与数の4分の1 平成17年7月28日～平成21年6月17日
権利行使期間	権利確定日の翌日から平成26年6月17日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。	権利確定日の翌日から平成27年6月17日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。

	平成17年度第2回新株予約権	平成17年度第3回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年10月21日	平成18年1月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 31	当社従業員 65
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 234	普通株式 316
付与日	平成17年11月1日	平成18年1月31日
権利確定条件	付与日(平成17年11月1日)から権利確定日(平成19年11月1日から平成21年11月1日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成19年11月1日 付与数の2分の1 平成20年11月1日 付与数の4分の1 平成21年11月1日 付与数の4分の1	付与日(平成18年1月31日)から権利確定日(平成20年1月31日から平成22年1月31日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成20年1月31日 付与数の2分の1 平成21年1月31日 付与数の4分の1 平成22年1月31日 付与数の4分の1
対象勤務期間	付与数の2分の1 平成17年11月1日～平成19年11月1日 付与数の4分の1 平成17年11月1日～平成20年11月1日 付与数の4分の1 平成17年11月1日～平成21年11月1日	付与数の2分の1 平成18年1月31日～平成20年1月31日 付与数の4分の1 平成18年1月31日～平成21年1月31日 付与数の4分の1 平成18年1月31日～平成22年1月31日
権利行使期間	権利確定日の翌日から平成27年6月17日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。	権利確定日の翌日から平成27年6月17日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。

	平成17年度第4回新株予約権	平成18年度第1回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年4月26日	平成18年8月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 49	当社取締役 5 当社従業員 157
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 112	普通株式 8,569
付与日	平成18年5月2日	平成18年9月6日
権利確定条件	付与日(平成18年5月2日)から権利確定日(平成20年5月2日から平成22年5月2日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成20年5月2日 付与数の2分の1 平成21年5月2日 付与数の4分の1 平成22年5月2日 付与数の4分の1	付与日(平成18年9月6日)から権利確定日(平成20年8月23日から平成22年8月23日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成20年8月23日 付与数の2分の1 平成21年8月23日 付与数の4分の1 平成22年8月23日 付与数の4分の1
対象勤務期間	付与数の2分の1 平成18年5月2日～平成20年5月2日 付与数の4分の1 平成18年5月2日～平成21年5月2日 付与数の4分の1 平成18年5月2日～平成22年5月2日	付与数の2分の1 平成18年9月6日～平成20年8月23日 付与数の4分の1 平成18年9月6日～平成21年8月23日 付与数の4分の1 平成18年9月6日～平成22年8月23日
権利行使期間	権利確定日の翌日から平成27年6月17日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。	権利確定日の翌日から平成28年8月23日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。

	平成18年度第2回新株予約権	平成18年度第3回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年10月23日	平成19年1月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 49	当社従業員 62
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 313	普通株式 360
付与日	平成18年11月6日	平成19年2月7日
権利確定条件	付与日(平成18年11月6日)から権利確定日(平成20年10月23日から平成22年10月23日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成20年10月23日 付与数の2分の1 平成21年10月23日 付与数の4分の1 平成22年10月23日 付与数の4分の1	付与日(平成19年2月7日)から権利確定日(平成21年1月24日から平成23年1月24日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成21年1月24日 付与数の2分の1 平成22年1月24日 付与数の4分の1 平成23年1月24日 付与数の4分の1
対象勤務期間	付与数の2分の1 平成18年11月6日～平成20年10月23日 付与数の4分の1 平成18年11月6日～平成21年10月23日 付与数の4分の1 平成18年11月6日～平成22年10月23日	付与数の2分の1 平成19年2月7日～平成21年1月24日 付与数の4分の1 平成19年2月7日～平成22年1月24日 付与数の4分の1 平成19年2月7日～平成23年1月24日
権利行使期間	権利確定日の翌日から平成28年10月23日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。	権利確定日の翌日から平成29年1月24日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。

	平成19年度第1回新株予約権	平成19年度第2回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成19年4月24日	平成19年7月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 66	当社取締役 5 当社従業員 225
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 651	普通株式 10,000
付与日	平成19年5月8日	平成19年8月7日
権利確定条件	付与日(平成19年5月8日)から権利確定日(平成21年4月24日から平成23年4月24日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成21年4月24日 付与数の2分の1 平成22年4月24日 付与数の4分の1 平成23年4月24日 付与数の4分の1	付与日(平成19年8月7日)から権利確定日(平成21年7月24日から平成23年7月24日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成21年7月24日 付与数の2分の1 平成22年7月24日 付与数の4分の1 平成23年7月24日 付与数の4分の1
対象勤務期間	付与数の2分の1 平成19年5月8日～平成21年4月24日 付与数の4分の1 平成19年5月8日～平成22年4月24日 付与数の4分の1 平成19年5月8日～平成23年4月24日	付与数の2分の1 平成19年8月7日～平成21年7月24日 付与数の4分の1 平成19年8月7日～平成22年7月24日 付与数の4分の1 平成19年8月7日～平成23年7月24日
権利行使期間	権利確定日の翌日から平成29年4月24日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。	権利確定日の翌日から平成29年7月24日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。

	平成19年度第3回新株予約権	平成19年度第4回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成19年10月24日	平成20年1月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 119	当社従業員 124
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 766	普通株式 817
付与日	平成19年11月7日	平成20年2月13日
権利確定条件	付与日(平成19年11月7日)から権利確定日(平成21年10月24日から平成23年10月24日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成21年10月24日 付与数の2分の1 平成22年10月24日 付与数の4分の1 平成23年10月24日 付与数の4分の1	付与日(平成20年2月13日)から権利確定日(平成22年1月30日から平成24年1月30日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成22年1月30日 付与数の2分の1 平成23年1月30日 付与数の4分の1 平成24年1月30日 付与数の4分の1
対象勤務期間	付与数の2分の1 平成19年11月7日～平成21年10月24日 付与数の4分の1 平成19年11月7日～平成22年10月24日 付与数の4分の1 平成19年11月7日～平成23年10月24日	付与数の2分の1 平成20年2月13日～平成22年1月30日 付与数の4分の1 平成20年2月13日～平成23年1月30日 付与数の4分の1 平成20年2月13日～平成24年1月30日
権利行使期間	権利確定日の翌日から平成29年10月24日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。	権利確定日の翌日から平成30年1月30日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。

b) 関係会社

1) ヤフーバリューインサイト株式会社

	第1回新株引受権	第2回新株引受権
会社名	ヤフーバリューインサイト株式会社	ヤフーバリューインサイト株式会社
決議年月日	平成12年3月30日	平成12年9月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 3	取締役 2 従業員 18
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 300	普通株式 300
付与日	平成12年3月30日	平成12年9月20日
権利確定条件	株式上場後6ヶ月後	株式上場後6ヶ月後
対象勤務期間	退職により消滅	退職により消滅
権利行使期間	平成14年4月1日～平成22年3月29日	平成14年10月1日～平成22年9月14日

	第3回新株引受権	第4回新株引受権
会社名	ヤフーバリューインサイト株式会社	ヤフーバリューインサイト株式会社
決議年月日	平成13年3月30日	平成14年3月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 19	従業員 32
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 190	普通株式 92
付与日	平成13年4月2日	平成14年3月31日
権利確定条件	株式上場後6ヶ月後	株式上場後6ヶ月後
対象勤務期間	退職により消滅	退職により消滅
権利行使期間	平成15年4月1日～平成23年3月29日	平成16年4月1日～平成24年3月21日

	第1回新株予約権
会社名	ヤフーバリューインサイト株式会社
決議年月日	平成15年3月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 3 従業員 30
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 182
付与日	平成15年3月31日
権利確定条件	株式上場後6ヶ月後
対象勤務期間	退職により消滅
権利行使期間	平成17年4月1日～平成25年3月27日

2) 株式会社ニューズウォッチ

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
会社名	株式会社ニューズウォッチ	株式会社ニューズウォッチ
決議年月日	平成16年11月26日	平成17年11月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 3 従業員 33	従業員 6
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 3,035	普通株式 200
付与日	平成16年11月26日	平成17年11月18日
権利確定条件	注記参照	注記参照
対象勤務期間		
権利行使期間	平成18年11月27日～平成26年11月26日	平成18年11月27日～平成26年11月26日

注) 権利確定条件

- (1) 平成18年11月27日若しくは当社普通株式が日本国内の株式市場に上場した日のうち、いずれか遅く到来する日(同日を含む)から1年間(以下「第一権利行使期間」という)は、当初割り当てられた本新株予約権のうち3分の1の個数(ただし、本号に基づき行使可能な新株予約権の個数が1の整数倍でない場合は、1の倍数に切り捨てた数とする。)
- (2) 第一権利行使期間の末日の翌日から1年間(以下「第二権利行使期間」という)は、当初割り当てられた本新株予約権のうち3分の2の個数(前号に定める個数を含む。ただし、本号に基づき行使可能な本新株予約権の個数が1の整数倍でない場合は、1の倍数に切り捨てた数とする。)
- (3) 第二権利行使期間の末日の翌日から平成26年11月26日までは、未行使の新株予約権すべて。

3) 株式会社ブレイナー

	第1回新株予約権
会社名	株式会社ブレイナー
決議年月日	平成18年9月5日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 3 その他 3
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 85,000
付与日	平成18年9月18日
権利確定条件	注記参照
対象勤務期間	
権利行使期間	平成20年10月1日～平成28年10月1日

注) 権利確定条件

- (1) 新株予約権発効日 平成18年9月18日
- (2) 新株予約権の行使期間
 - 行使条件A: 平成20年10月1日から平成28年10月1日まで
 - 行使可能割合: 割当新株予約権数の100%
 - 行使条件B: 平成20年10月1日から
 - 行使可能割合:
 - ・平成21年10月1日まで: 割当新株予約権数の10%まで
 - ・平成22年10月1日まで: 割当新株予約権数の20%まで
 - ・平成23年10月1日まで: 割当新株予約権数の30%まで
 - ・平成24年10月1日まで: 割当新株予約権数の40%まで
 - ・平成25年10月1日まで: 割当新株予約権数の50%まで
 - ・平成26年10月1日まで: 割当新株予約権数の60%まで
 - ・平成27年10月1日まで: 割当新株予約権数の70%まで
 - ・平成28年10月1日まで: 割当新株予約権数の100%まで

(2) ストック・オプションの規模及び変動状況

ストック・オプションの数

a) 提出会社

	第1回新株引受権	第2回新株引受権	第3回新株引受権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
期首(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
期首(株)	18,432	2,048	50,448
権利確定(株)			
権利行使(株)			9,704
失効(株)			
未行使残(株)	18,432	2,048	40,744

	第4回新株引受権	第5回新株引受権	平成14年度第1回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
期首(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
期首(株)	19,777	26,478	25,600
権利確定(株)			
権利行使(株)	2,942	4,746	5,632
失効(株)			
未行使残(株)	16,835	21,732	19,968

	平成14年度第2回新株予約権	平成15年度第1回新株予約権	平成15年度第2回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
期首(株)		7,296	1,312
付与(株)			
失効(株)			192
権利確定(株)		7,296	1,120
未確定残(株)			
権利確定後			
期首(株)	2,304	9,920	416
権利確定(株)		7,296	1,120
権利行使(株)	1,024	960	
失効(株)			96
未行使残(株)	1,280	16,256	1,440

	平成15年度第3回新株予約権	平成15年度第4回新株予約権	平成16年度第1回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
期首(株)	928	496	5,280
付与(株)			
失効(株)	160	32	112
権利確定(株)	768	48	1,776
未確定残(株)		416	3,392
権利確定後			
期首(株)	512	176	3,968
権利確定(株)	768	48	1,776
権利行使(株)			
失効(株)	64		
未行使残(株)	1,216	224	5,744

	平成16年度第2回新株予約権	平成16年度第3回新株予約権	平成16年度第4回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
期首(株)	352	200	232
付与(株)			
失効(株)	32	8	4
権利確定(株)	48	24	68
未確定残(株)	272	168	160
権利確定後			
期首(株)	184	64	
権利確定(株)	48	24	68
権利行使(株)			
失効(株)	24		
未行使残(株)	208	88	68

	平成17年度第1回新株予約権	平成17年度第2回新株予約権	平成17年度第3回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
期首(株)	5,472	186	282
付与(株)			
失効(株)	96	28	20
権利確定(株)	2,704	72	114
未確定残(株)	2,672	86	148
権利確定後			
期首(株)			
権利確定(株)	2,704	72	114
権利行使(株)			
失効(株)	68	2	
未行使残(株)	2,636	70	114

	平成17年度第4回新株予約権	平成18年度第1回新株予約権	平成18年度第2回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
期首(株)	98	8,518	302
付与(株)			
失効(株)	13	250	20
権利確定(株)			
未確定残(株)	85	8,268	282
権利確定後			
期首(株)			
権利確定(株)			
権利行使(株)			
失効(株)			
未行使残(株)			

	平成18年度第3回新株予約権	平成19年度第1回新株予約権	平成19年度第2回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
期首(株)	360		
付与(株)		651	10,000
失効(株)	30	35	119
権利確定(株)			
未確定残(株)	330	616	9,881
権利確定後			
期首(株)			
権利確定(株)			
権利行使(株)			
失効(株)			
未行使残(株)			

	平成19年度第3回新株予約権	平成19年度第4回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
権利確定前		
期首(株)		
付与(株)	766	817
失効(株)	23	1
権利確定(株)		
未確定残(株)	743	816
権利確定後		
期首(株)		
権利確定(株)		
権利行使(株)		
失効(株)		
未行使残(株)		

b) 関係会社

1) ヤフーバリューインサイト株式会社

	第1回新株引受権	第2回新株引受権	第3回新株引受権
会社名	ヤフーバリューインサイト 株式会社	ヤフーバリューインサイト 株式会社	ヤフーバリューインサイト 株式会社
権利確定前			
期首(株)	100	230	100
付与(株)			
失効(株)		50	20
権利確定(株)			
未確定残(株)	100	180	80
権利確定後			
期首(株)			
権利確定(株)			
権利行使(株)			
失効(株)			
未行使残(株)			

	第4回新株引受権	第1回新株予約権
会社名	ヤフーバリューインサイト 株式会社	ヤフーバリューインサイト 株式会社
権利確定前		
期首(株)	53	106
付与(株)		
失効(株)	30	49
権利確定(株)		
未確定残(株)	23	57
権利確定後		
期首(株)		
権利確定(株)		
権利行使(株)		
失効(株)		
未行使残(株)		

2) 株式会社ニューズウォッチ

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
会社名	株式会社ニューズウォッチ	株式会社ニューズウォッチ
権利確定前		
期首(株)	2,100	160
付与(株)		
失効(株)	140	
権利確定(株)		
未確定残(株)	1,960	160
権利確定後		
期首(株)		
権利確定(株)		
権利行使(株)		
失効(株)		
未行使残(株)		

3) 株式会社ブレイナー

	第1回新株予約権
会社名	株式会社ブレイナー
権利確定前	
期首(株)	85,000
付与(株)	
失効(株)	
権利確定(株)	
未確定残(株)	85,000
権利確定後	
期首(株)	
権利確定(株)	
権利行使(株)	
失効(株)	
未行使残(株)	

単価情報

a) 提出会社

	第1回新株引受権	第2回新株引受権	第3回新株引受権	第4回新株引受権
権利行使価格(円)	51,270	38,086	19,416	9,559
行使時平均株価(円)			47,579	45,751
付与日における 公正な評価単価(円)				

	第5回新株引受権	平成14年度第1回 新株予約権	平成14年度第2回 新株予約権	平成15年度第1回 新株予約権
権利行使価格(円)	8,497	10,196	11,375	33,438
行使時平均株価(円)	45,975	48,855	50,975	45,593
付与日における 公正な評価単価(円)				

	平成15年度第2回 新株予約権	平成15年度第3回 新株予約権	平成15年度第4回 新株予約権	平成16年度第1回 新株予約権
権利行使価格(円)	51,478	47,813	78,512	65,290
行使時平均株価(円)				
付与日における 公正な評価単価(円)				

	平成16年度第2回 新株予約権	平成16年度第3回 新株予約権	平成16年度第4回 新株予約権	平成17年度第1回 新株予約権
権利行使価格(円)	62,488	65,375	60,563	58,500
行使時平均株価(円)				
付与日における 公正な評価単価(円)				

	平成17年度第2回 新株予約権	平成17年度第3回 新株予約権	平成17年度第4回 新株予約権	平成18年度第1回 新株予約権
権利行使価格(円)	62,000	79,500	67,940	47,198
行使時平均株価(円)				
付与日における 公正な評価単価(円)(注)1			30,958 35,782 39,196	24,564 26,803 28,156

	平成18年度第2回 新株予約権	平成18年度第3回 新株予約権	平成19年度第1回 新株予約権	平成19年度第2回 新株予約権
権利行使価格(円)	44,774	47,495	45,500	40,320
行使時平均株価(円)				
付与日における 公正な評価単価(円)(注)1	23,832 25,311 26,766	20,435 23,448 25,578	22,586 25,697 27,206	17,061 18,121 20,659

	平成19年度第3回 新株予約権	平成19年度第4回 新株予約権
権利行使価格(円)	51,162	47,500
行使時平均株価(円)		
付与日における 公正な評価単価(円)(注)1	20,900 23,651 26,853	20,289 23,128 24,691

(注)1 ~ は、2(1)表中の権利確定条件及び対象勤務期間の ~ に対応しております。

b) 関係会社

1) ヤフーバリューインサイト株式会社

	第1回新株引受権	第2回新株引受権	第3回新株引受権
権利行使価格(円)	50,000	150,000	400,000
行使時平均株価(円)			
付与日における 公正な評価単価(円)			

	第4回新株引受権	第1回新株予約権
権利行使価格(円)	450,000	450,000
行使時平均株価(円)		
付与日における 公正な評価単価(円)		

2) 株式会社ニューズウォッチ

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格(円)	50,000	50,000
行使時平均株価(円)		
付与日における 公正な評価単価(円)		

3) 株式会社ブレイナー

	第1回新株予約権
権利行使価格(円)	30
行使時平均株価(円)	
付与日における 公正な評価単価(円)	

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	平成19年度第1回 新株予約権	平成19年度第2回 新株予約権	平成19年度第3回 新株予約権	平成19年度第4回 新株予約権
株価変動性(注)2	53.4% 60.2% 62.4%	51.4% 52.7% 59.2%	48.1% 53.0% 59.3%	45.3% 50.7% 52.8%
予想残期間(注)3	5.96年 6.46年 6.96年	5.96年 6.46年 6.96年	5.96年 6.46年 6.96年	5.96年 6.46年 6.96年
予想配当(注)4	配当利回り0.21%	配当利回り0.26%	配当利回り0.20%	配当利回り0.23%
無リスク利率 (注)5	1.32% 1.37% 1.41%	1.42% 1.46% 1.50%	1.17% 1.21% 1.25%	0.99% 1.03% 1.07%

(注)1 ~ は、2(1)表中の権利確定条件及び対象勤務期間の ~ に対応しております。

2 以下の区分ごとの期間の株価実績に基づき算定しております。

<平成19年度第1回新株予約権>

平成13年5月14日～平成19年5月4日の株価実績に基づき算定

平成12年11月13日～平成19年5月4日の株価実績に基づき算定

平成12年5月15日～平成19年5月4日の株価実績に基づき算定

<平成19年度第2回新株予約権>

平成13年8月13日～平成19年8月3日の株価実績に基づき算定

平成13年2月12日～平成19年8月3日の株価実績に基づき算定

平成12年8月14日～平成19年8月3日の株価実績に基づき算定

<平成19年度第3回新株予約権>

平成13年11月12日～平成19年11月2日の株価実績に基づき算定

平成13年5月14日～平成19年11月2日の株価実績に基づき算定

平成12年11月13日～平成19年11月2日の株価実績に基づき算定

<平成19年度第4回新株予約権>

平成14年2月18日～平成20年2月8日の株価実績に基づき算定

平成13年8月20日～平成20年2月8日の株価実績に基づき算定

平成13年2月19日～平成20年2月8日の株価実績に基づき算定

3 十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

4 十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

5 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

過去の退職率の実績に基づき、権利不確定による失効数を見積もっております。

当連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 当該連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費の株式報酬費用 143百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

a) 提出会社

	第1回新株引受権	第2回新株引受権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成12年1月21日	平成12年6月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 20	当社従業員 7
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 57,344	普通株式 11,264
付与日	平成12年1月31日	平成12年6月27日
権利確定条件	付与日(平成12年1月31日)から権利確定日(平成14年1月21日から平成16年1月21日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成14年1月21日 付与数の2分の1 平成15年1月21日 付与数の4分の1 平成16年1月21日 付与数の4分の1	付与日(平成12年6月27日)から権利確定日(平成14年6月16日から平成16年6月16日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成14年6月16日 付与数の2分の1 平成15年6月16日 付与数の4分の1 平成16年6月16日 付与数の4分の1
対象勤務期間	付与数の2分の1 平成12年1月31日～平成14年1月21日 付与数の4分の1 平成12年1月31日～平成15年1月21日 付与数の4分の1 平成12年1月31日～平成16年1月21日	付与数の2分の1 平成12年6月27日～平成14年6月16日 付与数の4分の1 平成12年6月27日～平成15年6月16日 付与数の4分の1 平成12年6月27日～平成16年6月16日
権利行使期間	権利確定日の翌日から平成22年1月21日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。	権利確定日の翌日から平成22年6月16日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。

	第3回新株引受権	第4回新株引受権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成12年12月8日	平成13年6月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 84	当社取締役 3 当社従業員 72
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 148,992	普通株式 108,544
付与日	平成12年12月18日	平成13年6月29日
権利確定条件	付与日(平成12年12月18日)から権利確定日(平成14年12月8日から平成16年12月8日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成14年12月8日 付与数の2分の1 平成15年12月8日 付与数の4分の1 平成16年12月8日 付与数の4分の1	付与日(平成13年6月29日)から権利確定日(平成15年6月20日から平成17年6月20日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成15年6月20日 付与数の2分の1 平成16年6月20日 付与数の4分の1 平成17年6月20日 付与数の4分の1
対象勤務期間	付与数の2分の1 平成12年12月18日～平成14年12月8日 付与数の4分の1 平成12年12月18日～平成15年12月8日 付与数の4分の1 平成12年12月18日～平成16年12月8日	付与数の2分の1 平成13年6月29日～平成15年6月20日 付与数の4分の1 平成13年6月29日～平成16年6月20日 付与数の4分の1 平成13年6月29日～平成17年6月20日
権利行使期間	権利確定日の翌日から平成22年12月8日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。	権利確定日の翌日から平成23年6月20日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。

	第5回新株引受権	平成14年度第1回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年12月7日	平成14年7月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 72	当社取締役 2 当社従業員 65
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 112,640	普通株式 47,616
付与日	平成13年12月18日	平成14年7月29日
権利確定条件	付与日(平成13年12月18日)から権利確定日(平成15年12月7日から平成17年12月7日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成15年12月7日 付与数の2分の1 平成16年12月7日 付与数の4分の1 平成17年12月7日 付与数の4分の1	付与日(平成14年7月29日)から権利確定日(平成16年6月20日から平成18年6月20日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成16年6月20日 付与数の2分の1 平成17年6月20日 付与数の4分の1 平成18年6月20日 付与数の4分の1
対象勤務期間	付与数の2分の1 平成13年12月18日～平成15年12月7日 付与数の4分の1 平成13年12月18日～平成16年12月7日 付与数の4分の1 平成13年12月18日～平成17年12月7日	付与数の2分の1 平成14年7月29日～平成16年6月20日 付与数の4分の1 平成14年7月29日～平成17年6月20日 付与数の4分の1 平成14年7月29日～平成18年6月20日
権利行使期間	権利確定日の翌日から平成23年12月7日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。	権利確定日の翌日から平成24年6月20日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。

	平成14年度第2回新株予約権	平成15年度第1回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成14年11月14日	平成15年7月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 19	当社取締役 5 当社従業員 83
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 5,888	普通株式 19,840
付与日	平成14年11月20日	平成15年7月25日
権利確定条件	付与日(平成14年11月20日)から権利確定日(平成16年11月20日から平成18年11月20日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成16年11月20日 付与数の2分の1 平成17年11月20日 付与数の4分の1 平成18年11月20日 付与数の4分の1	付与日(平成15年7月25日)から権利確定日(平成17年6月20日から平成19年6月20日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成17年6月20日 付与数の2分の1 平成18年6月20日 付与数の4分の1 平成19年6月20日 付与数の4分の1
対象勤務期間	付与数の2分の1 平成14年11月20日～平成16年11月20日 付与数の4分の1 平成14年11月20日～平成17年11月20日 付与数の4分の1 平成14年11月20日～平成18年11月20日	付与数の2分の1 平成15年7月25日～平成17年6月20日 付与数の4分の1 平成15年7月25日～平成18年6月20日 付与数の4分の1 平成15年7月25日～平成19年6月20日
権利行使期間	権利確定日の翌日から平成24年6月20日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。	権利確定日の翌日から平成25年6月20日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。

	平成15年度第2回新株予約権	平成15年度第3回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成15年10月21日	平成16年1月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 43	当社従業員 38
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 2,464	普通株式 2,400
付与日	平成15年11月4日	平成16年1月29日
権利確定条件	付与日(平成15年11月4日)から権利確定日(平成17年11月4日から平成19年11月4日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成17年11月4日 付与数の2分の1 平成18年11月4日 付与数の4分の1 平成19年11月4日 付与数の4分の1	付与日(平成16年1月29日)から権利確定日(平成18年1月29日から平成20年1月29日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成18年1月29日 付与数の2分の1 平成19年1月29日 付与数の4分の1 平成20年1月29日 付与数の4分の1
対象勤務期間	付与数の2分の1 平成15年11月4日～平成17年11月4日 付与数の4分の1 平成15年11月4日～平成18年11月4日 付与数の4分の1 平成15年11月4日～平成19年11月4日	付与数の2分の1 平成16年1月29日～平成18年1月29日 付与数の4分の1 平成16年1月29日～平成19年1月29日 付与数の4分の1 平成16年1月29日～平成20年1月29日
権利行使期間	権利確定日の翌日から平成25年6月20日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。	権利確定日の翌日から平成25年6月20日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。

	平成15年度第4回新株予約権	平成16年度第1回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年5月6日	平成16年7月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 41	当社取締役 5 当社従業員 131
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 1,168	普通株式 9,856
付与日	平成16年5月13日	平成16年7月29日
権利確定条件	付与日(平成16年5月13日)から権利確定日(平成18年5月13日から平成20年5月13日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成18年5月13日 付与数の2分の1 平成19年5月13日 付与数の4分の1 平成20年5月13日 付与数の4分の1	付与日(平成16年7月29日)から権利確定日(平成18年6月17日から平成20年6月17日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成18年6月17日 付与数の2分の1 平成19年6月17日 付与数の4分の1 平成20年6月17日 付与数の4分の1
対象勤務期間	付与数の2分の1 平成16年5月13日～平成18年5月13日 付与数の4分の1 平成16年5月13日～平成19年5月13日 付与数の4分の1 平成16年5月13日～平成20年5月13日	付与数の2分の1 平成16年7月29日～平成18年6月17日 付与数の4分の1 平成16年7月29日～平成19年6月17日 付与数の4分の1 平成16年7月29日～平成20年6月17日
権利行使期間	権利確定日の翌日から平成25年6月20日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。	権利確定日の翌日から平成26年6月17日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。

	平成16年度第2回新株予約権	平成16年度第3回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年10月20日	平成17年1月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 46	当社従業員 29
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 712	普通株式 344
付与日	平成16年11月1日	平成17年1月28日
権利確定条件	付与日(平成16年11月1日)から権利確定日(平成18年11月1日から平成20年11月1日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成18年11月1日 付与数の2分の1 平成19年11月1日 付与数の4分の1 平成20年11月1日 付与数の4分の1	付与日(平成17年1月28日)から権利確定日(平成19年1月28日から平成21年1月28日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成19年1月28日 付与数の2分の1 平成20年1月28日 付与数の4分の1 平成21年1月28日 付与数の4分の1
対象勤務期間	付与数の2分の1 平成16年11月1日～平成18年11月1日 付与数の4分の1 平成16年11月1日～平成19年11月1日 付与数の4分の1 平成16年11月1日～平成20年11月1日	付与数の2分の1 平成17年1月28日～平成19年1月28日 付与数の4分の1 平成17年1月28日～平成20年1月28日 付与数の4分の1 平成17年1月28日～平成21年1月28日
権利行使期間	権利確定日の翌日から平成26年6月17日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。	権利確定日の翌日から平成26年6月17日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。

	平成16年度第4回新株予約権	平成17年度第1回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年4月28日	平成17年7月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 42	当社取締役 5 当社従業員 180
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 276	普通株式 5,716
付与日	平成17年5月12日	平成17年7月28日
権利確定条件	付与日(平成17年5月12日)から権利確定日(平成19年5月12日から平成21年5月12日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成19年5月12日 付与数の2分の1 平成20年5月12日 付与数の4分の1 平成21年5月12日 付与数の4分の1	付与日(平成17年7月28日)から権利確定日(平成19年6月17日から平成21年6月17日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成19年6月17日 付与数の2分の1 平成20年6月17日 付与数の4分の1 平成21年6月17日 付与数の4分の1
対象勤務期間	付与数の2分の1 平成17年5月12日～平成19年5月12日 付与数の4分の1 平成17年5月12日～平成20年5月12日 付与数の4分の1 平成17年5月12日～平成21年5月12日	付与数の2分の1 平成17年7月28日～平成19年6月17日 付与数の4分の1 平成17年7月28日～平成20年6月17日 付与数の4分の1 平成17年7月28日～平成21年6月17日
権利行使期間	権利確定日の翌日から平成26年6月17日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。	権利確定日の翌日から平成27年6月17日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。

	平成17年度第2回新株予約権	平成17年度第3回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年10月21日	平成18年1月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 31	当社従業員 65
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 234	普通株式 316
付与日	平成17年11月1日	平成18年1月31日
権利確定条件	付与日(平成17年11月1日)から権利確定日(平成19年11月1日から平成21年11月1日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成19年11月1日 付与数の2分の1 平成20年11月1日 付与数の4分の1 平成21年11月1日 付与数の4分の1	付与日(平成18年1月31日)から権利確定日(平成20年1月31日から平成22年1月31日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成20年1月31日 付与数の2分の1 平成21年1月31日 付与数の4分の1 平成22年1月31日 付与数の4分の1
対象勤務期間	付与数の2分の1 平成17年11月1日～平成19年11月1日 付与数の4分の1 平成17年11月1日～平成20年11月1日 付与数の4分の1 平成17年11月1日～平成21年11月1日	付与数の2分の1 平成18年1月31日～平成20年1月31日 付与数の4分の1 平成18年1月31日～平成21年1月31日 付与数の4分の1 平成18年1月31日～平成22年1月31日
権利行使期間	権利確定日の翌日から平成27年6月17日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。	権利確定日の翌日から平成27年6月17日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。

	平成17年度第4回新株予約権	平成18年度第1回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年4月26日	平成18年8月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 49	当社取締役 5 当社従業員 157
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 112	普通株式 8,569
付与日	平成18年5月2日	平成18年9月6日
権利確定条件	付与日(平成18年5月2日)から権利確定日(平成20年5月2日から平成22年5月2日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成20年5月2日 付与数の2分の1 平成21年5月2日 付与数の4分の1 平成22年5月2日 付与数の4分の1	付与日(平成18年9月6日)から権利確定日(平成20年8月23日から平成22年8月23日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成20年8月23日 付与数の2分の1 平成21年8月23日 付与数の4分の1 平成22年8月23日 付与数の4分の1
対象勤務期間	付与数の2分の1 平成18年5月2日～平成20年5月2日 付与数の4分の1 平成18年5月2日～平成21年5月2日 付与数の4分の1 平成18年5月2日～平成22年5月2日	付与数の2分の1 平成18年9月6日～平成20年8月23日 付与数の4分の1 平成18年9月6日～平成21年8月23日 付与数の4分の1 平成18年9月6日～平成22年8月23日
権利行使期間	権利確定日の翌日から平成27年6月17日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。	権利確定日の翌日から平成28年8月23日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。

	平成18年度第2回新株予約権	平成18年度第3回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年10月23日	平成19年1月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 49	当社従業員 62
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 313	普通株式 360
付与日	平成18年11月6日	平成19年2月7日
権利確定条件	付与日(平成18年11月6日)から権利確定日(平成20年10月23日から平成22年10月23日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成20年10月23日 付与数の2分の1 平成21年10月23日 付与数の4分の1 平成22年10月23日 付与数の4分の1	付与日(平成19年2月7日)から権利確定日(平成21年1月24日から平成23年1月24日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成21年1月24日 付与数の2分の1 平成22年1月24日 付与数の4分の1 平成23年1月24日 付与数の4分の1
対象勤務期間	付与数の2分の1 平成18年11月6日～平成20年10月23日 付与数の4分の1 平成18年11月6日～平成21年10月23日 付与数の4分の1 平成18年11月6日～平成22年10月23日	付与数の2分の1 平成19年2月7日～平成21年1月24日 付与数の4分の1 平成19年2月7日～平成22年1月24日 付与数の4分の1 平成19年2月7日～平成23年1月24日
権利行使期間	権利確定日の翌日から平成28年10月23日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。	権利確定日の翌日から平成29年1月24日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。

	平成19年度第1回新株予約権	平成19年度第2回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成19年4月24日	平成19年7月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 66	当社取締役 5 当社従業員 225
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 651	普通株式 10,000
付与日	平成19年5月8日	平成19年8月7日
権利確定条件	付与日(平成19年5月8日)から権利確定日(平成21年4月24日から平成23年4月24日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成21年4月24日 付与数の2分の1 平成22年4月24日 付与数の4分の1 平成23年4月24日 付与数の4分の1	付与日(平成19年8月7日)から権利確定日(平成21年7月24日から平成23年7月24日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成21年7月24日 付与数の2分の1 平成22年7月24日 付与数の4分の1 平成23年7月24日 付与数の4分の1
対象勤務期間	付与数の2分の1 平成19年5月8日～平成21年4月24日 付与数の4分の1 平成19年5月8日～平成22年4月24日 付与数の4分の1 平成19年5月8日～平成23年4月24日	付与数の2分の1 平成19年8月7日～平成21年7月24日 付与数の4分の1 平成19年8月7日～平成22年7月24日 付与数の4分の1 平成19年8月7日～平成23年7月24日
権利行使期間	権利確定日の翌日から平成29年4月24日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。	権利確定日の翌日から平成29年7月24日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。

	平成19年度第3回新株予約権	平成19年度第4回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成19年10月24日	平成20年1月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 119	当社従業員 124
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 766	普通株式 817
付与日	平成19年11月7日	平成20年2月13日
権利確定条件	付与日(平成19年11月7日)から権利確定日(平成21年10月24日から平成23年10月24日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成21年10月24日 付与数の2分の1 平成22年10月24日 付与数の4分の1 平成23年10月24日 付与数の4分の1	付与日(平成20年2月13日)から権利確定日(平成22年1月30日から平成24年1月30日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成22年1月30日 付与数の2分の1 平成23年1月30日 付与数の4分の1 平成24年1月30日 付与数の4分の1
対象勤務期間	付与数の2分の1 平成19年11月7日～平成21年10月24日 付与数の4分の1 平成19年11月7日～平成22年10月24日 付与数の4分の1 平成19年11月7日～平成23年10月24日	付与数の2分の1 平成20年2月13日～平成22年1月30日 付与数の4分の1 平成20年2月13日～平成23年1月30日 付与数の4分の1 平成20年2月13日～平成24年1月30日
権利行使期間	権利確定日の翌日から平成29年10月24日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。	権利確定日の翌日から平成30年1月30日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。

	平成20年度第1回新株予約権	平成20年度第2回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成20年4月25日	平成20年7月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 246	当社取締役 5 当社従業員 336
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 2,059	普通株式 11,750
付与日	平成20年5月9日	平成20年8月8日
権利確定条件	付与日(平成20年5月9日)から権利確定日(平成22年4月25日から平成24年4月25日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成22年4月25日 付与数の2分の1 平成23年4月25日 付与数の4分の1 平成24年4月25日 付与数の4分の1	付与日(平成20年8月8日)から権利確定日(平成22年7月25日から平成24年7月25日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成22年7月25日 付与数の2分の1 平成23年7月25日 付与数の4分の1 平成24年7月25日 付与数の4分の1
対象勤務期間	付与数の2分の1 平成20年5月9日～平成22年4月25日 付与数の4分の1 平成20年5月9日～平成23年4月25日 付与数の4分の1 平成20年5月9日～平成24年4月25日	付与数の2分の1 平成20年8月8日～平成22年7月25日 付与数の4分の1 平成20年8月8日～平成23年7月25日 付与数の4分の1 平成20年8月8日～平成24年7月25日
権利行使期間	権利確定日の翌日から平成30年4月25日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。	権利確定日の翌日から平成30年7月25日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。

	平成20年度第3回新株予約権	平成20年度第4回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成20年10月24日	平成21年1月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 128	当社従業員 128
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 407	普通株式 350
付与日	平成20年11月7日	平成21年2月10日
権利確定条件	付与日(平成20年11月7日)から権利確定日(平成22年10月24日から平成24年10月24日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成22年10月24日 付与数の2分の1 平成23年10月24日 付与数の4分の1 平成24年10月24日 付与数の4分の1	付与日(平成21年2月10日)から権利確定日(平成23年1月27日から平成25年1月27日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 平成23年1月27日 付与数の2分の1 平成24年1月27日 付与数の4分の1 平成25年1月27日 付与数の4分の1
対象勤務期間	付与数の2分の1 平成20年11月7日～平成22年10月24日 付与数の4分の1 平成20年11月7日～平成23年10月24日 付与数の4分の1 平成20年11月7日～平成24年10月24日	付与数の2分の1 平成21年2月10日～平成23年1月27日 付与数の4分の1 平成21年2月10日～平成24年1月27日 付与数の4分の1 平成21年2月10日～平成25年1月27日
権利行使期間	権利確定日の翌日から平成30年10月24日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。	権利確定日の翌日から平成31年1月27日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。

b) 関係会社

1) ヤフーバリューインサイト株式会社

	第1回新株引受権	第2回新株引受権
会社名	ヤフーバリューインサイト株式会社	ヤフーバリューインサイト株式会社
決議年月日	平成12年3月30日	平成12年9月15日
付与対象者の 区分及び人数(名)	取締役 3	取締役 2 従業員 18
株式の種類 及び付与数(株)	普通株式 300	普通株式 300
付与日	平成12年3月30日	平成12年9月20日
権利確定条件	株式上場後6ヶ月後	株式上場後6ヶ月後
対象勤務期間	退職により消滅	退職により消滅
権利行使期間	平成14年4月1日～平成22年3月29日	平成14年10月1日～平成22年9月14日

	第3回新株引受権	第4回新株引受権
会社名	ヤフーバリューインサイト株式会社	ヤフーバリューインサイト株式会社
決議年月日	平成13年3月30日	平成14年3月22日
付与対象者の 区分及び人数(名)	従業員 19	従業員 32
株式の種類 及び付与数(株)	普通株式 190	普通株式 92
付与日	平成13年4月2日	平成14年3月31日
権利確定条件	株式上場後6ヶ月後	株式上場後6ヶ月後
対象勤務期間	退職により消滅	退職により消滅
権利行使期間	平成15年4月1日～平成23年3月29日	平成16年4月1日～平成24年3月21日

	第1回新株予約権
会社名	ヤフーバリューインサイト株式会社
決議年月日	平成15年3月28日
付与対象者の 区分及び人数(名)	取締役 3 従業員 30
株式の種類 及び付与数(株)	普通株式 182
付与日	平成15年3月31日
権利確定条件	株式上場後6ヶ月後
対象勤務期間	退職により消滅
権利行使期間	平成17年4月1日～平成25年3月27日

2) 株式会社ニューズウォッチ

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
会社名	株式会社ニューズウォッチ	株式会社ニューズウォッチ
決議年月日	平成16年11月26日	平成17年11月18日
付与対象者の 区分及び人数(名)	取締役 3 従業員 33	従業員 6
株式の種類 及び付与数(株)	普通株式 3,035	普通株式 200
付与日	平成16年11月26日	平成17年11月18日
権利確定条件	注記参照	注記参照
対象勤務期間		
権利行使期間	平成18年11月27日～平成26年11月26日	平成18年11月27日～平成26年11月26日

注) 権利確定条件

- (1) 平成18年11月27日若しくは当社普通株式が日本国内の株式市場に上場した日のうち、いずれか遅く到来する日(同日を含む)から1年間(以下「第一権利行使期間」という)は、当初割り当てられた本新株予約権のうち3分の1の個数(ただし、本号に基づき行使可能な新株予約権の個数が1の整数倍でない場合は、1の倍数に切り捨てた数とする。)
- (2) 第一権利行使期間の末日の翌日から1年間(以下「第二権利行使期間」という)は、当初割り当てられた本新株予約権のうち3分の2の個数(前号に定める個数を含む。ただし、本号に基づき行使可能な本新株予約権の個数が1の整数倍でない場合は、1の倍数に切り捨てた数とする。)
- (3) 第二権利行使期間の末日の翌日から平成26年11月26日までは、未行使の新株予約権すべて。

(2) ストック・オプションの規模及び変動状況

ストック・オプションの数

a) 提出会社

	第1回新株引受権	第2回新株引受権	第3回新株引受権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
期首(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
期首(株)	18,432	2,048	40,744
権利確定(株)			
権利行使(株)			5,810
失効(株)			
未行使残(株)	18,432	2,048	34,934

	第4回新株引受権	第5回新株引受権	平成14年度第1回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
期首(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
期首(株)	16,835	21,732	19,968
権利確定(株)			
権利行使(株)	377	652	1,792
失効(株)			256
未行使残(株)	16,458	21,080	17,920

	平成14年度第2回新株予約権	平成15年度第1回新株予約権	平成15年度第2回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
期首(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
期首(株)	1,280	16,256	1,440
権利確定(株)			
権利行使(株)	512	320	
失効(株)			32
未行使残(株)	768	15,936	1,408

	平成15年度第3回新株予約権	平成15年度第4回新株予約権	平成16年度第1回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
期首(株)		416	3,392
付与(株)			
失効(株)		16	
権利確定(株)		400	3,392
未確定残(株)			
権利確定後			
期首(株)	1,216	224	5,744
権利確定(株)		400	3,392
権利行使(株)			
失効(株)	160	64	32
未行使残(株)	1,056	560	9,104

	平成16年度第2回新株予約権	平成16年度第3回新株予約権	平成16年度第4回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
期首(株)	272	168	160
付与(株)			
失効(株)	32	16	12
権利確定(株)	240	152	12
未確定残(株)			136
権利確定後			
期首(株)	208	88	68
権利確定(株)	240	152	12
権利行使(株)			
失効(株)	64	8	4
未行使残(株)	384	232	76

	平成17年度第1回新株予約権	平成17年度第2回新株予約権	平成17年度第3回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
期首(株)	2,672	86	148
付与(株)			
失効(株)	60	4	2
権利確定(株)	1,064	20	28
未確定残(株)	1,548	62	118
権利確定後			
期首(株)	2,636	70	114
権利確定(株)	1,064	20	28
権利行使(株)			
失効(株)	88	2	
未行使残(株)	3,612	88	142

	平成17年度第4回新株予約権	平成18年度第1回新株予約権	平成18年度第2回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
期首(株)	85	8,268	282
付与(株)			
失効(株)	2	371	5
権利確定(株)	36	3,941	124
未確定残(株)	47	3,956	153
権利確定後			
期首(株)			
権利確定(株)	36	3,941	124
権利行使(株)			
失効(株)		41	
未行使残(株)	36	3,900	124

	平成18年度第3回新株予約権	平成19年度第1回新株予約権	平成19年度第2回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
期首(株)	330	616	9,881
付与(株)			
失効(株)		8	416
権利確定(株)	147		
未確定残(株)	183	608	9,465
権利確定後			
期首(株)			
権利確定(株)	147		
権利行使(株)			
失効(株)			
未行使残(株)	147		

	平成19年度第3回新株予約権	平成19年度第4回新株予約権	平成20年度第1回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
期首(株)	743	816	
付与(株)			2,059
失効(株)	7	15	219
権利確定(株)			
未確定残(株)	736	801	1,840
権利確定後			
期首(株)			
権利確定(株)			
権利行使(株)			
失効(株)			
未行使残(株)			

	平成20年度第2回新株予約権	平成20年度第3回新株予約権	平成20年度第4回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
期首(株)			
付与(株)	11,750	407	350
失効(株)	104		
権利確定(株)			
未確定残(株)	11,646	407	350
権利確定後			
期首(株)			
権利確定(株)			
権利行使(株)			
失効(株)			
未行使残(株)			

b) 関係会社

1) ヤフーバリューインサイト株式会社

	第1回新株引受権	第2回新株引受権	第3回新株引受権
会社名	ヤフーバリューインサイト株式会社	ヤフーバリューインサイト株式会社	ヤフーバリューインサイト株式会社
権利確定前			
期首(株)	100	180	80
付与(株)			
失効(株)		5	30
権利確定(株)			
未確定残(株)	100	175	50
権利確定後			
期首(株)			
権利確定(株)			
権利行使(株)			
失効(株)			
未行使残(株)			

	第4回新株引受権	第1回新株予約権
会社名	ヤフーバリューインサイト株式会社	ヤフーバリューインサイト株式会社
権利確定前		
期首(株)	23	57
付与(株)		
失効(株)	9	19
権利確定(株)		
未確定残(株)	14	38
権利確定後		
期首(株)		
権利確定(株)		
権利行使(株)		
失効(株)		
未行使残(株)		

2) 株式会社ニューズウォッチ

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
会社名	株式会社ニューズウォッチ	株式会社ニューズウォッチ
権利確定前		
期首(株)	1,960	160
付与(株)		
失効(株)		
権利確定(株)		
未確定残(株)	1,960	160
権利確定後		
期首(株)		
権利確定(株)		
権利行使(株)		
失効(株)		
未行使残(株)		

単価情報

a) 提出会社

	第1回新株引受権	第2回新株引受権	第3回新株引受権	第4回新株引受権
権利行使価格(円)	51,270	38,086	19,416	9,559
行使時平均株価(円)			30,562	30,150
付与日における 公正な評価単価(円)				

	第5回新株引受権	平成14年度第1回 新株予約権	平成14年度第2回 新株予約権	平成15年度第1回 新株予約権
権利行使価格(円)	8,497	10,196	11,375	33,438
行使時平均株価(円)	30,119	27,340	46,875	44,900
付与日における 公正な評価単価(円)				

	平成15年度第2回 新株予約権	平成15年度第3回 新株予約権	平成15年度第4回 新株予約権	平成16年度第1回 新株予約権
権利行使価格(円)	51,478	47,813	78,512	65,290
行使時平均株価(円)				
付与日における 公正な評価単価(円)				

	平成16年度第2回 新株予約権	平成16年度第3回 新株予約権	平成16年度第4回 新株予約権	平成17年度第1回 新株予約権
権利行使価格(円)	62,488	65,375	60,563	58,500
行使時平均株価(円)				
付与日における 公正な評価単価(円)				

	平成17年度第2回 新株予約権	平成17年度第3回 新株予約権	平成17年度第4回 新株予約権	平成18年度第1回 新株予約権
権利行使価格(円)	62,000	79,500	67,940	47,198
行使時平均株価(円)				
付与日における 公正な評価単価(円)(注)1			30,958 35,782 39,196	24,564 26,803 28,156

	平成18年度第2回 新株予約権	平成18年度第3回 新株予約権	平成19年度第1回 新株予約権	平成19年度第2回 新株予約権
権利行使価格(円)	44,774	47,495	45,500	40,320
行使時平均株価(円)				
付与日における 公正な評価単価(円)(注)1	23,832 25,311 26,766	20,435 23,448 25,578	22,586 25,697 27,206	17,061 18,121 20,659

	平成19年度第3回 新株予約権	平成19年度第4回 新株予約権	平成20年度第1回 新株予約権	平成20年度第2回 新株予約権
権利行使価格(円)	51,162	47,500	51,781	40,505
行使時平均株価(円)				
付与日における 公正な評価単価(円)(注)1	20,900 23,651 26,853	20,289 23,128 24,691	16,538 18,525 21,037	14,918 15,716 17,980

	平成20年度第3回 新株予約権	平成20年度第4回 新株予約権
権利行使価格(円)	34,000	32,341
行使時平均株価(円)		
付与日における 公正な評価単価(円)(注)1	14,554 15,075 16,395	10,204 10,715 11,262

(注)1 ~ は、2(1)表中の権利確定条件及び対象勤務期間の ~ に対応しております。

b) 関係会社

1) ヤフーバリューインサイト株式会社

	第1回新株引受権	第2回新株引受権	第3回新株引受権
権利行使価格(円)	50,000	150,000	400,000
行使時平均株価(円)			
付与日における 公正な評価単価(円)			

	第4回新株引受権	第1回新株予約権
権利行使価格(円)	450,000	450,000
行使時平均株価(円)		
付与日における 公正な評価単価(円)		

2) 株式会社ニューズウォッチ

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格(円)	50,000	50,000
行使時平均株価(円)		
付与日における 公正な評価単価(円)		

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	平成20年度第1回 新株予約権	平成20年度第2回 新株予約権	平成20年度第3回 新株予約権	平成20年度第4回 新株予約権
株価変動性(注)2	44.6% 47.8% 52.4%	44.0% 44.6% 49.8%	45.8% 45.7% 48.5%	45.3% 45.5% 45.9%
予想残期間(注)3	5.96年 6.46年 6.96年	5.96年 6.46年 6.96年	5.96年 6.46年 6.96年	5.96年 6.46年 6.96年
予想配当(注)4	配当利回り0.24%	配当利回り0.28%	配当利回り0.31%	配当利回り0.38%
無リスク利率 (注)5	1.18% 1.20% 1.24%	1.06% 1.08% 1.11%	1.01% 1.06% 1.13%	0.84% 0.89% 0.95%

(注)1 ~ は、2(1)表中の権利確定条件及び対象勤務期間の ~ に対応しております。

2 以下の区分ごとの期間の株価実績に基づき算定しております。

<平成20年度第1回新株予約権>

平成14年5月20日～平成20年5月9日の株価実績に基づき算定

平成13年11月19日～平成20年5月9日の株価実績に基づき算定

平成13年5月21日～平成20年5月9日の株価実績に基づき算定

<平成20年度第2回新株予約権>

平成14年8月19日～平成20年8月8日の株価実績に基づき算定

平成14年2月18日～平成20年8月8日の株価実績に基づき算定

平成13年8月20日～平成20年8月8日の株価実績に基づき算定

<平成20年度第3回新株予約権>

平成14年11月18日～平成20年11月7日の株価実績に基づき算定

平成14年5月20日～平成20年11月7日の株価実績に基づき算定

平成13年11月19日～平成20年11月7日の株価実績に基づき算定

<平成20年度第4回新株予約権>

平成15年2月17日～平成21年2月6日の株価実績に基づき算定

平成14年8月19日～平成21年2月6日の株価実績に基づき算定

平成14年2月18日～平成21年2月6日の株価実績に基づき算定

3 十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

4 平成20年3月期の配当実績によっております。

5 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

過去の退職率の実績に基づき、権利不確定による失効数を見積もっております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

項目	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
繰延税金資産		
未払事業税	2,175	284
未払事業所税	31	39
未払金	98	168
貸倒引当金	736	181
長期前払費用償却	337	492
投資有価証券評価損	806	753
繰越欠損金	246	250
減価償却費	3,777	5,792
出資金評価損	5	
ポイント引当金	888	1,107
未払費用		656
資産調整勘定		4,583
その他	553	618
繰延税金資産小計	9,658	14,929
評価性引当額	289	3,923
繰延税金資産合計	9,368	11,006
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,164	156
繰延税金負債合計	1,164	156
繰延税金資産(負債)の純額	8,204	10,849

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
法定実効税率 (調整)	40.7%
投資有価証券評価損	1.5
のれん償却額	1.2
持分法投資損益	1.1
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2
その他	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.5

当連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(単位:百万円)

	広告事業	ビジネス サービス事業	パーソナル サービス事業	計	消去また は全社	連結
売上高および営業損益						
売上高						
(1)外部顧客に 対する売上高	131,041	57,999	72,986	262,027		262,027
(2)セグメント間の内部 売上高または振替高	3	70	66	140	(140)	
計	131,044	58,069	73,053	262,167	(140)	262,027
営業費用	66,294	34,506	24,370	125,171	12,048	137,219
営業利益	64,749	23,563	48,682	136,996	(12,188)	124,807
資産、減価償却費およ び資本的支出						
資産	44,828	34,827	31,923	111,579	258,080	369,660
減価償却費	4,165	2,323	2,966	9,455	724	10,179
資本的支出	4,529	2,516	3,189	10,236	744	10,980

(注) (1) 事業区分の方法
事業は、市場性を考慮した売上集計単位により区分しております。

(2) 事業区分の内容

事業区分	主要サービス
広告事業	インターネット広告による売上、またはそれに付随する売上。 ・ ディスプレイ広告(バナー広告、テキスト広告、メール広告)、 企画広告制作費 ・ 検索連動広告 等
ビジネスサービス事業	広告以外の法人向けビジネスによる売上。 ・ 「Yahoo!リクナビ」、「Yahoo!不動産」、「Yahoo!自動車」等の 情報掲載料 ・ 「Yahoo!オークション」、「Yahoo!ショッピング」のテナント 料・手数料 ・ 「Yahoo!BB」新規獲得インセンティブ・継続インセンティブ ・ 「Yahoo!リサーチ」、ビジネスエクスプレス、「Yahoo!ウェブホ スティング」等の売上
パーソナルサービス事業	個人向けビジネスによる売上。 ・ 「Yahoo!オークション」のシステム利用料 ・ 「Yahoo!プレミアム」の売上 ・ 「Yahoo!BB」のISP料金、コンテンツ料金 等

(3) 営業費用のうち、消去または全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、12,048百万円であり、人事・経理等の本社費用および各セグメント共通の費用で便益の程度が直接把握できない費用部分であります。

(4) 消去または全社の項目に含めた資産258,080百万円の主なものは、現預金、親会社の投資(投資有価証券および出資金)、オフィスにかかる敷金保証金等(差入保証金)および各セグメント共通の資産であります。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(単位：百万円)

	広告事業	ビジネス サービス事業	パーソナル サービス事業	計	消去また は全社	連結
売上高および営業損益						
売上高						
(1)外部顧客に 対する売上高	138,887	54,207	72,659	265,754		265,754
(2)セグメント間の内部 売上高または振替高	0	347	11	360	(360)	
計	138,888	54,554	72,671	266,114	(360)	265,754
営業費用	65,425	33,778	19,946	119,150	11,985	131,135
営業利益	73,462	20,776	52,724	146,963	(12,345)	134,618
資産、減価償却費およ び資本的支出						
資産	37,004	44,567	19,871	101,443	210,107	311,551
減価償却費	5,097	2,964	2,824	10,885	631	11,516
資本的支出	12,842	6,378	6,861	26,082	1,441	27,523

(注) (1) 事業区分の方法

事業は、市場性を考慮した売上集計単位により区分しております。

(2) 事業区分の内容

事業区分	主要サービス
広告事業	インターネット広告による売上、またはそれに付随する売上。 ・ ディスプレイ広告(バナー、テキスト、メール、動画)、 企画広告制作費 ・ 成果連動型広告(検索連動型広告、興味関心連動型広告、 コンテンツ連動型広告、アフィリエイト広告)等
ビジネスサービス事業	広告以外の法人向けビジネスによる売上。 ・ 「Yahoo!リクナビ」、「Yahoo!不動産」、「Yahoo!自動車」等の 情報掲載料 ・ 「Yahoo!オークション」、「Yahoo!ショッピング」の テナント料・手数料 ・ 「Yahoo!BB」新規獲得インセンティブ・継続インセンティブ ・ 「Yahoo!リサーチ」、「Yahoo!ビジネスエクスプレス」、 「Yahoo!ウェブホスティング」等の売上
パーソナルサービス事業	個人向けビジネスによる売上。 ・ 「Yahoo!オークション」のシステム利用料 ・ 「Yahoo!プレミアム」の売上 ・ 「Yahoo!BB」のISP料金、コンテンツ料金 等

(3) 営業費用のうち、消去または全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、11,985百万円であり、人事・経理等の本社費用および各セグメント共通の費用で便益の程度が直接把握できない費用部分であります。

(4) 消去または全社の項目に含めた資産210,107百万円の主なものは、現預金、親会社の投資(投資有価証券および出資金)、オフィスにかかる敷金保証金等(敷金及び保証金)および各セグメント共通の資産であります。

(5) 「第5 経理の状況、1 連結財務諸表等、(1) 連結財務諸表、会計処理の変更、(売上高の会計処理の変更)」にも記載があるとおり、従来、売上原価に計上していた当社のパートナーである他のサイト運営会社に支払うTAC(Traffic Acquisition Cost)や販売費及び一般管理費に計上していた販売代理店等に支払う手数料について、当連結会計年度より、売上高から控除する方法(純額表示)に変更いたしました。当該変更は、パートナーサイトを通じた事業機会拡大を図るオープン化戦略を展開し収益の多様化を図る中、当社とパートナーや代理店との役割分担およびリスク負担をあらためて検討した結果、売上高を純額で表示することがより合理的であると判断したことによります。当該変更により、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度と同一の方法によった場合に比べ、広告事業が24,931百万円、ビジネスサービス事業が1,421百万円、パーソナルサービス事業が3,838百万円減少しております。なお、セグメント別の営業利益に与える影響は軽微であります。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社および在外支店がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社および在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

海外売上高は連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

海外売上高は連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 親会社および法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	ヤフー・インク	米国カリフォルニア州	千\$ 1,527	インターネットを利用した広告の販売等	被所有 直接33.4 間接 0.1	兼任1名	ライセンスの使用	ロイヤルティの支払	7,509	未払金	2,718

(取引条件および取引条件の決定方針等)

・ロイヤルティについては、平成8年4月1日に締結したライセンス契約によっております。

2 役員および個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員	井上 雅博			当社代表取締役	被所有 直接0.1			ストックオプションの権利行使	23		
役員	梶川 朗			当社取締役	被所有 直接0.0			ストックオプションの権利行使	20		
役員	喜多埜 裕明			当社取締役	被所有 直接0.0			ストックオプションの権利行使	11		

(注)平成12年12月8日開催の臨時株主総会決議、平成13年12月7日開催の臨時株主総会決議および平成14年6月20日開催の第7回定時株主総会決議により旧商法第280条ノ19、第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき付与されたストックオプション(新株引受権・新株予約権)による当連結会計年度における権利行使を記載しております。

なお、「取引金額」欄は、当連結会計年度におけるストックオプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

3 兄弟会社等

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に加えて、連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等が開示対象に追加されております。

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ソフトバンク株	東京都港区	187,681	持株会社	被所有 直接 41.0 間接 1.1	役員の兼任	株式の購入	45,000		

(注) 1 ソフトバンクIDCソリューションズ株式会社の株式を平成21年2月24日に取得した取引であり、平成21年3月30日に同社を吸収合併しております。

2 取得価額については、取得時の時価純資産(潜在的繰延税金資産価値を含む)、将来キャッシュ・フロー(当グループとのシナジー効果を含む)、第三者算定機関による評価等を総合的に勘案し、交渉により決定されております。

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社 を持つ会社 (注)2	ソフトバンク IDCソリューションズ株						株式の購入	11,500		

(注) 1 ソフトバンクIDC株式会社の株式を平成21年2月20日に取得した取引であります。

2 当社は、平成21年3月30日付でソフトバンクIDCソリューションズ株式会社を吸収合併しております。

3 取得価額については、将来キャッシュ・フロー、第三者算定機関による評価等を総合的に勘案し、交渉により決定されております。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	梶川 朗			当社取締役	被所有 直接0.0	ストックオプションの権利行使	ストックオプションの権利行使	10		
役員	喜多埜 裕明			当社取締役	被所有 直接0.0	ストックオプションの権利行使	ストックオプションの権利行使	11		

(注) 平成12年12月8日開催の臨時株主総会決議、平成13年12月7日開催の臨時株主総会決議および平成14年6月20日開催の第7回定時株主総会決議により旧商法第280条ノ19、第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき付与されたストックオプション(新株引受権・新株予約権)による当連結会計年度における権利行使を記載しております。

なお、「取引金額」欄は、当連結会計年度におけるストックオプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社 の子会社	ヤフー・サール	スイス ヴォー州	CHF 20,000	インターネ ット広告事 業		サービス提 供契約の締 結	サービスフ ィーの支払	12,888	買掛金	1,553

(注) サービスフィーについては、平成19年8月31日に締結したサービス提供契約によっております。なお、平成20年8月1日付で、ヤフー・サールはオーバーチュア・サーチ・サービス・(アイルランド)・リミテッド(以下、「OSSIL」という)より契約上の地位の譲渡を受けております。平成20年4月から平成20年7月までのOSSILとの取引金額は7,461百万円であります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ソフトバンク株式会社(東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額(円)	4,100.94	4,029.47
1株当たり当期純利益金額(円)	1,035.27	1,255.52
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額(円)	1,033.79	1,254.18

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額 (百万円)	250,672	236,469
普通株式に係る純資産額(百万円)	248,107	234,144
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	116	259
少数株主持分	2,449	2,066
普通株式の発行済株式数(株)	60,502,022	58,107,980
普通株式の自己株式数(株)	1,932	
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(株)	60,500,089	58,107,980

2 1株当たり当期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	62,617	74,715
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る当期純利益(百万円)	62,617	74,715
普通株式の期中平均株式数(株)	60,484,810	59,509,367
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	86,552	63,485
(うち新株引受権)	(61,741)	(47,417)
(うち新株予約権)	(24,810)	(16,067)
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり当期純利益の算定に 含めなかった潜在株式の概要	第1回新株引受権、平成15年度第2回、第3回、第4回、平成16年度第1回、第2回、第3回、第4回、平成17年度第1回、第2回、第3回、第4回、平成18年度第1回、第2回、第3回、平成19年度第1回、第3回新株予約権。これらの詳細は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載したとおりであります。	第1回、第2回新株引受権、平成15年度第2回、第3回、第4回、平成16年度第1回、第2回、第3回、第4回、平成17年度第1回、第2回、第3回、第4回、平成18年度第1回、第2回、第3回、平成19年度第1回、第2回、第3回、第4回、平成20年度第1回、第2回、第3回、第4回新株予約権。これらの詳細は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載したとおりであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>自己株式の取得について</p> <p>当社は、平成20年5月23日開催の取締役会において、資本効率の向上を図るとともに、株主還元を目的として、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。</p> <p>概要は以下のとおりであります。</p> <p>(1)取得対象株式の種類 当社普通株式</p> <p>(2)取得しうる株式の総数 1,210,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 2.00%)</p> <p>(3)株式の取得価額の総額 60,000百万円(上限)</p> <p>(4)取得方式 信託方式による市場買付</p> <p>(5)取得期間 平成20年6月2日～平成20年9月24日</p> <p>なお、取得した株式は全て消却する予定であります。</p>	

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金				
1年以内に返済予定 の長期借入金	20,000	20,000	1.2	
1年以内に返済予定 のリース債務		99	2.4	
長期借入金 (1年以内に返済予 定のものを除く)	30,000	10,000	1.2	平成22年5月
リース債務 (1年以内に返済予 定のものを除く)		354	2.5	平成23年9月 ～平成26年10月
合計	50,000	30,453		

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

(単位:百万円)

区分	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	10,000			
リース債務	101	100	97	54

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日	自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日	自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日
売上高(百万円)	65,557	66,070	66,986	67,139
税金等調整前 四半期純利益金額 (百万円)	33,105	31,448	32,731	29,090
四半期純利益金額 (百万円)	19,158	17,735	19,133	18,687
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	317.50	299.08	322.72	316.17

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	97,227	16,485
売掛金	¹ 31,566	¹ 28,109
割賦売掛金	² 5,127	² 7,489
たな卸資産	-	³ 183
貯蔵品	148	-
前渡金	45	3
前払費用	1,408	1,947
未収入金	1,378	2,325
繰延税金資産	4,077	2,740
その他	433	845
貸倒引当金	2,093	1,449
流動資産合計	139,319	58,681
固定資産		
有形固定資産		
建物	-	8,259
減価償却累計額	-	2,789
建物（純額）	-	5,469
建物附属設備	4,081	-
減価償却累計額	1,182	-
建物附属設備（純額）	2,898	-
構築物	-	304
減価償却累計額	-	32
構築物（純額）	-	271
機械及び装置	-	7,166
減価償却累計額	-	2,484
機械及び装置（純額）	-	4,682
工具、器具及び備品	35,456	37,621
減価償却累計額	23,031	27,216
工具、器具及び備品（純額）	12,424	10,405
土地	-	5,001
建設仮勘定	-	2,114
有形固定資産合計	15,323	27,945
無形固定資産		
のれん	-	853
商標権	1	1
特許権	4	4
ソフトウェア	9,310	10,605
電話加入権	6	6
その他	2	31
無形固定資産合計	9,325	11,503

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	151,779	150,563
関係会社株式	24,981	23,425
出資金	448	117
関係会社出資金	74	-
関係会社長期貸付金	-	250
長期前払費用	100	296
破産更生債権等	17	85
敷金及び保証金	5,379	6,271
繰延税金資産	9,419	14,743
その他	-	15
貸倒引当金	17	89
投資その他の資産合計	192,183	195,678
固定資産合計	216,833	235,127
資産合計	356,152	293,808
負債の部		
流動負債		
買掛金	548	503
短期借入金	20,000	20,000
未払金	12,865	13,310
未払費用	521	1,075
未払賞与	1,280	1,236
未払法人税等	28,312	195
未払消費税等	1,962	1,267
預り金	356	402
前受収益	163	418
リース債務	-	61
役員賞与引当金	202	203
ポイント引当金	2,292	2,767
その他	479	779
流動負債合計	68,985	42,222
固定負債		
長期借入金	30,000	10,000
リース債務	-	234
負ののれん	-	5,320
固定負債合計	30,000	15,554
負債合計	98,985	57,777

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,366	7,444
資本剰余金		
資本準備金	2,447	2,525
資本剰余金合計	2,447	2,525
利益剰余金		
利益準備金	27	27
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	245,506	225,547
利益剰余金合計	245,534	225,575
自己株式	28	-
株主資本合計	255,318	235,545
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,732	227
評価・換算差額等合計	1,732	227
新株予約権	116	259
純資産合計	257,167	236,031
負債純資産合計	356,152	293,808

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
売上高	220,750	1 224,588
売上原価	4,538	4,007
売上総利益	216,211	220,580
販売費及び一般管理費		
業務委託費	15,388	15,515
広告宣伝費	855	742
情報提供料	5,793	6,333
販売手数料	11,377	4,286
販売促進費	2 4,275	2 4,919
貸倒引当金繰入額	1,802	776
役員報酬	168	174
役員賞与引当金繰入額	202	202
給料及び手当	11,443	15,083
退職給付費用	607	798
賞与	4,218	4,819
福利厚生費	1,700	2,219
会議費	12	15
通信費	8,182	9,347
賃借料	5,030	5,938
事務用品費	415	309
什器備品費	356	281
ロイヤルティ	7,512	7,867
租税公課	1,056	941
支払報酬	360	325
減価償却費	9,044	10,391
その他	3 4,446	3 5,601
販売費及び一般管理費合計	94,250	96,890
営業利益	121,961	123,689
営業外収益		
受取利息	325	222
受取配当金	44	164
業務受託手数料	22	1 4,012
出資金運用益	57	-
為替差益	95	37
その他	112	46
営業外収益合計	658	4,484
営業外費用		
支払利息	618	459
固定資産除却損	234	240
その他	182	196
営業外費用合計	1,035	896
経常利益	121,584	127,278

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
特別利益		
投資有価証券売却益	4,187	4,718
受取補償金	-	191
その他	-	70
特別利益合計	187	980
特別損失		
投資有価証券評価損	5,12,153	5,8,363
投資有価証券売却損	-	6,2,665
事務所移転費用	-	1,566
その他	725	2,084
特別損失合計	12,878	14,680
税引前当期純利益	108,892	113,578
法人税、住民税及び事業税	50,143	25,090
法人税等調整額	5,737	20,125
法人税等合計	44,406	45,215
当期純利益	64,486	68,363

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
事業費					
1 外注費		201	4.4	156	3.9
2 業務委託費		1,064	23.5	1,093	27.2
3 その他		3,269	72.1	2,765	68.9
計		4,535	100.0	4,015	100.0
期首仕掛品たな卸高		3			
合計		4,538		4,015	
期末仕掛品たな卸高				7	
売上原価		4,538		4,007	

(注)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
原価計算の方法 個別原価計算による実際原価計算であります。	原価計算の方法 同左

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	7,187	7,366
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	179	78
当期変動額合計	179	78
当期末残高	7,366	7,444
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	2,268	2,447
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	179	78
当期変動額合計	179	78
当期末残高	2,447	2,525
資本剰余金合計		
前期末残高	2,268	2,447
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	179	78
当期変動額合計	179	78
当期末残高	2,447	2,525
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	27	27
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	27	27
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	186,825	245,506
当期変動額		
剰余金の配当	5,805	6,292
自己株式の消却	-	82,029
当期純利益	64,486	68,363
当期変動額合計	58,681	19,958
当期末残高	245,506	225,547
利益剰余金合計		
前期末残高	186,853	245,534
当期変動額		
剰余金の配当	5,805	6,292
自己株式の消却	-	82,029
当期純利益	64,486	68,363
当期変動額合計	58,681	19,958
当期末残高	245,534	225,575
自己株式		
前期末残高	28	28
当期変動額		
自己株式の取得	0	82,001
自己株式の消却	-	82,029
当期変動額合計	0	28
当期末残高	28	-

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本合計		
前期末残高	196,280	255,318
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	358	156
自己株式の取得	0	82,001
自己株式の消却	-	-
剰余金の配当	5,805	6,292
当期純利益	64,486	68,363
当期変動額合計	59,038	19,773
当期末残高	255,318	235,545
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	1,366	1,732
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	365	1,505
当期変動額合計	365	1,505
当期末残高	1,732	227
評価・換算差額等合計		
前期末残高	1,366	1,732
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	365	1,505
当期変動額合計	365	1,505
当期末残高	1,732	227
新株予約権		
前期末残高	30	116
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	86	143
当期変動額合計	86	143
当期末残高	116	259
純資産合計		
前期末残高	197,677	257,167
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	358	156
自己株式の取得	0	82,001
自己株式の消却	-	-
剰余金の配当	5,805	6,292
当期純利益	64,486	68,363
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	451	1,361
当期変動額合計	59,490	21,135
当期末残高	257,167	236,031

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 有価証券の評価基準 および評価方法	(1) 満期保有目的の債券 償却原価法 (2) 子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法 (3) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時 価法(評価差額は全部純資産直 入法により処理し、売却原価は 移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合お よびそれに類する組合への出資 (金融商品取引法第2条第2項 により有価証券とみなされるも の)については、組合契約に規 定される決算報告日に応じて入 手可能な最近の決算書を基礎と し、持分相当額を純額で取り込 む方法によっております。	(1) 満期保有目的の債券 同左 (2) 子会社株式および関連会社株式 同左 (3) その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 デリバティブ等の評価 基準および評価方法	デリバティブ 時価法 (振当処理をした為替予約を除く)	デリバティブ 同左
3 たな卸資産の評価基準 および評価方法	仕掛品・貯蔵品 個別法による原価法	評価基準は原価法(収益性の低下に よる簿価切下げの方法)によってお ります。 (1) 商品・仕掛品・貯蔵品 主に個別法 (2) 製品 主に先入先出法 (会計方針の変更) 当事業年度より「棚卸資産の評価 に関する会計基準」(企業会計基 準第9号 平成18年7月5日公表 分)を適用しております。 当該変更に伴う損益に与える影響 はありません。

項目	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
4 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法 (会計方針の変更) 法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号) および(法人税法施行令の一部を改正する政令平成19年3月30日 政令第83号)) に伴い、平成19年4月1日以降に取得したのものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報) 平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) データセンターに関する資産 主に定額法 上記以外の資産 定率法 (追加情報) 従来、有形固定資産の減価償却は定率法によっておりましたが、ソフトバンクIDCソリューションズ(株)を吸収合併したことに伴い引き継いだデータセンターに関する資産については、主に定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) ソフトウェア 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 のれんおよび負ののれん のれんおよび負ののれんは、発生年度より実質的判断による年数の見積が可能なものは、その見積年数で、その他については5年間の定額法により償却しております。但し、金額が僅少な場合には、発生年度にその全額を償却しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>

項目	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(3) ポイント引当金 販売促進を目的とするポイント制度に基づき、顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 役員賞与引当金 同左</p> <p>(3) ポイント引当金 同左</p>
6 リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	
7 ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっております。 なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。 ヘッジ手段 為替予約取引 ヘッジ対象 外貨建債権・債務および外貨建予定取引</p> <p>(3) ヘッジ方針 デリバティブ取引に関する権限規程および取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場リスクを一定の範囲内でヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象およびヘッジ手段に応じて、比率分析等により、ヘッジ取引の事前、事後に有効性の評価を行っております。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>
8 その他財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>消費税の会計処理 同左</p>

【会計処理の変更】

<p>前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。</p>
	<p>(売上高の会計処理の変更)</p> <p>従来、売上原価に計上していた当社のパートナーである他のサイト運営会社に支払うTAC(Traffic Acquisition Cost)や販売費及び一般管理費に計上していた販売代理店等に支払う手数料について、当事業年度より、売上高から控除する方法(純額表示)に変更いたしました。当該変更は、パートナーサイトを通じた事業機会拡大を図るオープン化戦略を展開し収益の多様化を図る中、当社とパートナーや代理店との役割分担およびリスク負担をあらためて検討した結果、売上高を純額で表示することがより合理的であると判断したことによります。当該変更により、変更を行わなかった場合に比べ、当事業年度の売上高は8,842百万円、売上原価は961百万円、販売費及び一般管理費は7,880百万円、それぞれ少なく計上されており、その結果、売上総利益は7,880百万円少なく計上されております。営業利益、経常利益および税引前当期純利益への影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)						
<p>(貸借対照表)</p> <p>前事業年度において流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「割賦売掛金」は、資産の合計額の百分の一を超えることになったため当事業年度より区分掲記いたしました。</p> <p>なお、前事業年度における「割賦売掛金」の金額は1,567百万円であります。</p>	<p>(貸借対照表)</p> <p>前事業年度において有形固定資産の「建物附属設備」として掲記されたものは、当事業年度から「建物」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当事業年度の「建物」に含まれている「建物附属設備」の金額は以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">建物附属設備</td> <td style="text-align: right;">4,690百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,258</td> </tr> <tr> <td>建物附属設備(純額)</td> <td style="text-align: right;">3,431</td> </tr> </table>	建物附属設備	4,690百万円	減価償却累計額	1,258	建物附属設備(純額)	3,431
建物附属設備	4,690百万円						
減価償却累計額	1,258						
建物附属設備(純額)	3,431						
	<p>(貸借対照表)</p> <p>前事業年度において流動資産の「貯蔵品」として掲記されたものは、当事業年度から「たな卸資産」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当事業年度の「たな卸資産」に含まれている「貯蔵品」の金額は、145百万円であります。</p>						
<p>(損益計算書)</p> <p>前事業年度において営業外費用に区分掲記しておりました「借入手数料」は、金額的重要性が乏しいため、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当事業年度における当該金額は、4百万円であります。</p>							

【注記事項】

(貸借対照表関係)

項目	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
1 関係会社に対する資産負債	売掛金 8,789百万円 未払金 3,921	売掛金 8,272百万円 未払金 4,082
2 割賦売掛金	当社が発行したクレジットカードにおいて、会員がカードショッピングおよびカードキャッシングを利用したことにより発生した未回収債権であります。	同左
3 たな卸資産		商品及び製品 30百万円 仕掛品 7 貯蔵品 145
4 貸出コミットメント	クレジットカード業務に附帯するキャッシング業務を行っております。当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。 貸出コミットメントの総額 14,885百万円 貸出実行残高 943 差引額 13,942	クレジットカード業務に附帯するキャッシング業務を行っております。当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。 貸出コミットメントの総額 18,059百万円 貸出実行残高 1,336 差引額 16,723

(損益計算書関係)

項目	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1 関係会社に対する事項		売上高 70,488百万円 業務受託手数料 4,012
2 販売促進費に含まれるポイント費用の額	ポイント費用 657百万円	ポイント費用 881百万円
3 一般管理費に含まれる研究開発費	研究開発費 96百万円	研究開発費 212百万円
4 投資有価証券売却益に含まれる関係会社株式売却益	関係会社株式売却益 187百万円	関係会社株式売却益 2百万円
5 投資有価証券評価損に含まれる関係会社株式評価損	関係会社株式評価損 12,029百万円	関係会社株式評価損 4,632百万円
6 投資有価証券売却損に含まれる関係会社株式売却損		関係会社株式売却損 2,665百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,925.84	6.64		1,932.48

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

買取請求による増加 6.64株

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,932.48	2,401,572.64	2,403,505.12	

(変動事由の概要)

(増加)旧商法第220条ノ6第1項による端株の買取請求 12.64株

会社法第155条第13号による取得 6,560株

会社法第155条第3号による取得 2,395,000株

(減少)自己株式の消却 2,403,505.12株

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)				当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース取引開始日が平成20年 3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引			
1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額 (単位：百万円)				1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額 (単位：百万円)			
	取得価額 相当額	減価償却 累計額相当額	期末残高 相当額		取得価額 相当額	減価償却 累計額相当額	期末残高 相当額
有形固定資産 (工具、器具及び備品)	3	0	2	有形固定資産 (機械及び装置)	18	11	6
合 計	3	0	2	有形固定資産 (工具、器具及び備品)	551	346	204
				合 計	569	357	211
2 未経過リース料期末残高相当額				2 未経過リース料期末残高相当額			
一年以内		1百万円		一年以内		122百万円	
一年超		1		一年超		99	
合 計		2		合 計		222	
3 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額				3 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額			
支払リース料		0百万円		支払リース料		7百万円	
減価償却費相当額		0		減価償却費相当額		6	
支払利息相当額		0		支払利息相当額		0	
4 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				4 減価償却費相当額の算定方法 同左			
5 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。				5 利息相当額の算定方法 同左			
オペレーティング・リース取引				ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引			
				1 リース資産の内容			
未経過リース料				有形固定資産			
一年以内		1,299百万円		主に、ビジネスサービス事業におけるデータセンターに関する資産であります。			
一年超		2,572		無形固定資産			
合 計		3,871		ソフトウェアであります。			
				2 リース資産の減価償却の方法			
				リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			
				オペレーティング・リース取引			
				オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料			
				一年以内		6,435百万円	
				一年超		11,007	
				合 計		17,442	

(有価証券関係)

子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成20年3月31日)			当事業年度 (平成21年3月31日)		
	貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
関連会社株式	11,718	10,286	1,432	3,579	3,769	190
計	11,718	10,286	1,432	3,579	3,769	190

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

項目	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
繰延税金資産		
未払事業税	2,105	39
未払事業所税	31	102
未払金	93	103
貸倒引当金	733	180
長期前払費用償却	337	492
投資有価証券評価損	6,586	8,403
減価償却費	3,641	5,780
出資金評価損	5	
ポイント引当金	888	1,072
未払費用		656
その他	261	807
繰延税金資産合計	14,685	17,640
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,188	155
繰延税金負債合計	1,188	155
繰延税金資産(負債)の純額	13,496	17,484

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度および当事業年度においては、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額(円)	4,248.77	4,057.49
1株当たり当期純利益金額(円)	1,066.16	1,148.78
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額(円)	1,064.64	1,147.56

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額 (百万円)	257,167	236,031
普通株式に係る純資産額(百万円)	257,051	235,772
差額の主な内訳(百万円) 新株予約権	116	259
普通株式の発行済株式数(株)	60,502,022	58,107,980
普通株式の自己株式数(株)	1,932	
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	60,500,089	58,107,980

2 1株当たり当期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額

項目	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	64,486	68,363
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る当期純利益(百万円)	64,486	68,363
普通株式の期中平均株式数(株)	60,484,810	59,509,367
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	86,552	63,485
(うち新株引受権)	(61,741)	(47,417)
(うち新株予約権)	(24,810)	(16,067)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第1回新株引受権、平成15年度第2回、第3回、第4回、平成16年度第1回、第2回、第3回、第4回、平成17年度第1回、第2回、第3回、第4回、平成18年度第1回、第2回、第3回、平成19年度第1回、第3回新株予約権。これらの詳細は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載したとおりであります。	第1回、第2回新株引受権、平成15年度第2回、第3回、第4回、平成16年度第1回、第2回、第3回、第4回、平成17年度第1回、第2回、第3回、第4回、平成18年度第1回、第2回、第3回、平成19年度第1回、第2回、第3回、第4回、平成20年度第1回、第2回、第3回、第4回新株予約権。これらの詳細は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載したとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>自己株式の取得について</p> <p>当社は、平成20年5月23日開催の取締役会において、資本効率の向上を図るとともに、株主還元を目的として、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。</p> <p>概要は以下のとおりであります。</p> <p>(1)取得対象株式の種類 当社普通株式</p> <p>(2)取得しうる株式の総数 1,210,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 2.00%)</p> <p>(3)株式の取得価額の総額 60,000百万円(上限)</p> <p>(4)取得方式 信託方式による市場買付</p> <p>(5)取得期間 平成20年6月2日～平成20年9月24日</p> <p>なお、取得した株式は全て消却する予定であります。</p>	

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
(投資有価証券)		
その他有価証券		
BBモバイル(株)	600,000	120,000
(株)ジャパンネット銀行	344,000	25,800
GMOインターネット(株)	5,054,152	1,693
(株)テレウェイヴ (現 (株)SBR)	102,147	762
(株)アイスタイル	7,308	582
夢の街創造委員会(株)	5,100	387
SBMグルメソリューションズ(株)	3,680	257
(株)セプテーニ・ホールディングス	7,000	227
(株)ベクター	7,400	196
(株)サイネックス	648,000	194
その他20銘柄	62,899	462
計		150,563

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	4,081	5,342	1,164	8,259	2,789	466	5,469
構築物		304		304	32	0	271
機械及び装置		7,166		7,166	2,484	3	4,682
工具、器具及び備品	35,456	5,612	3,447	37,621	27,216	7,016	10,405
土地		5,001		5,001			5,001
建設仮勘定		2,114		2,114			2,114
有形固定資産計	39,537	25,541	4,611	60,467	32,522	7,486	27,945
無形固定資産							
のれん		1,078		1,078	224	224	853
商標権	2			2	0	0	1
特許権	6			6	1	0	4
ソフトウェア	13,647	5,757	1,472	17,932	7,327	3,043	10,605
電話加入権	6	0		6			6
その他	3	160		164	132	131	31
無形固定資産計	13,665	6,997	1,472	19,189	7,686	3,400	11,503
長期前払費用	100	281	85	296			296

(注) 1 前事業年度において有形固定資産の「建物附属設備」として掲記されたものは、当事業年度から「建物」に含めて表示しております。

2 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物	合併によるもの	5,155百万円
機械及び装置	合併によるもの	7,166
工具、器具及び備品	サーバー・ストレージの購入	2,099
	ネットワーク関連機器の購入	241
	バックアップサーバー等の購入	1,563
土地	合併によるもの	5,001
ソフトウェア	合併によるもの	1,785

3 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

工具器具備品	移転等による除却	3,419百万円
--------	----------	----------

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金 (注)	2,111	1,538	1,709	401	1,538
役員賞与引当金	202	203	202		203
ポイント引当金 (注)	2,292	2,767		2,292	2,767

(注) 貸倒引当金およびポイント引当金の当期減少額(その他)は、洗替えによる取崩額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1 資産の部

1) 現金及び預金

区分	金額(百万円)
預金	
当座預金	1
普通預金	16,484
合計	16,485

2) 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
オーバークチュア(株)	6,036
(株)サイバー・コミュニケーションズ	3,992
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(株)	1,105
(株)サイバーエージェント	741
(株)リクルート	425
その他 (注)	15,809
合計	28,109

(注) 個人利用者他

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (百万円) (A)	当期発生高 (百万円) (B)	当期回収高 (百万円) (C)	次期繰越高 (百万円) (D)	回収率 (%)	滞留期間(日)
				(C) ----- (A) + (B) × 100	(A) + (D) ----- 2 ----- (B) ----- 365
31,566	246,458	249,915	28,109	89.9	44.2

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

3) たな卸資産

商品及び製品

区分	品目	金額(百万円)
商品	地図関連	0
製品	地図関連	30
合計		30

仕掛品

品目	金額(百万円)
地図関連	7
合計	7

貯蔵品

品目	金額(百万円)
Yahoo! JAPANカードの在庫等	145
合計	145

4) 関係会社株式

区分	金額(百万円)
ソフトバンクIDC(株)	11,500
オーバーチュア(株)	2,232
ファーストサーバ(株)	1,971
ヤフーバリューインサイト(株)	1,953
バリューコマース(株)	1,217
その他	4,548
合計	23,425

5) 繰延税金資産

繰延税金資産は、流動資産と固定資産の合計で17,484百万円であり、その内容については、「2 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (税効果会計関係)」に記載しております。

2 負債の部

1) 買掛金

相手先	金額(百万円)
図書印刷(株)	45
TVバンク(株)	30
SBIホールディングス(株)	28
Boonty Asia Pte Ltd	24
ソフトバンクテレコム(株)	22
その他	353
合計	503

2) 短期借入金

区分	金額(百万円)
シンジケートローン(注)	20,000
合計	20,000

(注) シンジケートローンは、株式会社みずほコーポレート銀行を主幹事とするものであります。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	
単元未満株式の買取り・買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・買増手数料 買増請求受付停止期間	
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載を行う。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://ir.yahoo.co.jp/
株主に対する特典	

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づくもの(ストックオプション制度に伴う新株予約権発行)	平成20年4月25日 関東財務局長に提出
(2) (1)の臨時報告書の訂正報告書		平成20年5月12日 関東財務局長に提出
(3) 有価証券報告書およびその添付書類	事業年度 (第13期) 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	平成20年6月24日 関東財務局長に提出
(4) 自己株券買付状況報告書		平成20年7月2日 関東財務局長に提出
(5) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づくもの(ストックオプション制度に伴う新株予約権発行)	平成20年7月25日 関東財務局長に提出
(6) 自己株券買付状況報告書		平成20年8月1日 関東財務局長に提出
(7) 四半期報告書および確認書	第14期第1四半期 自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	平成20年8月8日 関東財務局長に提出
(8) (5)の臨時報告書の訂正報告書		平成20年8月11日 関東財務局長に提出
(9) 自己株券買付状況報告書		平成20年9月10日 関東財務局長に提出
(10) 第12期の有価証券報告書の訂正報告書		平成20年10月3日 関東財務局長に提出
(11) 第13期の有価証券報告書の訂正報告書		平成20年10月3日 関東財務局長に提出
(12) 自己株券買付状況報告書		平成20年10月6日 関東財務局長に提出
(13) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づくもの(ストックオプション制度に伴う新株予約権発行)	平成20年10月24日 関東財務局長に提出
(14) 四半期報告書および確認書	第14期第2四半期 自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日	平成20年11月7日 関東財務局長に提出

- | | | |
|---------------------------|---|--------------------------|
| (15) (13)の臨時報告書の
訂正報告書 | | 平成20年11月10日
関東財務局長に提出 |
| (16) 臨時報告書 | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第
2項第2号の2の規定に基づくもの(ストック
クオプション制度に伴う新株予約権発行) | 平成21年1月27日
関東財務局長に提出 |
| (17) 四半期報告書
および確認書 | 第14期第3四半期 自 平成20年10月1日
至 平成20年12月31日 | 平成21年2月10日
関東財務局長に提出 |
| (18) (16)の臨時報告書の
訂正報告書 | | 平成21年2月10日
関東財務局長に提出 |
| (19) 自己株券買付状況報告書 | | 平成21年4月2日
関東財務局長に提出 |
| (20) 臨時報告書 | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第
2項第2号の2の規定に基づくもの(ストック
クオプション制度に伴う新株予約権発行) | 平成21年4月28日
関東財務局長に提出 |
| (21) (20)の臨時報告書の
訂正報告書 | | 平成21年5月12日
関東財務局長に提出 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

ヤフー株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松 本 保 範

指定社員
業務執行社員 公認会計士 望 月 明 美

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているヤフー株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤフー株式会社及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に自己株式取得に係る事項が記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月8日

ヤフー株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松 本 保 範

指定社員
業務執行社員 公認会計士 望 月 明 美

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているヤフー株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤフー株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は売上原価に計上していたTAC (Traffic Acquisition Cost) や販売費及び一般管理費に計上していた販売代理店等に支払う手数料について、売上高から控除する方法に変更している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ヤフー株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、ヤフー株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

ヤフー株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松 本 保 範

指定社員
業務執行社員 公認会計士 望 月 明 美

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているヤフー株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤフー株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に自己株式取得に係る事項が記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月8日

ヤフー株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松 本 保 範

指定社員
業務執行社員 公認会計士 望 月 明 美

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているヤフー株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤフー株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針の変更に記載されているとおり、会社は売上原価に計上していたTAC (Traffic Acquisition Cost) や販売費及び一般管理費に計上していた販売代理店等に支払う手数料について、売上高から控除する方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。